

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**早期償還条項付ノックイン型 複数指標参照型
デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるバークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年12月3日満期 早期償還条項付ノックイン型 複数指標参照型 デジタルクーポン円建社債(以下「本債券」といいます。)のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただきため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容及び目論見書の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、当社が売出し人として直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の2つの参照指標終値が両方とも早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観察期間中の2つの参照指標終値のいずれか一方が、一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回った場合、満期償還金額は、2つの参照指標のうち、より値下がりの割合の高いいいずれか一方の指標に連動します。したがって、満期償還金額は、2つの参照指標の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはできません。
- 本債券は、2つの参照指標の水準、金利水準の変化や本債券の発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は2つの参照指標に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券の保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却するこ

とが困難となるおそれがあります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・お取引に際しては、購入対価のみをお支払いただきます。

本債券のお取引に関するリスクについて

(早期償還リスク)

- ・本債券は、2つの参照指数終値が両方とも早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、当該判定日の直後の早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

- ・上記のように、本債券の満期償還金額は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中において、2つの参照指数終値のいずれか一方でも、所定のノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回った場合には、満期償還金額が2つの参照指数のうち、より値下がりの割合の高いいずれか一方の指数に連動するため、結果として投資元本を割り込み、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- ・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および2つの参照指数の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆

に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、2つの参照指数の変化により本債券の市場価格は変動します。一般的に、2つの参照指数がいずれか一方でも下落する過程では債券価格は下落し、逆に2つの参照指数が上昇する過程では債券価格は上昇することになります。さらに、2つの参照指数の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。ただし、2つの参照指数の水準、円金利水準、2つの参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなつた場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

・本債券の発行者であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元利金の支払停止や遅延などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(中途売却リスク)

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は2つの参照指数に連動すること等から、流動性（換金性）が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券の保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、2つの参照指数の水準により適用される利率が変動します。利率決定日における2つの参照指数終値が両方とも、利率決定価格以上であれば高いほうの利率、いずれか一方でも利

率決定価格未満であれば低い方の利率が適用されます。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金

融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■ 「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第1種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00~17:00（土・日・祝日等を除く）

2014年5月

発行登録追補目論見書
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年12月3日満期

早期償還条項付ノックイン型複数指数参照型

デジタルクーポン円建社債

- 売 出 人 -

株式会社 SBI 証券

(注) 発行会社は、平成 26 年 4 月 14 日付で「2029 年 5 月 23 日満期 早期円償還・満期豪ドル償還条項付パワー・クーポン社債（愛称：パワー・デュアル債（円/豪ドル））」の売出しについて、平成 26 年 5 月 1 日付で「パークリーズ・バンク・ピーエルシー 2017 年 5 月 26 日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債」の売出しについて、また平成 26 年 5 月 8 日付で「パークリーズ・バンク・ピーエルシー 2015 年 12 月 10 日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

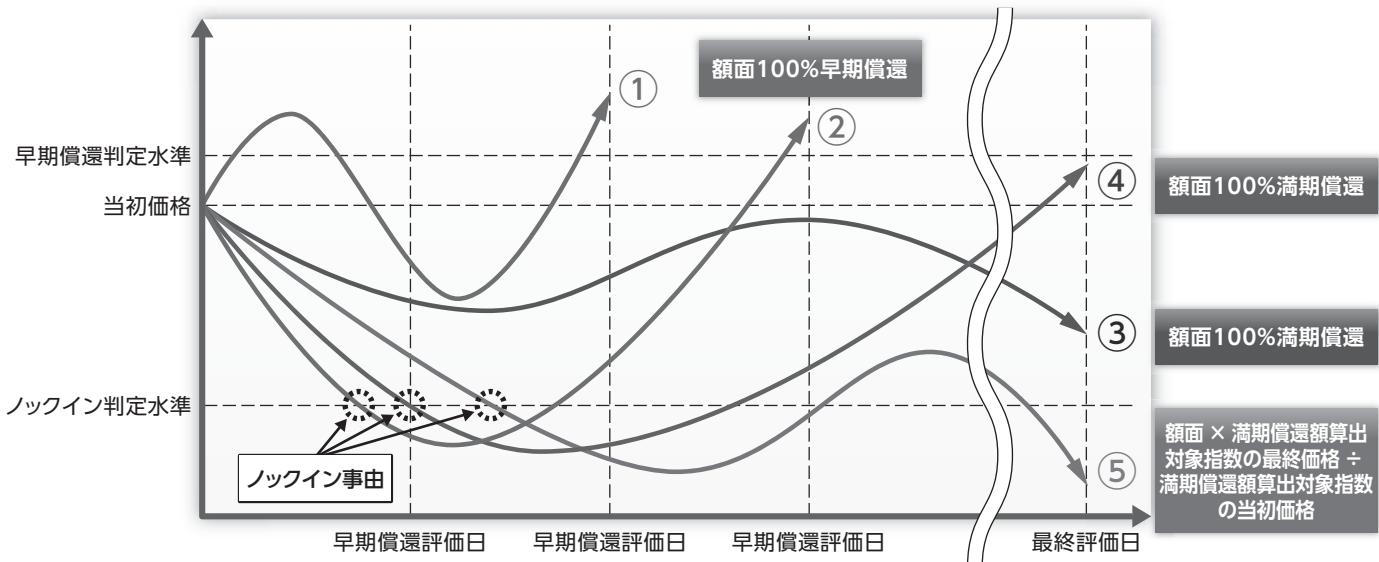
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する償還に係る説明書及び想定損失額に関する説明書は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「参照指数終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、参照指数終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、参照指数終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「参照指数終値 \geq 初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、参照指数終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「参照指数終値 $<$ 初価格」の場合、「額面金額 \times (満期償還額算出対象指数の最終価格 \div 満期償還額算出対象指数の初価格)」の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2. 債還及び買入れ」をご確認ください。

<日経平均株価(ご参考)>



<S&P500指数(ご参考)>



【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-外 21-118
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成 26 年 5 月 14 日
【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)
【代表者の役職氏名】 グループ・ファイナンシャル・コントローラー¹
(Group Financial Controller)
ピーター・エストリン
(Peter Estlin)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 150, 000, 000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 25 年 7 月 30 日
効力発生日	平成 25 年 8 月 7 日
有効期限	平成 27 年 8 月 6 日
発行登録番号	25-外 21
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10, 000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
25-外 21-1	平成 25 年 8 月 8 日	700,000,000 円		
25-外 21-2	平成 25 年 8 月 8 日	656,200,000 円		
25-外 21-3	平成 25 年 8 月 9 日	700,000,000 円		
25-外 21-4	平成 25 年 8 月 13 日	600,000,000 円		
25-外 21-5	平成 25 年 8 月 20 日	106,210,000 円		
25-外 21-6	平成 25 年 8 月 22 日	700,000,000 円		
25-外 21-7	平成 25 年 8 月 26 日	929,500,000 円		
25-外 21-8	平成 25 年 8 月 26 日	115,800,000 円		
25-外 21-9	平成 25 年 9 月 6 日	300,000,000 円		
25-外 21-10	平成 25 年 9 月 6 日	402,135,000 円		
25-外 21-11	平成 25 年 9 月 6 日	620,000,000 円		
25-外 21-12	平成 25 年 9 月 11 日	600,000,000 円		
25-外 21-13	平成 25 年 9 月 12 日	500,000,000 円		
25-外 21-14	平成 25 年 9 月 13 日	980,000,000 円		
25-外 21-15	平成 25 年 9 月 13 日	1,450,000,000 円	該当なし。	
25-外 21-16	平成 25 年 9 月 18 日	957,000,000 円		
25-外 21-17	平成 25 年 10 月 1 日	800,000,000 円		
25-外 21-18	平成 25 年 10 月 1 日	600,000,000 円		
25-外 21-19	平成 25 年 10 月 1 日	118,800,000 円		
25-外 21-20	平成 25 年 10 月 2 日	1,400,000,000 円		
25-外 21-21	平成 25 年 10 月 2 日	2,110,000,000 円		
25-外 21-22	平成 25 年 10 月 2 日	2,220,000,000 円		
25-外 21-23	平成 25 年 10 月 3 日	203,040,000 円		
25-外 21-24	平成 25 年 10 月 4 日	300,000,000 円		
25-外 21-25	平成 25 年 10 月 4 日	396,810,000 円		
25-外 21-26	平成 25 年 10 月 7 日	7,788,000,000 円		
25-外 21-27	平成 25 年 10 月 7 日	2,838,000,000 円		
25-外 21-28	平成 25 年 10 月 7 日	11,481,000,000 円		
25-外 21-29	平成 25 年 10 月 8 日	700,000,000 円		

25−外 21−30	平成 25 年 10 月 9 日	1, 143, 740, 000 円
25−外 21−31	平成 25 年 10 月 9 日	700, 000, 000 円
25−外 21−32	平成 25 年 10 月 16 日	1, 062, 000, 000 円
25−外 21−33	平成 25 年 10 月 18 日	500, 000, 000 円
25−外 21−34	平成 25 年 10 月 18 日	420, 000, 000 円
25−外 21−35	平成 25 年 10 月 18 日	930, 000, 000 円
25−外 21−36	平成 25 年 10 月 18 日	1, 220, 000, 000 円
25−外 21−37	平成 25 年 10 月 18 日	4, 000, 000, 000 円
25−外 21−38	平成 25 年 10 月 18 日	676, 000, 000 円
25−外 21−39	平成 25 年 10 月 23 日	500, 000, 000 円
25−外 21−40	平成 25 年 10 月 23 日	1, 300, 000, 000 円
25−外 21−41	平成 25 年 10 月 25 日	400, 000, 000 円
25−外 21−42	平成 25 年 10 月 29 日	111, 375, 000 円
25−外 21−43	平成 25 年 11 月 1 日	600, 000, 000 円
25−外 21−44	平成 25 年 11 月 1 日	1, 190, 000, 000 円
25−外 21−45	平成 25 年 11 月 6 日	400, 000, 000 円
25−外 21−46	平成 25 年 11 月 7 日	999, 712, 000 円
25−外 21−47	平成 25 年 11 月 8 日	300, 000, 000 円
25−外 21−48	平成 25 年 11 月 8 日	300, 000, 000 円
25−外 21−49	平成 25 年 11 月 14 日	500, 000, 000 円
25−外 21−50	平成 25 年 11 月 15 日	780, 000, 000 円
25−外 21−51	平成 25 年 11 月 15 日	810, 000, 000 円
25−外 21−52	平成 25 年 11 月 15 日	1, 320, 000, 000 円
25−外 21−53	平成 25 年 11 月 18 日	1, 660, 000, 000 円
25−外 21−54	平成 25 年 11 月 21 日	400, 000, 000 円
25−外 21−55	平成 25 年 11 月 22 日	500, 000, 000 円
25−外 21−56	平成 25 年 11 月 22 日	300, 000, 000 円
25−外 21−57	平成 25 年 11 月 22 日	662, 400, 000 円
25−外 21−58	平成 25 年 11 月 29 日	120, 185, 000 円
25−外 21−59	平成 25 年 12 月 4 日	176, 000, 000 円
25−外 21−60	平成 25 年 12 月 5 日	1, 000, 000, 000 円
25−外 21−61	平成 25 年 12 月 9 日	1, 000, 000, 000 円

25−外 21−62	平成 25 年 12 月 10 日	2, 260, 000, 000 円
25−外 21−63	平成 25 年 12 月 13 日	400, 000, 000 円
25−外 21−64	平成 25 年 12 月 13 日	425, 000, 000 円
25−外 21−65	平成 25 年 12 月 16 日	1, 000, 000, 000 円
25−外 21−66	平成 25 年 12 月 16 日	1, 000, 000, 000 円
25−外 21−67	平成 25 年 12 月 17 日	300, 000, 000 円
25−外 21−68	平成 25 年 12 月 17 日	300, 000, 000 円
25−外 21−69	平成 25 年 12 月 24 日	400, 000, 000 円
25−外 21−70	平成 25 年 12 月 24 日	520, 000, 000 円
25−外 21−71	平成 25 年 12 月 25 日	460, 000, 000 円
25−外 21−72	平成 25 年 12 月 25 日	300, 000, 000 円
25−外 21−73	平成 25 年 12 月 27 日	500, 000, 000 円
25−外 21−74	平成 25 年 12 月 27 日	300, 000, 000 円
25−外 21−75	平成 25 年 12 月 27 日	119, 742, 000 円
25−外 21−76	平成 26 年 1 月 6 日	558, 000, 000 円
25−外 21−77	平成 26 年 1 月 8 日	1, 335, 000, 000 円
25−外 21−78	平成 26 年 1 月 8 日	4, 475, 000, 000 円
25−外 21−79	平成 26 年 1 月 9 日	710, 000, 000 円
25−外 21−80	平成 26 年 1 月 9 日	600, 000, 000 円
25−外 21−81	平成 26 年 1 月 10 日	400, 000, 000 円
25−外 21−82	平成 26 年 1 月 17 日	200, 000, 000 円
25−外 21−83	平成 26 年 1 月 23 日	500, 000, 000 円
25−外 21−84	平成 26 年 2 月 21 日	7, 155, 000, 000 円
25−外 21−85	平成 26 年 2 月 25 日	400, 000, 000 円
25−外 21−86	平成 26 年 2 月 25 日	930, 000, 000 円
25−外 21−87	平成 26 年 2 月 25 日	2, 407, 000, 000 円
25−外 21−88	平成 26 年 2 月 27 日	255, 330, 000 円
25−外 21−89	平成 26 年 2 月 28 日	835, 000, 000 円
25−外 21−90	平成 26 年 3 月 12 日	300, 000, 000 円
25−外 21−91	平成 26 年 3 月 12 日	870, 000, 000 円
25−外 21−92	平成 26 年 3 月 14 日	300, 000, 000 円
25−外 21−93	平成 26 年 3 月 14 日	500, 000, 000 円

25−外 21−94	平成 26 年 3 月 14 日	500,000,000 円		
25−外 21−95	平成 26 年 3 月 17 日	368,240,000 円		
25−外 21−96	平成 26 年 3 月 25 日	540,000,000 円		
25−外 21−97	平成 26 年 3 月 28 日	3,037,000,000 円		
25−外 21−98	平成 26 年 3 月 28 日	3,716,000,000 円		
25−外 21−99	平成 26 年 3 月 28 日	402,000,000 円		
25−外 21−100	平成 26 年 3 月 31 日	131,370,000 円		
25−外 21−101	平成 26 年 4 月 1 日	500,000,000 円		
25−外 21−102	平成 26 年 4 月 2 日	1,016,917,815 円		
25−外 21−103	平成 26 年 4 月 8 日	990,000,000 円		
25−外 21−104	平成 26 年 4 月 9 日	600,000,000 円		
25−外 21−105	平成 26 年 4 月 9 日	323,120,000 円		
25−外 21−106	平成 26 年 4 月 10 日	300,000,000 円		
25−外 21−107	平成 26 年 4 月 11 日	1,820,000,000 円		
25−外 21−108	平成 26 年 4 月 16 日	190,680,000 円		
25−外 21−109	平成 26 年 4 月 16 日	193,600,000 円		
25−外 21−110	平成 26 年 4 月 18 日	421,000,000 円		
25−外 21−111	平成 26 年 4 月 23 日	300,000,000 円		
25−外 21−112	平成 26 年 4 月 23 日	520,000,000 円		
25−外 21−113	平成 26 年 4 月 24 日	4,785,000,000 円		
25−外 21−114	平成 26 年 4 月 28 日	300,000,000 円		
25−外 21−115	平成 26 年 5 月 1 日	225,300,801 円		
25−外 21−116	平成 26 年 5 月 1 日	1,805,000,000 円		
25−外 21−117	平成 26 年 5 月 2 日	1,056,980,878 円		
実績合計額		122,311,188,494 円	減額総額	0 円

【残額】

877,688,811,506 円

(発行予定額−実績合計額−減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額	該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。	

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	30
第二部 公開買付けに関する情報	31
第三部 参照情報	31
第1 参照書類	31
1 有価証券報告書及びその添付書類	31
2 四半期報告書又は半期報告書	31
3 臨時報告書	31
4 外国会社報告書及びその補足書類	31
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	31
6 外国会社臨時報告書	31
7 訂正報告書	31
第2 参照書類の補完情報	32
第3 参照書類を縦覧に供している場所	32
第四部 保証会社等の情報	32
「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	33
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	34
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	118

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する

「発行会社」、「当行」又は「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド 連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年12月3日満期早期償還条項付ノックイン型複数指数参照型デジタルクーポン円建社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	150,000,000円	売出価額の総額	150,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2018年12月3日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）		
利 率	<p>額面金額に対して</p> <p>(1) 2014年5月30日（その日を含む。）から2014年9月3日（その日を含まない。）まで： 年5.00%</p> <p>(2) 2014年9月3日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された全ての対象指数の対象指 数終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。</p> <p>(a) 利率判定評価日において観察された全ての対象指数の対象指數終値が関連する利 率判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回る場合： 年5.00%</p> <p>(b) 利率判定評価日において観察された対象指数の対象指數終値がいずれか一方でも 関連する利率判定水準を下回る場合： 年0.10%</p> <p>利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。</p>		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘要	<p>(1) 利払日</p> <p>利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、<u>社債の要項の概要</u>」に規定されるとおり満期日前に償還又は買入消却されない限り）2014年5月30日（以下「利息開始日」とい う。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載 される適用利率でこれを付し、2014年9月3日（第1回利払日）（その日を含む。）から 満期日（その日を含む。）までの毎年3月3日、6月3日、9月3日及び12月3日（ロンドン 時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間 (以下「利息計算期間」という。)について、円貨で後払いとする。</p> <p>利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日 調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者 に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 早期償還</p> <p>下記「2 売出しの条件、<u>社債の要項の概要</u>、2. 債還及び買入れ、(2) 対象指數の水準に による早期償還」に記載のとおり、いずれかの早期償還評価日（以下に定義される。）に おいて全ての対象指數の対象指數終値が関連する早期償還判定水準と等しいかそれを上 回った場合、本社債は当該早期償還評価日に応する早期償還日に自動的に早期償還さ れることになる。（注2）</p>		

	<p>(3) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスター・サービス・リンク（以下「ムーディーズ」という。）によりA2の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）によりAの格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ (http://www.moodys.co.jp) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.standardandpoors.co.jp) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(4) その他</p> <p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	---

(注1) 本社債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2013年4月18日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2014年5月29日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) その他の満期日前の償還については、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 債還及び買入れ（3）発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアード IPA としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、法兰クフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼米国における主たるワラント代理人（以下「米国における主たるワラント代理人」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、法兰クフルトにおける代理人（以下「法兰クフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」とい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランス IPA としてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、スイス IPA としてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、スウェーデン IPA としてのスベンスカ・ハンデルスバンケンAB (publ)、フィンランド IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、ノルウェーIPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、デンマーク IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、並びにCREST 代理人としてのコンピューター・シェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2013年4月18日付で締結された代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、隨時更新又は補足される代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2013年4月18日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた変更及び/又は補足及び/又は修正再表示を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2014年5月14日から 2014年5月29日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び支店（注2）	受渡期日	2014年5月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人ととの間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、2014年5月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）満期日前に償還又は買入消却されない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2014年9月3日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月3日、6月3日、9月3日及び12月3日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。
利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。
- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。各利息計算期間の額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入することにより計算される。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2014年5月30日（その日を含む。）から2014年9月3日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年5.00%とし、2014年9月3日に支払われる額面金額当たりの利息額は6,458円とする。
- (2) 2014年9月3日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、計算代理人により以下のとおり決定される。
 - (i) 利率判定評価日において観察された全ての対象指数の対象指数終値が関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、年5.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は6,250円とする。
 - (ii) 利率判定評価日において観察された対象指数の対象指数終値がいずれか一方でも関連する利率判定水準を下回る場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は125円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

- (i) 観察期間中、ノックイン事由が発生しなかつたと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1円未満を四捨五入するものとし、また、0円を下回ることはなく、額面金額を超えない金額とする。

$$\frac{\text{満期償還額算出対象指標の最終評価価格}}{\text{額面金額} \times \text{満期償還額算出対象指標の行使価格}}$$

(2) 対象指標の水準による早期償還

いずれかの早期償還評価日において、全ての対象指標の対象指標終値が関連する早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合（以下「早期償還事由」という。）、発行会社は本社債権者に対し2営業日前までに取消不能の通知を行った上で、早期償還日において各本社債を額面金額で、発生した利息を付して償還する。疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間につき適用される利息は、早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的效果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び／又は発行会社によりなされた判断及び／又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。

- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（以下「期限前現金償還日」という。）において期限前償還額（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債の全てを償還すること。
- (4) 買入れ及び消却
- 発行会社又はそのいずれかの子会社は隨時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。
- 前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

対象指標に関する情報及び調整事由等

- (1) 免責
- (i) 日経平均株価
- 日経平均株価は現在、日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社（以下「日経新聞社」という。）が計算及び公表している。日経新聞社は、日経平均株価の「スポンサー」である。日経新聞社は、日経平均株価に関する一切の権利（著作権を含む。）を留保する。本社債はいかなる方法によつてもスポンサーにより後援、推奨又は販売促進されるものではない。スポンサーは、日経平均株価、及び／又は特定の日時における日経平均株価の水準を使用することにより生じる結果その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計及び計算されるものである。しかしながら、スポンサーは日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負わないものとし、またいかなる者（本社債の購入者を含む。）に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。
- (ii) S&P500 指数
- S&P500指数（本「(ii) S&P500指数」において、以下「本指数」という。）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「SPDJI」という。）の商品であり、バークレイズ・バンク・ピーエルシーによる使用を許諾されている。スタンダード&プアーズ®、S&P®及びS&P 500®は、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー（以下「S&P」という。）の登録商標であり、ダウ・ジョーンズ®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの商標は、SPDJIによる使用を許諾されており、また特定の目的のためにバークレイズ・バンク・ピーエルシーに再許諾されている。本社債は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&P又はこれら各々の関連会社（以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）により後援、是認、販売又は宣伝されていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の所有者又は公衆に対し、有価証券一般もしくは特定の本社債への投資の適否について、又は、本指数が市場全体のパフォーマンスを追跡する能力について、明示的又は暗示的な表明又は保証を行っていない。本指数に関するS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する唯一の関係は、本指数ならびにS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの特定の商標、サービスマーク及び／又は商号のライセンス付与又はそのライセンサーである。本指数は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー又は本社債に関わりなく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより決定、構成及び計算が行われる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数の決定、構成又は計算に際し、バークレイズ・バンク・ピーエルシー又は本社債の所有者の要求を考慮する義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格及び数量、発行の時期もしくは本社債の販売の決定について、又は、本社債が換金、

解約もしくは償還（適宜）される際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またこれらに参加していない。SPDJIは、本社債の管理、販売又は取引に関連しいかなる義務又は責任も負わない。本指数に基づく投資商品が正確に指数のパフォーマンスを追跡し又はプラスの投資リターンをもたらすとの保証はない。SPDJIは、投資顧問会社ではない。指数にある有価証券が含まれていることは、SPDJIが当該有価証券の購入、売却又は保有を推奨しているということではなく、また投資助言とみなされない。上記にかかわらず、CMEグループ・インク及びその関連会社は、現在バークレイズ・バンク・ピーエルシーによる発行が予定されている本社債とは無関係であるが、本社債に類似し、これと競合する可能性のある金融商品を独自に発行及び／又は後援することができる。また、CMEグループ・インク及びその関連会社は、本指数のパフォーマンスに連動する金融商品を取引することができる。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数もしくはこれに関するデータ又は通信（本指数に関する口頭による通信又は書面による通信（電子的通信を含む。）を含むが、これらに限定されない。）の妥当性、正確性、適時性及び／又は完全性を保証していない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本指数に関する誤り、不作為又は遅延について何らの損害又は責任も負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的又は利用のための市場商品性もしくは適性に関して、本指数の利用によりバークレイズ・バンク・ピーエルシー、本社債の所有者又はその他の者もしくは機関が得る結果について、又は本指数に関するデータに関して、明示的又は暗示的な保証を行わず、またかかる市場商品性もしくは適性、結果又はデータに関する一切の保証を明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合も、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、間接的、特別、付随的、懲罰的又は結果的損害（利益の喪失、取引損失、喪失時間又はのれんを含むが、これらに限定されない。）について、契約、不法行為、厳格責任その他によるかを問わず、かかる損害の可能性につき通知されていたとしても、責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサー以外に、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス及びバークレイズ・バンク・ピーエルシーの間の契約又は取決めについて第三者の権利者は存在しない。

(2) 対象指数に関する情報

(i) 日経平均株価

・概略

別段の定めのない限り、日経平均株価（以下「日経225」という。）に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。スポンサーは、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関する支払額に影響を与えるかかる計算方法を、修正又は変更しない保証は無い。

日経225は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当たりの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の1株当たりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2014年5月13日現在25.480となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、又は株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数又は（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重閾数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経225の値）がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入り又は上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理ポスト入り
- (iv) 東京証券取引所第二部への指定替え

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。但し、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあっては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指標としての継続性を維持する。

・東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

(ii) S&P500 指数

・指標について

S&P 500®は単独で米国株式市場を測る最も優れた手段とみなされており、世界的に有名な株価指数である。この指標には米国経済の主要産業を代表する500銘柄が含まれている。S&P 500は米国株式の約75%を占める大型株に焦点を合わせているが、市場全体に関しても理想的な指標となる。S&P 500はポートフォリオの構築要素として使用できる一連のS&P米国株式指数の1部である。

S&P 500はS&P株価指数委員会が管理している。指標委員会はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエコノミストと株価指数アナリストで構成され、定期的に開催されている。指標委員会の目標は、S&P 500が大型株のリスク・リターン特性をより広い範囲で継続的に反映し、米国株の代表指標であり続けることを保証することにある。ま

た、指数構成銘柄の入れ替えを最低限に抑えつつ、効果的なポートフォリオ売買を確保するために、指数委員会は指数構成銘柄の流動性を監視している。

・**指数のメソドロジー**

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会は公表されている一連のガイドラインに従って株価指数を管理している。これらのガイドラインの詳細は、指数の追加・除外基準、方針、リサーチを含め、当社ウェブサイト(www.spindices.com)で公表されている。これらのガイドラインによって、投資家が株価指数を複製し、S&P 500と同様のパフォーマンスを達成するために必要な透明性と公平性が保たれている。

・**指数への追加基準**

- ・米国企業：企業の資産所在地と売上地域、組織構造、SEC提出書類の種類、上場場所を判断材料とする。
- ・時価総額：時価総額が40億米ドルを超える企業とする。市場環境との調和を確保するために、この最低基準額は随時見直される。
- ・浮動株：浮動株比率が最低50%とする。
- ・財務健全性：4四半期連続して公表ベースで黒字決算の企業とする。公表ベースとは、非継続事業と特別項目を除いたGAAPベースの純利益をいう。
- ・十分な流動性と合理的な株価：浮動株調整後時価総額に対する年間売買高の比率が1.0以上の銘柄とする。株価が極端に低い場合、株式の流動性に影響し得る。
- ・セクタ一分類：企業の産業分類はセクター間のバランスの維持に役立つ。セクターのバランスは、時価総額が40億米ドルを超える適格銘柄全体のセクター構成と等しい。
- ・企業の種類：ニューヨーク証券取引所(NYSEアーカ取引所とアメックス取引所を含む)とナスダックに上場する米国のすべての普通株式とする。モーゲージREITを除くREIT(不動産投資信託)とBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)も指数構成銘柄とすることができます。クローズエンド型ファンド、ETF(上場投資信託)、ADR(米国預託証券)、ADS(米国預託株式)、その他一定種類の証券は対象外である。詳しくはメソドロジーを参照のこと。

既存の指数構成銘柄を継続使用する場合は、必ずしもこれらのガイドラインに従わない。指数委員会は指数構成銘柄の不必要的入れ替えを最小限に留めるよう努めており、銘柄を除外する場合は、その都度判断している。

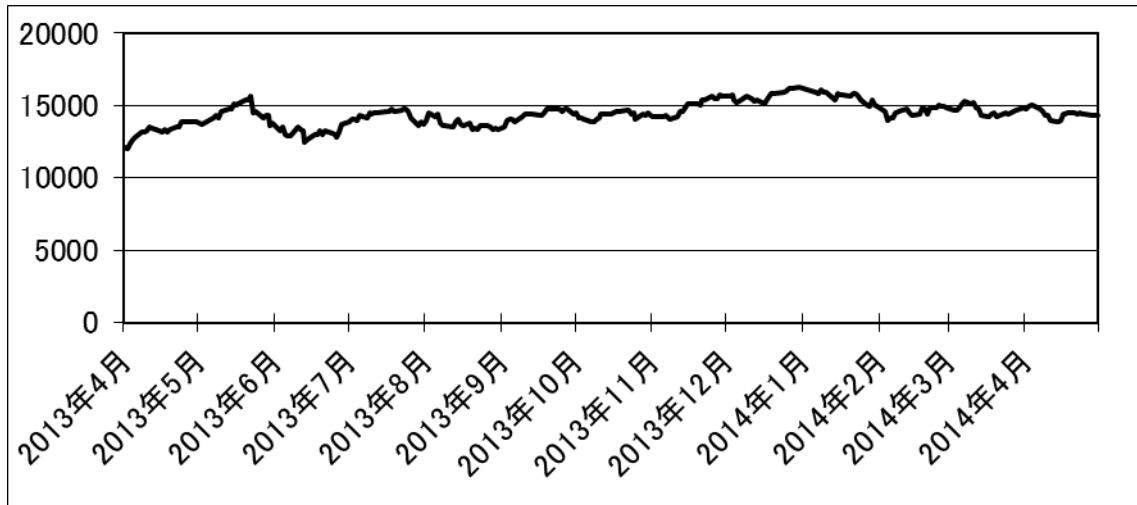
・**指数からの除外基準**

- ・指数への追加基準の一項目以上を著しく逸脱した銘柄。
- ・合併、買収、大規模なリストラを実施したために追加基準を満たさなくなった銘柄。

(3) 対象指数の過去の推移

(i) 日経平均株価

下記のグラフは、2013年4月1日から2014年4月30日までの日経平均株価の終値の推移を示したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

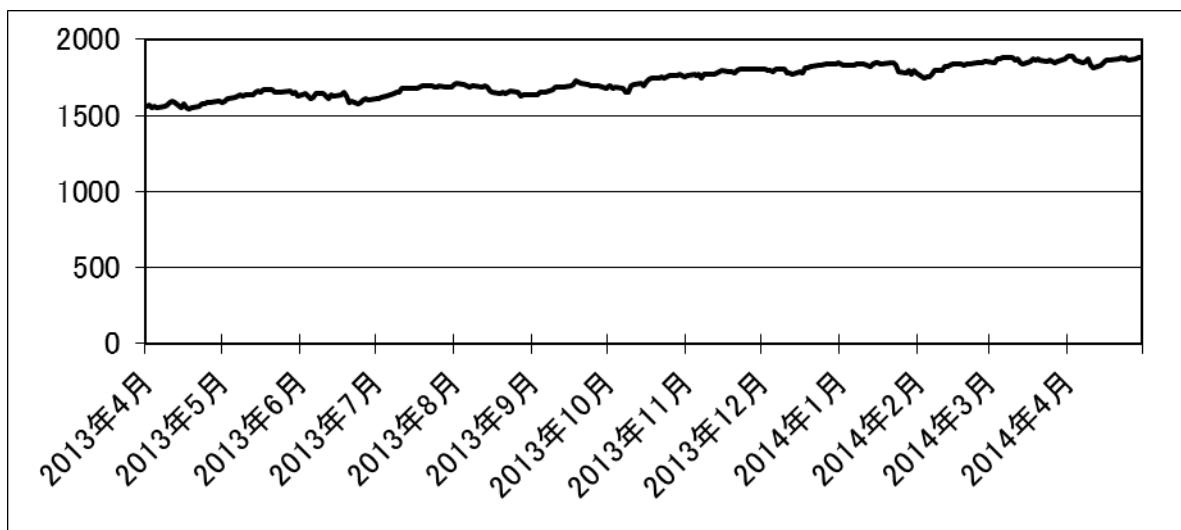


出典：ブルームバーグ・エルピー

2014年4月30日現在、日経平均株価の終値は、14,304.11円であった。

(ii) S&P500 指数

下記のグラフは、2013年4月1日から2014年4月30日までのS&P500の終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。



出典：ブルームバーグ・エルピー

2014年4月30日現在、S&P500の終値は、1,883.95ポイントであった。

(4) 対象指標調整事由

(a) 本社債に関して対象指標の水準が計算されることとなっている日（評価日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連スポンサーが、かかる対象指標の計算式若しくは計算方法の重大変更を行うことを公表し、若しくは別の方で対象指標の重大変更を行う場合（構成銘柄及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる対象指標を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「対象指標の修正」という。）、若しくはかかる対象指標の算定を永久的に中止し、対象指標の代替指標が存在しない場合（以下「対象指標の算定中止」という。）又は

(b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、対象指標の計算及び公表を怠った場合（以下「対象指標の中止」といい、対象指標の修正及び対象指標の算定中止と併せて、以下「対象指標調整事由」という。）、計算代理人は、各関連決定日に、当該対象指標調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された対象指標の代わりに、当該対象指標調整事由が発生する直前の対象指標の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の対象指標の水準を用いて（但し、当該対象指標調整事由直前の当該対象指標を構成していた証券（当該対象指標調整事由発生以降、関連する本取引所に上場されなくなった証券を除く。）のみを用いる。）、当該対象指標の水準を計算する。

計算代理人は、対象指標の算定中止の場合又は対象指標の計算を継続することができないと判断した場合には、その単独の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(5) スポンサー承継人又は対象指標と実質的に同一の計算式への置替え

対象指標が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる対象指標の計算に使用されるのと同一若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下「承継対象指標」という。）に置き替えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指標、又は(2) 承継対象指標が対象指標とみなされる。

(6) 対象指標の訂正

決定日に公表され、計算代理人が当該対象指標の決定に用いた又は用いる対象指標の水準が、その後修正され、その修正が、満期日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、早期現金償還日、早期消却日、早期現物消却日、早期償還日、指定早期現金消却日、指定早期現物償還日、指定早期現物消却日、行使日、失効日、行使現金決済日又は現物交付日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、計算代理人は、当該対象指標の修正後の水準を用いて、償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算し、かかる修正を考慮するために必要な範囲で本社債の関連する条項を調整する。(i)かかる修正、(ii)同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）及び(iii)行われた調整について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

(7) 対象指標の計算の誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる対象指標の計算（スポンサーにより公表された対象指標の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが当該日において公表した水準を使用するかわりに、当該日のかかる対象指標の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた対象指標の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本(7)項に従って対象指標の水準を計算した場合、計算代理人は本要項第10項に従って、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された対象指標の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引日を超えて明白な誤りがある状態で対象指標の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、その単独の裁量により決定する調整（当該対象指標の代わりに使用する代替の対象指標を選択すること、並びに／又は当該対象指標の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた対象指標の計算方法及び計算式に従い対象指標の計算を継続するこ

と、並びに／又は対象指標の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。)を行うことができる。計算代理人が本(7)項に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従ってかかる調整について書面で本社債権者に通知する。

疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本(7)項に従って対象指標の水準を計算した後に、(6)項に記載のとおりスポンサーにより対象指標の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかるわらず、当該対象指標の修正後の水準を用いて、関連する償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、対象指標の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき本要項第10項に従って書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本(7)項に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記(6)項は適用されず、本(7)項に従った調整の条件が優先される。

(8) 対象指標に影響を与える市場混乱事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、各対象指標について評価日（当初価格の決定に関する当初価格決定日及びノックイン事由の発生の有無の判断に関する観察期間中の予定取引日に限る。）が障害日である場合には、当該対象指標に関する評価日は、当該対象指標について障害日でない、その直後の予定取引日とする。但し、障害日が発生しないなければ評価日であったはずの当初の日（以下「予定評価日」という。）の直後の8予定取引日のいずれかの日が当該指標について障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日の全ての日が当該指標について障害日である場合、(i)当該8予定取引日後の日は、かかる日が当該指標について障害日であることにかかるわらず当該指標に関する評価日とみなされ、また、(ii)計算代理人は、適用ある条件決定補足書に記載の方法により当該対象指標の水準を決定し、記載が無い場合又は実行不能な場合には、当該対象指標に含まれる各証券の当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前の当該対象指標の計算式及び計算方法に従い、当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該対象指標の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該8予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合には、当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。

計算代理人の意見において、いずれかの対象指標について評価日（利率の決定に関する利率判定評価日、早期償還事由が発生しているか否かの決定に関する早期償還評価日並びに最終評価価格及び満期償還額算出対象指標の決定に関する最終評価日に限る。）が障害日である場合には、当該評価日は、全ての対象指標について障害日でない、その直後の共通予定取引日とする。但し、障害日が発生していなければ評価日であったはずの当初の日の直後の8共通予定取引日の全ての日がいずれかの対象指標について障害日である場合、(i)当該8共通予定取引日後の日は、かかる日がいずれかの対象指標について障害日であることにかかるわらず評価日とみなされ、また、(ii)計算代理人は、障害日による影響を受けた対象指標について、当該対象指標を構成する各証券の当該8共通予定取引日後の日の評価時刻時点の本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前の当該対象指標の計算式及び計算方法に従い、当該8共通予定取引日後の日の当該評価時刻現在における当該対象指標の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該8共通予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合、当該8共通予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。但し、評価日において市場混乱事由が発生した場合、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

(9) 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項（3）に従い行われうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象指数又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、対象指数に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

(10) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づく全ての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第10項に基づいて通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、係る通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべ

き一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英國（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英國の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領した金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英國と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避したにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条、同法に関する現在若しくは将来の規則若しくは公式解釈、同法第1471条b項に基づき締結される協定、又は同法のこれらの条項の実施に関連して締結される政府間協定に基づき適用される財務若しくは規制に関する法律、規則若しくは慣習に基づき、かかる控除又は源泉徴収が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかる30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避した社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が隨時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は隨時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「ファイナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従つて最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従つて要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従つて要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の

主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

上記にかかわらず、本社債に関連する事象の発生後に発行会社又は計算代理人による調整又は償還の公告又は通知がなされなかつたとしても、それらはかかる調整又は償還の有効性又は効力に影響しない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いざれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいざれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自分が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速度やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかつた或いはかかる通知を受領しなかつたとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面総額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面総額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債が償還される日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若し

くは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面総額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は隨時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g) ((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き) EC理事会指令 (2003/48/EC) 若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行われた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定は全て（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的に拘束力を有するものとする。

発行会社又は代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。

ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英國法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英國の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面500,000円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「営業日」とは、

ロンドン、ニューヨーク及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「株式等」とは、	本社債が関連する株式、受益権、預託証券、持分又はエクイティ・ユニットをいう。
「観察期間」とは、	本社債の発行日（2014年5月29日）の翌予定取引日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連取引所」とは、	(i) 日経平均株価については、大阪取引所、又はかかる取引所若しくは相場表示システムの承継者、又は日経平均株価に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) S&P500指数については、対象指数に関する先物又はオプション契約に関する市場の全体に対して取引が重大な影響（計算代理人により決定される。）を及ぼす各取引所又は相場表示システムをいう。
「期限前償還額」とは、	本社債の期限前償還又は消却について、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）全ての費用、損失、経費及び現地市場費用（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び／若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（本要項第6項に定義される。）の発生後のいざれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。
「共通予定取引日」とは、	全ての対象指数について予定取引日である日をいう。
「現地市場費用」とは、	①株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場において生じた一切の費用、料金、手数料、発生額、源泉徴収額及び経費、並びに②株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場における外国為替取引の停止又は決済の遅延若しくは不履行の結果として生じた一切の費用、損失及び経費をいう。計算代理人は、かかる現地市場費用を決定するにあたり、(i) 発行会社又は（場合により）その関連会社がそのヘッジ・ポジションに基づき受けと/or思われる支払又は交付の金額及び時期、(ii) ヘッジ・ポジションが非流動資産若しくは非市場性資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセ

ティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなる可能性がある場合又はヘッジ・ポジションの取引相手に対してイン・ザ・マネーの状態にある場合）を含むか否か、並びに(iii)発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否かを考慮に入れることができる。

「行使価格」とは、

各対象指数の当初価格の100.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「構成銘柄」とは、

(i) 日経平均株価については、日経平均株価の構成銘柄となっている株式等をいい、(ii) S&P500指数については、S&P500指数の構成銘柄となっている株式等をいう。

「最終評価価格」とは、

各対象指数につき、計算代理人がその独自の裁量により決定する、最終評価日における当該対象指数の対象指数終値をいう。

「最終評価日」とは、

満期日の5共通予定取引日前の日をいう。

「先物又はオプション取引所」とは、

計算代理人がその完全なる裁量により決定する、対象指数に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。

「市場混乱事由」とは、

(i) 日経平均株価については、以下の事由が発生又は存在していることをいう。

① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害

② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害

③ 早期終了

④ 日経平均株価に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する発行会社又は市場参加者の機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由

⑤ 日経平均株価に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(A)取引障害、(B)取引所障害((A)及び(B)のいずれの場合においても、関連取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(C)早期終了

ある時点における日経平均株価に関する市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場混乱事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と日経平均株価全体の水準を比較することで算定される。

(ii) S&P500指数については、S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関して以下の事由が発生又は存在していることをいう。

- ① 当該構成銘柄が取引されている主要な本取引所に関する、当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する当該構成銘柄に関する取引障害
- ② 当該構成銘柄が取引されている主要な本取引所に関する、当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する当該構成銘柄に関する取引所障害
- ③ 当該構成銘柄に関する早期終了
- ④ S&P500指数に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(A)取引障害、(B)取引所障害((A)及び(B)のいずれの場合においても、関連取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(C)早期終了

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

(i) 日経平均株価については、関連する本取引所又は関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引日をいい、(ii) S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表することができない、②関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、又は③市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

「スポンサー」とは、

(i) 日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社をいい、(ii) S&P500指数については、S&Pダウジョーンズ・インダイシーズ・エルエルシー (S&P Dow Jones Indices LLC) をいう。

「早期終了」とは、

(i) 日経平均株価については、日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所又は関連取引所が、予定終了時前に終了することをいい（但し、本取引所又は関連取引所が、①当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。）、(ii) S&P500指数については、対象指数のいずれかの構成銘柄に関する本取引所又は関連取引所が、予定終了時前に終了することをいい（但し、本取引所又は関連取引所（該当する場合）が、①当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所（該当する場合）の通常取引セッションの実際

の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了のアナウンスをした場合を除く。）。

「早期償還判定水準」とは、

各対象指数につき、当該対象指数の当初価格の105.00パーセントに相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

2014年9月3日の利払日（同日を含む。）から2018年9月3日の利払日（同日を含む。）までの各利払日の5共通予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

2014年9月3日（同日を含む。）から2018年9月3日（同日を含む。）までのあらゆる利払日をいう。

「対象指数」とは、

日経平均株価（東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、現在、かかる指数は日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社が計算及び公表している（ロイター銘柄コード：.N225）。）及び／又はS&P500指数（「The S&P 500 Index」をいい、S&Pダウジョーンズ・インダイシーズ・エルエルシー（S&P Dow Jones Indices LLC）が計算及び後援している（ロイター銘柄コード：.SPX）。）をいう。

「対象指数終値」とは、

各対象指数につき、ある予定取引日において計算代理人が決定する、当該予定取引日の評価時刻時点の当該対象指数の水準をいう。

「通貨障害事由」とは、

本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法で本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

各対象指数につき、計算代理人が決定する当初価格決定日の対象指数終値をいう。

「当初価格決定日」とは、

2014年5月30日をいう。

「取引障害」とは、

(i) 日経平均株価については、①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所における、又は②関連取引所における日経平均株価に関する先物若しくはオプション契約に関する、本取引所又は関連取引所の値幅制限に達する株価変動その他を理由とする本取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいい、(ii) S&P500指数については、①S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関する本取引所における、又は②関連取引所におけるS&P500指数（及びその構成銘柄）に関する

る先物若しくはオプション契約に関する、本取引所又は関連取引所の値幅制限に達する株価変動その他を理由とする本取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。

疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限に達する株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、

(i) 日経平均株価については、本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいい、(ii) S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、かつ、②関連取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう（本取引所又は関連取引所のいずれかにおける取引が予定終了時前に終了するか否かを問わない。）。

「取引所障害」とは、

(i) 日経平均株価については、市場参加者が一般に①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関連する本取引所において株式等の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関連取引所において構成銘柄若しくは日経平均株価に関連する先物及びオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいい、(ii) S&P500指数については、市場参加者が一般に①S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関する本取引所において当該構成銘柄の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関連取引所においてS&P500指数に関連する先物若しくはオプション契約の取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「ノックイン事由」とは、

計算代理人がその独自の裁量により決定する、観察期間中の（各対象指数に関する障害日ではない）いずれかの予定取引日において、少なくとも1つの対象指数の対象指数終値がノックイン判定水準と等しいかそれを下回ることをいう。

ノックイン事由の発生を決定するにあたっては、各対象指数の終値はそれぞれの観察期間中の各予定取引日において個別に観測され、一方の対象指数につき障害日が発生した場合でも、障害日による影響のない他方の対象指数に関してノックイン事由が発生することがある。

「ノックイン判定水準」とは、

各対象指数につき、当該対象指数の当初価格の50.00パーセントに相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「評価時刻」とは、

(i) 日経平均株価については、評価される各対象指数の評価日における関連する本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。

(ii) S&P500指数については、①市場混乱事由が、(A) 対象指数のいづれかの構成銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、当該構成銘柄に関する本取引所の予定終了時をいい、(B) 対象指数に関するいづれかの先物又はオプション契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関連取引所の取引の終了時をいい、②その他のあらゆる状況においてはスポンサーによって対象指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

「評価日」とは、

①当初価格の決定に関しては、当初価格決定日、②関連する利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額の決定に関しては、(ノックイン事由が発生した場合の最終評価価格及び満期償還額算出対象指数の決定については) 最終評価日、及び(ノックイン事由の発生の有無については) 観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいづれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、

発行会社及び／又はそのいづれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(本社債の約定日(2014年4月30日)において存在する状況と比較して)著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、

本社債の約定日以降、①適用される法律若しくは規則(税法を含むがこれに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適

用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(i)約定日において発行会社及び／又はその関連会社が想定していた発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(ii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は(iii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、かかる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②(ii)における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「本取引所」とは、

(i) 日経平均株価については、東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) S&P500指数については、S&P500指数の各構成銘柄に関して計算代理人が決定する、当該構成銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所をいう。

「満期償還額算出対象指数」とは、

各対象指数のパフォーマンス（以下算式で計算される数値をいい、パーセンテージで表示される。）のうち、値の小さい方の対象指数をいう。

最終評価価格

行使価格

但し、計算結果は小数第8位を四捨五入して第7位まで求めるものとする。かかる値が双方の対象指数について同じである場合、計算代理人がその単独の裁量により満期償還額算出対象指数を決定する。

「予定終了時」とは、

(i) 日経平均株価については、本取引所又は関連取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所又は関連取引所の週日の予定された終了時刻をいい、(ii) S&P500指数については、本取引所又は関連取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所又は関連取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

(i) 日経平均株価については、本取引所及び各関連取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいい（但し、当該日前のいずれかの時点において、本取引所及び各関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、本取引所又は関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。）、
(ii) S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、②関連取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう（但し、当該日前のいずれかの時点において、関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。）。

「利率判定水準」とは、

各対象指数につき、当初価格の85.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「利率判定評価日」とは、

2014年12月3日以降の各利払日の5共通予定取引日前の日をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したもので

ある。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英國以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受けける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英國法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英國歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英國の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英國歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005年所得税（取引その他の収入）法第4部第8章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英國歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011年4月5日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関するEU指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EUの各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、

又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかる別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い35%まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非EU地域がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の12カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非EU加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国に関係する地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は関係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを問わない。）を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかつた場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国との所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国に居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国との税法上申告分離課税の対象となる。

本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額（償還差益）は、明確ではないが、所得が日本国に居住する個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税上ないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国との所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国との所得に関する租税の課税所得の

計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、日本国の居住者である個人の場合には（一定の例外を除き）日本国の租税は課されない。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、早期償還されず、所定の観察期間中において一度でも、対象指数終値がいずれか一方でも、所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還額が対象指数に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出入人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

利率変動リスク

本社債の利率は、2014年9月3日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2014年12月3日以降の各利払日については、対象指数の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日における対象指数終値のいずれか一方でも、利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さ

らに、かかる償還額をその時点で一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

低利率付社債を保有することとなるリスク

本社債は、満期日前に償還又は買入消却されない限り、2018年12月3日に償還される。本社債が満期日前に償還又は買入消却されない場合、投資家は、市場金利を著しく下回る利率（一定の状況の場合には年率0.10%）による利息を受け取ることとなる可能性及び満期日までかかる本社債を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

信用リスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般的の評価、及び格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で対象指数の各構成銘柄及び対象指数の先物・オプションの売買を隨時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における対象指数に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。本社債の満期償還額は「社債の要項の概要、2. 儚還及び買入れ (1) 満期償還」により決定されるが、満期日以前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 対象指数

本社債の満期償還額及び利率は対象指数に連動し、早期償還条項は対象指数の水準により決定される。一般的に、対象指数が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、対象指数が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 対象指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に、予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。但し、本社債の価格への影響は対象指数の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。但し、対象指数、円金利水準、対象指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、対象指数の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは対象指数並びに対象指数の先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に対象指数の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは対象指数並びに対象指数の先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、対象指数、円金利水準、対象指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2012年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

平成25年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2013年度中（自平成25年1月1日 至平成25年6月30日）

平成25年9月30日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成25年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上あります。

(参考)

(平成21年7月14日（発行日）の募集)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
券面総額又は振替社債の総額

192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

年次決算

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2014年2月11日に年次決算を発表した。以下はその抄訳である。

作成の基礎

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社である。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りである。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表している。
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表している。
- ・ 従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識される。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除する。
- ・ 従業員株式制度の株式報奨の資金調達目的でパークレイズ・ピーエルシーが発行した株式は、決済されるまでの間、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて負債、すなわちパークレイズ・ピーエルシーに対する未払金として保有される。これらは、パークレイズ・ピーエルシーにおいて株式資本及び株式払込剰余金として計上される。
- ・ パークレイズ・ピーエルシーが発行したトレーディング目的で保有するその他の資本性金融商品は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、トレーディング・ポートフォリオ資産として認識される。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの金融商品を控除する。
- ・ 当グループでは、コンティンジェント・コンバーチブル・キャピタル・セキュリティ（以下「CCS」という。）の2回の発行とコンティンジェント・キャピタル・ノート（以下「CCN」という。）の2回の発行が行われた。CCNによって、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーには差異が生じる。CCNはいずれもパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したもので、保有者に利息と元本を支払う。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上のCET 1比率が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却される。CCNの支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利である。これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なる。
 - CCNのうち第1回目の発行（2012年度第4四半期）の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われる。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在する。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはないが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回る。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却される。
 - 第2回目のCCNの発行（2013年度第2四半期）の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼす。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにとって、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回ったが、差額は、徐々に損益計算書上で償却される。

別紙記載の2013年12月31日終了事業年度のパークレイズ・ピーエルシー決算報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれているが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとほぼ同じである。

会計方針

決算報告書は、以下の2013年1月1日にパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが適用を開始した会計基準を除き、2012年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

IFRS 第 10 号は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」及び SIC 第 12 号「連結一特別目的事業体」の規定に代わるものである。この基準は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが持分を保有する事業体を連結すべきかを判断する新しい定義を導入するものである。IFRS 第 10 号の適用開始に伴い、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、従来連結していなかった複数の事業体を連結し、従来連結していた複数の事業体の連結を中止したが、主にインベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポートジャーを有する事業体を新たに連結することになった。

IAS 第 19 号「従業員給付」（2011 年改訂）

IAS 第 19 号（2011 年改訂）では、特に、確定給付年金制度から生じる保険数理上の損益を全額認識することを求めている。従来、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループでは、これらの損益を従業員の残存平均勤務期間にわたり繰延べていた（「コリドー」法）。

比較数値は、移行の規定に準拠して、IFRS 第 10 号及び IAS 第 19 号の基準について全額修正再表示されている。IFRS 第 10 号は、初度適用の期間の直前の期間についてのみ修正再表示された比較数値の表示を求めている。当グループは、IFRS 第 10 号と IAS 第 19 号の財務上の影響について記載した修正再表示の文書を 2013 年 4 月 16 日に公表した。

IFRS 第 10 号及び IAS 第 19 号が適用されていた場合の 2012 年 12 月 31 日終了事業年度のバークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの財務上の影響は下表の通りである。

会計上の修正再表示の影響	修正再表示に伴う調整			
	2012年度 公表額 (百万ポンド)	IFRS第10号 (百万ポンド)	IAS第19号 (百万ポンド)	2012年度 修正再表示 (百万ポンド)
損益計算書				
税引前利益/(損失)	99	573	(22)	650
税金	(483)	(134)	-	(617)
税引後(損失)/利益	(384)	439	(22)	33
貸借対照表				
資産合計	1,490,747	(144)	(1,842)	1,488,761
負債合計	1,427,853	333	652	1,428,838
株主資本合計	62,894	(477)	(2,494)	59,923

IFRS 第 13 号「公正価値測定」

IFRS 第 13 号は、金融及び非金融の資産の公正価値の計算方法に関する包括的な指針を提供するものである。IFRS 第 13 号の適用によるバークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループへの重大な財務上の影響はなかった。

今後の会計基準

IFRS 第 9 号「金融商品」

IFRS 第 9 号は、分類を変更し、それにより、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの金融資産の測定、減損の認識及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債の公正価値に対する、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの信用リスクの変動による影響は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。複数の重要な提案について最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。IFRS 第 9 号の発効日は、まだ決定していない。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

IAS 第 32 号の修正「金融資産と金融負債の相殺」は、2014 年 1 月 1 日から発効する。相殺が認められる場合が明確にされており、特に、現時点で法的に強制可能な相殺の権利とは何か、また、総額決済が純額決済と同等とみなされる可能

性がある場合が明確になっている。この修正により、従来は純額ベースで報告されていた貸借対照表上の金融資産と金融負債の一部が総額ベースで表示されるようになるが、株主資本、損益、その他の包括利益、又はキャッシュフローに対する影響はなく、普通株式 Tier 1 比率や CRD IV レバレッジ比率に対する重要な影響もない。

継続企業の前提

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、パークレイズ・ピーエルシー決算報告書の「事業部門別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」のセクション（英語原文）で論じられている。取締役は、予見できる将来において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

継続事業	注記 ¹	2013年12月31日	2012年12月31日
		終了事業年度 (百万ポンド)	終了事業年度 (百万ポンド)
利息収入純額		11,653	11,650
手数料収入純額		8,752	8,536
トレーディング収益純額		6,548	3,350
投資収益純額		680	690
保険契約に基づく保険料収入純額		732	896
その他の収益		98	335
収益合計		28,463	25,457
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(509)	(600)
保険金控除後の収益合計		27,954	24,857
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(3,071)	(3,340)
営業収益純額		24,883	21,517
人件費		(12,155)	(11,467)
一般管理費		(7,819)	(7,090)
営業費用(支払保障保険及び金利ヘッジ商品に関する補償引当金を除く)		(19,974)	(18,557)
支払保障保険に関する補償引当金		(1,350)	(1,600)
金利ヘッジ商品に関する補償引当金		(650)	(850)
営業費用		(21,974)	(21,007)
事業売却(損)/益、並びに関連会社及び合弁企業の損益に対する持分		(50)	138
買収に係る利益		26	2
税引前利益		2,885	650
税金		(1,577)	(617)
税引後利益		1,308	33
以下に帰属するもの :			
親会社の株主		963	(306)
非支配持分	1	345	339
税引後利益		1,308	33

I バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文8ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文99ページから122ページを参照のこと。

要約連結包括利益計算書

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引後利益	1,308	33

損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益 :

為替換算差額	(1,767)	(1,548)
売却可能金融資産	(378)	700
キャッシュフロー・ヘッジ	(1,890)	662
その他	(37)	96
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失	(4,072)	(90)
損益に振替えられないその他の包括損失 :		
退職給付の再測定	(515)	(1,235)
当期包括利益合計	(3,279)	(1,292)

以下に帰属するもの :

親会社の株主	(2,979)	(1,422)
非支配持分	(300)	130
当期包括利益合計	(3,279)	(1,292)

要約連結貸借対照表

資産	注記 ¹	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)	2012年 12月31日現在 (百万ポンド)
現金及び中央銀行預け金		45,687	86,191
他銀行から取立中の項目		1,282	1,473
トレーディング・ポートフォリオ資産		133,089	146,352
公正価値で測定すると指定された金融資産		38,968	46,629
デリバティブ		324,495	469,156
売却可能金融投資		91,788	75,133
銀行に対する貸付金		38,253	40,871
顧客に対する貸付金		430,411	423,906
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付		186,779	176,522
前払金、未収収益及びその他の資産		4,413	4,362
関連会社及び合弁企業に対する投資		653	633
有形固定資産		4,216	5,754
のれん及び無形資産		7,685	7,915
未収還付税		181	3,559
繰延税金資産		4,807	252
退職給付資産		133	53
資産合計		1,312,840	1,488,761
<hr/>			
負債			
銀行預り金		54,834	77,012
他銀行への未決済項目		1,359	1,587
顧客預り金		427,936	385,500
レポ取引及びその他類似の担保付借入		196,748	217,178
トレーディング・ポートフォリオ負債		53,464	44,794
公正価値で測定すると指定された金融負債		64,796	78,561
デリバティブ		320,634	462,721
発行債券		86,693	119,525
劣後負債		22,249	24,422
未払金、繰延収益及びその他の負債		13,673	12,532
引当金		3,886	2,766
未払税金		1,042	617
繰延税金負債		348	341
退職給付債務		1,958	1,282
負債合計		1,249,620	1,428,838
<hr/>			
株主資本			
払込済株式資本及び株式払込剩余金	3	14,494	14,494
その他の資本性金融商品		2,078	-
その他の剩余金		(233)	3,329
利益剰余金		44,670	39,244
非支配持分を除く株主資本		61,009	57,067
非支配持分	1	2,211	2,856
株主資本合計		63,220	59,923
負債及び株主資本合計		1,312,840	1,488,761

I バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文8ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文99ページから122ページを参照のこと。

要約連結株主資本変動表

	払込済株式資 本及び株式払 込剩余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 資本性金融 商品	その他の 剩余金 (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ¹ (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
2013年1月1日現在残高	14,494	—	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
税引後利益	—	—	—	963	963	345	1,308
為替換算の変動	—	—	(1,201)	—	(1,201)	(566)	(1,767)
売却可能投資	—	—	(375)	—	(375)	(3)	(378)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(1,826)	—	(1,826)	(64)	(1,890)
退職給付の再測定	—	—	—	(503)	(503)	(12)	(515)
その他	—	—	—	(37)	(37)	—	(37)
当期包括損失/(利益)合計	—	—	(3,402)	423	(2,979)	(300)	(3,279)
その他の資本性金融商品の發 行	—	2,078	—	—	2,078	—	2,078
持分決済型株式制度	—	—	—	689	689	—	689
株式報酬制度に基づくパーク レイズ・ピーエルシー株式 の権利確定	—	—	—	(1,047)	(1,047)	—	(1,047)
普通株式配当金 ¹	—	—	—	(734)	(734)	(342)	(1,076)
優先株式及びその他の株主資 本に係る配当金	—	—	—	(471)	(471)	—	(471)
資本準備商品の償還	—	—	(100)	—	(100)	—	(100)
パークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出 ¹	—	—	—	6,553	6,553	—	6,553
その他の剩余金の変動	—	—	(60)	13	(47)	(3)	(50)
2013年12月31日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
2012年1月1日現在残高	14,494	—	3,308	42,093	59,895	3,092	62,987
税引後(損失)/利益	—	—	—	(306)	(306)	339	33
為替換算の変動	—	—	(1,289)	—	(1,289)	(259)	(1,548)
売却可能投資	—	—	656	—	656	44	700
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	657	—	657	5	662
退職給付の再測定	—	—	—	(1,235)	(1,235)	—	(1,235)
その他	—	—	1	94	95	1	96
当期包括利益/(損失)合計	—	—	25	(1,447)	(1,422)	130	(1,292)
持分決済型株式制度	—	—	—	717	717	—	717
株式報酬制度に基づくパーク レイズ・ピーエルシー株式 の権利確定	—	—	—	(946)	(946)	—	(946)
普通株式配当金 ¹	—	—	—	(696)	(696)	(229)	(925)
優先株式及びその他の株主資 本に係る配当金	—	—	—	(465)	(465)	—	(465)
資本準備商品の償還	—	—	—	—	—	—	—
その他の剩余金の変動	—	—	(4)	(12)	(16)	(137)	(153)
2012年12月31日現在残高	14,494	—	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923

I 英語原文8ページに記載されている注記を参照のこと。

要約連結キャッシュフロー計算書

継続事業

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引前利益	2,885	650
非現金項目の調整	5,713	12,150
営業資産及び負債の変動	(32,554)	(26,405)
法人税等支払額	(1,558)	(1,516)
営業活動からのキャッシュ純額	(25,514)	(15,121)
投資活動からのキャッシュ純額	(22,655)	(6,718)
財務活動からのキャッシュ純額	6,260	(1,923)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	198	(4,111)
現金及び現金同等物の純減少額	(41,711)	(27,873)
現金及び現金同等物 期首現在	121,896	149,769
現金及び現金同等物 期末現在	80,185	121,896

注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	343	304	2,204	2,737
その他の非支配持分	2	35	7	119
合計	345	339	2,211	2,856

非支配持分に帰属するパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドの株主資本が 2,204 百万ポンド (2012 年 : 2,737 百万ポンド) に減少したが、これは主に、英ポンドに対するアフリカ各国通貨の下落 566 百万ポンド及び配当金支払額 342 百万ポンドに起因しており、留保利益 343 百万ポンドと相殺された。

2 普通株式配当金

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
期中に支払われた最終配当金	373	344
期中に支払われた中間配当金	361	352
合計	734	696

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われた。

3 払込済株式資本

普通株式

2013 年 12 月 31 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1 株 1 ポンドの普通株式 2,342 百万株 (2012 年 : 2,342 百万株) で構成されていた。

優先株式

2013 年 12 月 31 日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1 株 1 ポンド建優先株式 1,000 株 (2012 年 : 1,000 株) 、1 株 100 ユーロのユーロ建優先株式 240,000 株 (2012 年 : 240,000 株) 、1 株 100 ポンドのポンド建優先株式 75,000 株 (2012 年 : 75,000 株) 、1 株 100 米ドルの米ドル建優先株式 100,000 株 (2012 年 : 100,000 株) 、及び 1 株 0.25 米ドルの米ドル建優先株式 237 百万株 (2012 年 : 273 百万株) で構成されていた。

4 パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出

2013 年度第 4 四半期のパークレイズ・ピーエルシー新株予約権無償割当に伴う発行後に、パークレイズ・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに 5,803 百万ポンドの投資を行った。他に、2013 年度第 2 四半期のパークレイズ・ピーエルシーのワラントの転換後に、750 百万ポンドの投資も行った。

【補足情報】

バークレイズ・ピーエルシ一年次決算（2014年2月11日発表）（抄訳）

業績ハイライト

「2013年はバークレイズにとって大きな変化の年となった。信頼回復への取り組み、共通の文化の明確化とその実行、将来に向けた事業の再配置、そして当グループのバランスシートの改善といった施策が進展したことには満足している。

バークレイズを全てのステークホルダーから「選ばれる銀行（' Go-To' Bank）」へと変革するための計画が始動してから1年が経過し、当グループの置かれている状況は大きく改善し、今後の見通しについても私は自信を持っている。

このたび発表した2013年度決算報告書が示すように、厳しい環境にもかかわらず、当グループの業績の基調は回復力に富み、勢いを増している。

バークレイカードの力強い伸びが続くとともに、英国リテール・キャッシング及びコーポレート・キャッシング事業の業績が好調に推移した。インベストメント・バンクでは株式業務及びインベストメント・キャッシング業務がひときわ好調に推移したこと、債券・為替及びコモディティ事業の収益の減少を一部相殺した。また、アフリカ、欧州、ウェルス各事業のリターンの改善に向けた再配置も重要な進展が見られ始めた。こうした結果、2013年度の収益は282億ポンド、調整後税引前利益は52億ポンドとなった。

一方、利益面では2013年度中に完了した事業再構築やリスク圧縮に向けた施策の影響が現われた。具体的には、一部の事業からの撤退、オペレーションを変革するための投資、過去の行為及び訴訟に関わる問題の解決などである。こうした施策の費用から2013年度の法定利益は29億ポンドに抑えられたが、長期的には当グループ株主の皆様の利益になるものと考えている。

更に資本基盤の強化については、新株予約権無償割当及び追加的Tier1証券の発行により、前年度比で目覚ましい進捗が見られた。下半期に十分なレバレッジ圧縮策を実施したこともあり、ブルーデンス（健全性）規制機構（以下「PRA」という。）レバレッジ比率期待値を2014年6月に達成する計画は前倒しで進んでいる。

「選ばれる銀行（' Go-To' bank）」になるという目標を達成するには更なる取り組みが必要だが、当グループはここ何年もの状況に比べて良好な状態で2014年を迎えると私は確信している。」

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンズ

損益計算書

- 2013 年度の調整後税引前利益は Transform 達成費用の計上及び 4 %の減収を受け、32%減少し、5,167 百万ポンドとなった。2013 年度第 4 四半期の調整後税引前利益はインベストメント・バンク部門の訴訟及び規制関連の制裁金の費用 331 百万ポンド、英国銀行税 504 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：0 ポンド）、Transform 達成費用 468 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：101 百万ポンド）の影響を含め、2013 年度第 3 四半期と比べて 1,194 百万ポンド減少し、191 百万ポンドとなった。
- 法定税引前利益は、当グループ自身の信用度に関連する費用が 220 百万ポンドに減少したのを受け（2012 年：4,579 百万ポンド）、2,868 百万ポンドに改善した（2012 年：797 百万ポンド）。

収益

- 調整後収益はインベストメント・バンク部門での 1,042 百万ポンドと本社部門での 480 百万ポンドの減収を受け、4 %減少し、28,155 百万ポンドとなった。
- インベストメント・バンク部門の収益は 9 %減少し、10,733 百万ポンドとなった。株式及びプライム・サービス事業、並びにインベストメント・バンキング事業の増収により一部相殺されたものの、2013 年度第 4 四半期の訴訟問題に関連する 111 百万ポンドの収益の当年度の解消を含め、FICC 事業及び撤退対象事業資産からの収益が減収となつたためである。

信用に関する減損

- 信用に関する減損費用は 8 %改善し、3,071 百万ポンドとなり、貸倒率は 64 ベース・ポイントとなった（2012 年：70 ベース・ポイント）。2012 年に発生した引当金戻入れとバークレイカードにおける事業取得を一因とするバークレイカード及び英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング（以下「RBB」という。）部門の減損増加により一部相殺されたものの、コーポレート・バンキング部門とアフリカ RBB 部門の改善を主に反映している。

コスト

- 調整後営業費用は Transform 達成費用 1,209 百万ポンド、主に米国住宅モーゲージ関連業務に関連してインベストメント・バンク部門において 2013 年度第 4 四半期に発生した訴訟関連引当金及び規制関連の制裁金の 220 百万ポンド、並びに英國銀行税を反映し、1,331 百万ポンド増加し、19,893 百万ポンドとなった。
- 報酬費用合計は 1 %減少し、9,616 百万ポンドとなった。インベストメント・バンク部門の報酬費用合計は 4,634 百万ポンドと概ね横ばいであった（2012 年：4,667 百万ポンド）。インベストメント・バンク部門の収益に対する報酬の比率は主に減収を反映し、43.2 %に上昇した（2012 年：39.6 %）。

貸借対照表、レバレッジ、資本管理

- 推定 PRA レバレッジ・エクスポージャーは 2013 年 6 月 30 日と比べ 1,960 億ポンド減少し、13,630 億ポンドとなった。約 550 億ポンドの PRA レバレッジ・エクspoージャーの減少は外国為替の変動に関連するものである。
- 改正資本要件指令（以下「CRD IV」という。）ベースのリスク調整後資産は撤退対象事業のリスク調整後資産の減少を主因に、2012 年度と比べて 320 億ポンド、2013 年度第 3 四半期と比べて 120 億ポンド減少し、4,360 億ポンドとなった。
- CRD IV 完全施行ベースの普通株式等 Tier1（以下「CET1」という。）資本は 2013 年 9 月 30 日と比べて 30 億ポンド増加し、404 億ポンドとなった。外国為替の変動による 8 億ポンド及び予測し得る配当に係る新規の控除を含めた規制上の控除の増加により一部相殺されたものの、新株予約権無償割当による新株発行を主に反映している。
- CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率は 9.3 % であった（2013 年 9 月 30 日：8.4 %、新株予約権無償割当後の見積ベースで 9.6 %）。
- 推定 PRA レバレッジ比率は PRA レバレッジ・エクspoージャーの 1,960 億ポンドの減少と適格 PRA 調整後 Tier1 資本の 405 億ポンドへの増加（2013 年 6 月 30 日：342 億ポンド）を反映し、3.0 %弱に上昇した（2013 年 6 月 30 日：2.2 %）。これは新株予約権無償割当を通じた株式資本 58 億ポンド、追加的 Tier1（以下「AT1」という。）証券 21 億ポンド、並びに健全性評価調整（以下「PVA」という。）のための追加的な PRA アドオンの減少を主因に、CET1 資本に対する PRA 調整が 19 億ポンド減額し 22 億ポンドとなったことなどによる。CRD IV 完全施行ベースの推定レバレッジ比率は 3.1 %に上昇した（2013 年 6 月 30 日：2.5 %）。
- 1 株当たりの純資産価額は 331 ペンス（2012 年：414 ペンス）、1 株当たりの正味有形資産価額は 283 ペンス（2012 年：349 ペンス）であった。この減少は新株予約権無償割当に伴う株式発行とキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額及び為替換算再評価差額の減少が主因である。

リターン

- 調整後平均株主資本利益率は主に税引前利益の減少、スペインに係る繰延税資産の 440 百万ポンドの償却、2013 年度第 4 四半期に実施した新株予約権無償割当による 58 億ポンドの増資を反映し、4.5 %に低下した（2012 年：9.0 %）。調整後平均有形株主資本利益率は 5.3 %に低下した（2012 年：10.6 %）。法定平均株主資本利益率は 1.0 %に上昇した（2012 年：マイナス 1.2 %）。

当グループの業績（未監査）¹

	調整後ベース			法定ベース		
	2013年 12月31日		2012年 12月31日	2013年 12月31日		2012年 12月31日
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
保険金控除後の収益合計	28,155	29,361	(4)	27,935	25,009	12
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(3,071)	(3,340)	(8)	(3,071)	(3,340)	(8)
営業収益純額	25,084	26,021	(4)	24,864	21,669	15
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(18,180)	(18,217)	-	(20,259)	(20,667)	(2)
英国銀行税	(504)	(345)	46	(504)	(345)	46
Transform達成費用	(1,209)	-	(1,209)	-	(1,209)	-
営業費用	(19,893)	(18,562)	7	(21,972)	(21,012)	5
その他純（費用）／利益純額	(24)	140	(24)	140	(24)	140
税引前利益	5,167	7,599	(32)	2,868	797	
税金	(2,015)	(2,159)	(7)	(1,571)	(616)	
税引後利益	3,152	5,440	(42)	1,297	181	
非支配持分	(757)	(805)	(6)	(757)	(805)	(6)
株主帰属利益²	2,395	4,635	(48)	540	(624)	
パフォーマンス指標						
平均有形株主資本利益率	5.3%	10.6%		1.2%	(1.4%)	
平均株主資本利益率	4.5%	9.0%		1.0%	(1.2%)	
平均リスク調整後資産利益率	0.8%	1.4%		0.3%	-	
収益に対する費用の比率	71%	63%		79%	84%	
貸倒率（ベース・ポイント）	64bps	70bps		64bps	70bps	
基本的1株当たり利益	16.7p	35.5p		3.8p	(4.8p)	
1株当たり配当金	6.5p	6.5p		6.5p	6.5p	
バランスシート及びレバレッジ						
1株当たりの資産純額 ³				331p	414p	(20)
1株当たりの有形資産純額 ³				283p	349p	(19)
推計 PRA レバレッジ・エクスポージャー				13,630 億ポンド		
資本及び貸借対照表						
CRD III				2013年 12月31日	2012年 12月31日	
コア Tier1 比率					13.2%	10.8%
コア Tier1 資本					468 億ポンド	417 億ポンド
リスク調整後資産					3,550 億ポンド	3,870 億ポンド
CRD IV 完全施行ベース						
普通株式等 Tier 1 比率					9.3%	
普通株式等 Tier 1 資本					404 億ポンド	
リスク調整後資産					4,360 億ポンド	4,680 億ポンド
推計レバレッジ比率					3.1%	(7)
推計 PRA レバレッジ比率					3.0%	
調達及び余剰流動性						
グループ余剰流動性				2013年 12月31日	2012年 12月31日	
預貸率					1,270 億ポンド	1,500 億ポンド
推計流動性カバレッジ比率 ⁴					101%	110%
推計安定調達比率 ⁴					102%	126%
					110%	112%
調整後利益の分析						
調整後税引前利益	5,167	7,599				
当グループ自身の信用度に関する利益／（損失）	(220)	(4,579)				
ブラックロック社に対する投資に係る利益	-	227				
支払保障保険（PPI）に係る補償引当金	(1,350)	(1,600)				
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	(850)				
のれんの減損	(79)	-				
	2,868	797				

1 英語原文3ページから49ページの比較数値は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第10号「連結財務諸表」及び国際会計基準（以下「IAS」という。）第19号「従業員給付」（2011年改訂）の適用、本社の業績の構成要素の事業部門への再配分並びに事業部門間のポートフォリオの修正を反映し、修正再表示した数値である。この修正再表示の詳細については、ウェブサイト上の2013年4月16日付発表を参照のこと。<http://group.barclays.com/about-barclays/investor-relations/investor-news>

2 株主帰属利益には税金及び非支配持分帰属利益を控除後の利益が含まれる。

3 1株当たりの資産純額は、非支配持分及びその他資本持分を控除した株主資本を発行済普通株式数で除して計算されている。1株当たりの有形資産純額は、非支配持分及びその他資本持分を控除した株主資本からのれんと無形資産を差し引いた金額を発行済普通株式数で除して計算されている。

4 計算基準については英語原文61ページを参照のこと。

事業部門別利益	調整後ベース			法定ベース				
	2013年 12月31日		2012年 12月31日	増減率 (%)	2013年 12月31日		2012年 12月31日	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
英国リテール・アンド・ビジネス・バンкиング (RBB)	4,523	4,384	3		4,523	4,384	3	
欧州 RBB	666	708	(6)		666	708	(6)	
アフリカ RBB	2,617	2,928	(11)		2,617	2,928	(11)	
バークレイカード	4,786	4,344	10		4,786	4,344	10	
インベストメント・バンク	10,733	11,775	(9)		10,733	11,775	(9)	
コーポレート・バンкиング	3,115	3,046	2		3,115	3,046	2	
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	1,839	1,820	1		1,839	1,820	1	
本社及びその他事業	(124)	356			(344)	(3,996)	(91)	
利益合計	28,155	29,361	(4)		27,935	25,009	12	

事業部門別税引前利益／(損失)	調整後ベース			法定ベース				
	2013年 12月31日		2012年 12月31日	増減率 (%)	2013年 12月31日		2012年 12月31日	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
英国リテール・アンド・ビジネス・バンкиング (RBB)	1,195	1,225	(2)		535	45		
欧州 RBB	(996)	(343)			(996)	(343)		
アフリカ RBB	404	322	25		404	322	25	
バークレイカード	1,507	1,482	2		817	1,062	(23)	
インベストメント・バンク	2,523	3,990	(37)		2,523	3,990	(37)	
コーポレート・バンкиング	801	460	74		151	(390)		
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(19)	274			(98)	274		
本社及びその他事業	(248)	189			(468)	(4,163)	(89)	
税引前利益合計	5,167	7,599	(32)		2,868	797		

グループ最高責任者によるご挨拶

Transform プログラムにわれわれが着手し、バークレイズを全てのステークホルダーの皆様から「選ばれる銀行（' Go-To' Bank）」にするための過程を開始してから 12 カ月が経過した。この間、バークレイズが今後の競争上の優位を確立し、株主のためにより高く、より持続可能性のあるリターンを生み続けることのできる態勢を整えるため、資本基盤の強化とリスクの管理の方策に取り組んできた。

2013 年度、英国 RBB 部門はモーゲージ事業の収益拡大を支えに好調に推移した。バークレイカードも英国、海外事業ともに引き続き順調な 1 年となり、良好なリターンを生んだが、なお更なる成長の余地はあると考えられる。コーポレート・バンキング部門では、部門横断的に業務が回復し、英國事業ではほぼ 10 億ポンドの税引前利益を確保した。インベストメント・バンキング部門は株式業務の収益が目覚ましい伸びを見せた。インベストメント・バンキングの持続的な業績改善もあり、債券、為替及びコモディティ事業の収益の減少を一部相殺した。

これらの事業部門以外でも、2013 年にアフリカ、欧州、ウェルズ各部門を再配置するための数々の施策を完了した。これらの部門は過渡期にあり、リターンの改善に向けて 3 部門の全てで実行する明確な計画を策定しているところである。順調な進展を目の当たりにして、私は心強く思っている。

このような中、当グループの 2013 年度の収益合計は約 282 億ポンド、調整後税引前利益は 52 億ポンドとなった。堅調な業績と言えるが、当年度に実施した投資とリスク削減作業に要した費用が利益を圧迫する要因となった。

当グループは評判や特定行為に係る事業リスクを低下させていく。6 月に支払保障保険（以下「PPI」という。）に係る補償引当金及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金に関連して 20 億ポンドの費用を追加で負担した。また、バークレイズの目的と価値観と相容れない、あるいは投資家のために魅力的なリターンを生み出すことのできない事業から撤退した。2013 年 12 月下旬には、収益及びコストに影響する訴訟及び規制関連の制裁金に備えるため、331 百万ポンドの費用を負担した。制裁金のための費用負担は、営業費用を増加させ、前もって提供済みの Transform 達成費用を除いて指針としていた 185 億ポンドを上回る結果になった。

58 億ポンドの新株予約権無償割当を実施したことにより、2013 年末時点で CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率は 9.3% に達した。2015 年に 10.5%を目指す計画は引き続き順調に進展している。レバレッジ・エクスポートナーの圧縮に向けた厳格な管理、21 億ポンドの AT1 証券の発行など、2013 年 7 月に発表したレバレッジ計画に盛り込んだ他の措置の効果もあり、CRD IV 完全施行ベースのレバレッジ比率は推定 3.1%、また、PRA レバレッジ比率はほぼ 3 % となった。これは 2014 年 6 月までに達成することとなっていた期待値である。

レバレッジは規制当局と投資家の大きな関心的であり続けるだろう。このたび、当グループはエクスポートナーをさらに圧縮し、将来の規制要件により適切に備えるために、重要な計画に着手する。

実績に応じ、競争力のある報酬を提供することは、バークレイズにとって重要だと考えている。当グループが株主のために利益を生み続けるには、世界的に競争が激しい中でお客様にサービスを効率よく提供するために適切な人材を適切に配置することが不可欠である。詳細に検討を重ねた結果、長期的な株主利益の観点からフランチャイズを構築するためには、2013 年度においてインセンティブ・プールを前年よりも 210 百万ポンド増加することが必要である判断した。今回増額したが、純利益に対する報酬の比率を中期的に 30% 台半ばに引き下げるという目標は引き続き目指していくつもりである。

プログラムの始動から 1 年が経過し、自ら掲げた財務面、非財務面の目標の達成に向けて順調に歩みを進めている。しかし、計画の達成に向けてなすべきことはまだある。

CRD IV リスク調整後資産面では、2015 年の目標としている 4,400 億ポンドの水準内で業務を展開しており、CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率は強固な水準にある。費用面では、2015 年までに Transform 達成費用を除き、営業費用を 168 億ポンドまで削減できると確信している。2013 年度の収益に対する費用の比率の上昇は収入の減少によるものであるが、2015 年までに収益に対する費用の比率を 50% 台半ばにするという当グループの目標に変更はない。配当面では資本の積み重ねに注力しつつ、2014 年以降、40% の配当性向を目指す方針である。

これら財務面の目標に関する進捗に加え、追加的なレバレッジ圧縮策もあり、当グループは 2016 年に株主資本コストを上回る株主資本利益率を達成するとの見通しを維持している。

財務面以外の目標についても、以下の進捗があったことをご報告する。

われわれが 2013 年に Transform プログラムを実行するにあたり、企業文化の変革、特にバークレイズの目的と価値観をグループの組織全体に根付かせることは優先的な課題であった。従業員全員に研修プログラムへの参加を義務付けたほか、採用、人材管理、査定、報酬に関わる日々の経営管理プロセスも当グループの目的と価値観を取り入れたものにした。マネージング・ディレクターの 2013 年度の査定では、われわれが望む事業面における成果だけでなく、正しい価値観と言動を示したかという点も正式に評価した。この評価の基準は 2014 年には全従業員に適用される。重要な点として、当グループは全ての従業員が遵守しなければならない、そして、遵守していることを毎年確認しなければならない行動規範を新たに策定し、公表した。

第2の財務面以外の目標を実現するため、このたび、当グループはバランスト・スコアカードを公表する。これは当グループのリーダーシップ体制を形作る最後の要素で、企業文化の変革を推進し、バークレイズにおける総体的な人事評価を行う上で有用な役割を果たすことになる。バランスト・スコアカードは8項目の目標を定めている。今後、当グループは毎年、これらの目標についてご報告することになる。目標のハードルは意図的に高く設定してあるが、達成可能であるとわれわれは考えている。全ての従業員の個人的な目標はバランスト・スコアカードに沿っている。

最後に、対外的な面については、バークレイズは英国経済において重要な役割を果たし続けていると私は誇りを持って申し上げることができる。当グループが多数の人材を雇用する企業として2013年に行った特に重要なことの1つは、約1,000人の実習生を受け入れ、若年層の就業促進に貢献し、急務である社会的ニーズに対応したことである。強い銀行であることにより、バークレイズはお客様への貸付を通じて英国経済を支えることができる。当グループは2013年に資金調達支援スキームを利用し、英国の家計及び企業に推計880億ポンドの新規貸付を行った。

最後になったが、当グループが取り組む計画や目標は確かに野心的なものであり、また、当グループは予期せぬ困難な問題や全般的な経済情勢に対処するため、常に順調に成果を上げられるとは限らない。しかしながら、私以下経営陣一同が規律をもって集中することで、バークレイズを「選ばれる銀行（'Go-To' Bank）」にするという目標を達成できること私は確信している。

グループ最高責任者、アントニー・ジェンキンズ

グループ財務担当取締役のレビュー

当グループの2013年度の業績を振り返ると、順調な進展が見られ、拡大基調が強まりつつあると私は考えている。本年度は Transform プログラム実施の初年度であったために、今後のコスト削減に向けた大規模な投資やグループの貸借対照表及び資本基盤の再構築に取り組む必要があった。

業績について特筆に値すると強く感じた点は2つある。第一に、従来からの個人向け及び商業銀行業務の営業基盤を支えとする当グループの収益の厚みと多様性である。それはインベストメント・バンク部門においても見られ、株式とインベストメント・バンキング両事業が市場の影響による一部のFICC事業の低迷を相殺する貴重な収益源になった。第二に、資金調達及び流動性、資本基盤、信用リスク管理、利ざやの各面で財務のファンダメンタルズの強さが示されることは、今後、当グループが持続可能なリターンを創出するうえで大きな力になるものと考えられる。

私は10月に貸借対照表の精査に着手した際、レバレッジ比率要件の達成を優先事項に位置付けた。この面の取り組みは順調に進展しており、PRA レバレッジ・エクスポージャーは2013年6月と比べて2,000億ポンド近く減少した。加えて、58億ポンドの新株予約権無償割当及び21億ポンドのATI証券の発行を実施したこと、PRA レバレッジ比率は3%弱に改善した。年間を通してリスク調整後資産の管理を重視し続けた効果により、CRD IVベースのリスク調整後資産は7%、額にして300億ポンド以上減少した。今後も貸借対照表の精査は継続するが、リスクの比重とレバレッジの両方に目配りしつつ、貸借対照表を最適化することにより大きな重点を置き、リターンの向上を図っていく考えである。進捗状況については、定期的にご報告する予定である。

規制は引き続き重要な不確定要素の一つとなっている。明確になった領域も一部あるが、不透明な部分がまだ多く残されている。われわれは当グループの将来への備えを万全なものとするため、規制を巡る動きを注視し続け、できる限り早めの対応に努める考えである。

当グループにとって2014年は引き続き過渡期の年になると考えられるが、将来のより高水準で持続可能なリターンの創出に向け、コスト管理の徹底とともに、特にインベストメント・バンク部門の貸借対照表を最適化する取り組みを重点的に進めていく所存である。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

損益計算書

- 2013 年度の調整後税引前利益は Transform 達成費用の計上と収益の減少を受け、32%減少し、5,167 百万ポンドとなった。2013 年度第 4 四半期の調整後税引前利益はインベストメント・バンク部門の訴訟及び規制当局に支払う規制関連の制裁金の費用 331 百万ポンド、英國銀行税 504 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：0 ポンド）、Transform 達成費用 468 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：101 百万ポンド）を含め、2013 年度第 3 四半期と比べて 1,194 百万ポンド減少し、191 百万ポンドとなった。
- 法定税引前利益は、当グループ自身の信用度に関連する費用が 220 百万ポンドに減少したのを受け（2012 年：4,579 百万ポンド）、2,868 百万ポンドに改善した（2012 年：797 百万ポンド）。

収益

- 調整後収益は、バークレイカードと英國 RBB 部門の増収により一部相殺されたものの、インベストメント・バンク部門、本社部門、アフリカ RBB 部門における減収を受けて 4 %減少し、28,155 百万ポンドとなった。
- インベストメント・バンク部門の収益は 9 %減少し、10,733 百万ポンドとなった。株式及びプライム・サービス事業の 489 百万ポンド、インベストメント・バンキング事業の 63 百万ポンドの増収により一部相殺されたものの、FICC 事業が 1,141 百万ポンドの減収となったためである。また、事業売却の加速と 2013 年度第 4 四半期の訴訟問題に関連する 111 百万ポンドの収益の解消を受け、撤退対象事業資産からの収益は 309 百万ポンド減少した。2013 年度第 4 四半期の収益は 2013 年度第 3 四半期と比べて 2 %増加し、2,149 百万ポンドとなった。クレジット商品の業績の低下によって相殺されたものの、特に為替事業におけるマクロ商品とインベストメント・バンキングの取引高が拡大したほか、株式及びプライム・サービス事業の収益が増加したためである。
- 利息収入純額合計は 11,600 百万ポンドと概ね横ばいであった。本社部門、アフリカ RBB 部門、インベストメント・バンク部門で利息収入純額が減少したが、バークレイカード、英國 RBB 部門、コーポレート・バンキング部門での増加により相殺された。RBB、バークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客利息収入純額は 10,365 百万ポンド（2012 年：9,839 百万ポンド）に増加した。これは当グループの構造的ヘッジ活動の寄与により一部相殺されたものの、顧客資産が拡大したためである。

信用に関する減損

- 信用に関する減損費用は 8 %減少し、3,071 百万ポンドとなり、貸倒率は 64 ベーシス・ポイントとなった（2012 年：70 ベーシス・ポイント）。
 - これは欧州及び英国のコーポレート・バンキング部門を中心にホールセール事業の減損費用が減少したことを反映している。
 - RBB 部門とバークレイカードでは、アフリカ RBB で特に南アフリカの住宅ローン延滞率が改善した一方、2012 年に発生した引当金戻入れが当年度はなかったこととバークレイカードにおける Edcon 買収を一因として英國 RBB 部門とバークレイカードの減損費用が増加した。
 - 欧州の減損費用の増加はスペイン政府による再生可能エネルギー・セクター向け補助金の減額と欧州モーゲージ債権の悪化を反映している。

コスト

- 調整後営業費用は Transform 達成費用 1,209 百万ポンド、インベストメント・バンク部門において主に米国住宅モーゲージ関連事業に関連して 2013 年度第 4 四半期に発生した訴訟に係る引当金及び規制関連の制裁金の費用 220 百万ポンド、並びに英國銀行税 504 百万ポンド（2012 年：345 百万ポンド）を反映し、1,331 百万ポンド増加し 19,893 百万ポンドとなった。グループの 2015 年の営業費用の目標は Transform 達成費用を除き 168 億ポンドと従来どおりである。
- 報酬費用合計は 1 %減少し、9,616 百万ポンドとなった。インベストメント・バンク部門の報酬費用は 4,634 百万ポンドと概ね横ばいであった（2012 年：4,667 百万ポンド）。インベストメント・バンク部門の収益に対する報酬の比率は主に減収を反映し、43.2%に増加した（2012 年：39.6%）。

税金

- 調整後税引前利益の実効税率はスペインの繰延税金資産の償却を反映した 440 百万ポンドの費用計上を主因に 39.0% に上昇した（2012 年：28.4%）。同償却の影響を除いた調整後実効税率は 30.5%（2012 年：28.4%）であった。これは現地の法定税率が英國の法定税率 23.25%（2012 年：24.5%）より高い国における利益への課税と控除不可能な英國銀行税が 504 百万ポンドに増加した影響（2012 年：345 百万ポンド）を主に反映している。法定税引前利益の実効税率は 54.8% に低下した（2012 年：77.3%）。

リターン

- 調整後平均株主資本利益率は主に税引前利益の減少、スペインに関連する繰延税金資産の 440 百万ポンドの償却、新株予約権無償割当による 58 億ポンドの増資を反映し、4.5%に低下した（2012 年：9.0%）。平均有形株主資本利益率は 5.3%に低下した（2012 年：10.6%）。法定平均株主資本利益率は 1.0%に上昇した（2012 年：マイナス 1.2%）。

貸借対照表及びレバレッジ

貸借対照表

- 資産合計は、先渡し金利の上昇及び中央決済機関とのエクスポージャーを圧縮する取り組みに伴うデリバティブ資産の減少、余剰流動性の減少を受けた現金及び中央銀行預け金の減少を主に反映し、2012 年 12 月 31 日と比べて 12%減少し、13,120 億ポンドとなった。
- 貸付金合計は 4,680 億ポンドとなった（2012 年：4,640 億ポンド）。英国 RBB 部門ではバークレイズ・ダイレクト（2013 年度第 1 四半期に取得した旧 ING ダイレクト UK）を通じて取得したものも含め、84 億ポンドの増加、バークレイカードは英国、海外合わせて 18 億ポンドの増加、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは 18 億ポンドの増加となったが、アフリカ RBB 部門が為替変動の影響を除いたベースでは 2%増加したものの、英ポンドに対する南アフリカ・ランドの下落が響き、57 億ポンド減少したことで相殺された。
- 顧客預り金は 11%増加し、4,280 億ポンドとなった。英国 RBB 部門の預金残高の 195 億ポンドの増加、富裕層事業を中心とするウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント部門の 96 億ポンドの増加、英國の預金残高の伸びに伴うコーポレート・バンキング部門における 91 億ポンドの増加を受けたものである。
- 株主資本合計（非支配持分を含む）は 640 億ポンド（2012 年：600 億ポンド）であった。非支配持分を除いた株主資本合計は 48 億ポンド増加し、550 億ポンドとなった。これは、新株予約権無償割当を通じた 32 億株の新株発行で調達した 58 億ポンドと持分法で処理された 21 億ポンドの資本みなし AT1 証券の発行を含め、株式資本及び株式払込剰余金が 74 億ポンド増加したことを反映しているが、先渡し金利の上昇によるキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の 18 億ポンドの減少、米ドル及び南アフリカ・ランドに対する英ポンドの上昇に伴う為替換算再評価差額の 12 億ポンドの減少、9 億ポンドの配当金支払い、並びに退職給付債務の増加に伴う 5 億ポンドの減少によって一部相殺された。
- 1 株当たりの純資産価額は 331 ペンス（2012 年：414 ペンス）、1 株当たりの正味有形資産価額は 283 ペンス（2012 年：349 ペンス）であった。この減少は主に、新株予約権無償割当に伴う株式発行とキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額及び為替換算再評価差額の減少によるものである。
- 2013 年 12 月 31 日現在、支払保障保険（PPI）に係る補償引当金残高は 971 百万ポンド（2012 年：986 百万ポンド）、金利ヘッジ商品に係る補償引当金残高は 1,169 百万ポンド（2012 年：814 百万ポンド）となった。将来予想される費用の見積額は、2013 年 6 月以降大きな増減はない。

レバレッジ

- PRA レバレッジ・エクスポージャーはデリバティブ乗換費用、デリバティブの将来の潜在エクスポージャー、現金及び中央銀行預け金の減少により 2013 年 6 月 30 日と比べて 1,960 億ポンド減少し、推定 13,630 億ポンドとなった。PRA レバレッジ・エクspoージャーの減少のうち推定 550 億ポンドは為替変動の影響によるものである。

資本管理

- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本は 2013 年 9 月 30 日と比べて 30 億ポンド増加し、404 億ポンドとなった。外因為替の変動による 8 億ポンド及び予測し得る配当に係る規制上の控除の増加により一部相殺されたものの、新株予約権無償割当による新株発行を主に反映している。CRD III ベースのコア Tier1 資本は 468 億ポンドであった（2013 年 9 月 30 日：420 億ポンド）。
- CRD IV ベースのリスク調整後資産は 2012 年度と比べて 320 億ポンド、2013 年度第 3 四半期と比べて 120 億ポンド減少し、4,360 億ポンドとなった。算定手法変更の影響により一部相殺されたが、撤退対象事業のリスク調整後資産の 390 億ポンドの減少とトレーディング勘定エクspoージャーの圧縮を主に反映している。この減少は主にインベストメント・バンク部門におけるもので、同部門の撤退対象事業のリスク調整後資産は 370 億ポンド減少して、420 億ポンドとなった。CRD III ベースのリスク調整後資産は当年度に 320 億ポンド減少して、3,550 億ポンドとなった。
- CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率は 9.3%であった（2013 年 9 月 30 日：8.4%、新株予約権無償割当調整後ベースで 9.6%）。これは主に予測し得る配当に係る新たな規制上の控除により一部相殺されたものの、新株予約権無償割当とリスク調整後資産の減少を主に反映した結果である。CRD III ベースのコア Tier1 比率は 13.2%に上昇した（2013 年 9 月 30 日：11.3%）。
- 推定 PRA レバレッジ比率は PRA レバレッジ・エクspoージャーの 1,960 億ポンドの減少と適格 PRA 調整後 Tier1 資本の 405 億ポンドへの増加（2013 年 6 月 30 日：342 億ポンド）を反映し、3.0%弱に上昇した（2013 年 6 月 30 日：2.2%）。この増加は、21 億ポンドの AT1 証券、並びに健全性評価調整（PVA）のための追加的な PRA アドオンの除去を主因に CET1 比率に対する PRA 調整が 19 億ポンド減少し 22 億ポンドになった影響を含む。詳細は英語原文 55 ページを参照のこと。CRD IV 完全施行ベースの推定レバレッジ比率は 3.1%に上昇した（2013 年 6 月 30 日：2.5%）。

資金調達と流動性

- 2013 年度に余剰流動性は 230 億ポンド減少し、1,270 億ポンドとなった。これはグループの流動性リスク選好度に関する内部及び規制上の要件を満たしつつ、高水準の流動性リスク選好度 (LRA) 及び流動性カバレッジ比率 (LCR) の要件に対する超過分を圧縮することで、レバレッジ計画を支援すると同時に流動性コストを最適化する取り組みに沿ったものである。
- 余剰流動性は主に現金及び中央銀行預け金と優良国債で構成されている。余剰流動性に占めるこれらの割合は 83% となった (2012 年 : 87%)。
- バーゼル委員会が発表した最新基準に基づく流動性カバレッジ比率 (LCR) は推定 102% であった (2012 年 : 126%)。これは要件の 100% を満たすために必要な額を 20 億ポンド (2012 年 : 320 億ポンド) 上回る。
- 安定調達比率 (NSFR) は推定 110% で (2012 年 : 112%)、要件の 100% を満たすために必要な額を 400 億ポンド上回る (2012 年 : 490 億ポンド)。
- グループ全体の預貸率は英国 RBB、コーポレート・バンкиング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント各部門の顧客預り金の大幅な増加を受け、101% に低下した (2012 年 : 110%)。
- ホールセール資金調達残高合計 (レポ取引を除く) は 1,860 億ポンド (2012 年 : 2,400 億ポンド) であった。うち、1 年未満のうちに満期を迎えるものは 820 億ポンド (2012 年 : 1,020 億ポンド)、1 カ月内に満期を迎えるものは 200 億ポンド (2012 年 : 290 億ポンド) である。
- 当グループは 2013 年に CRD IV 適格の Tier 2 資本 10 億米ドルを含め、正味で 10 億ポンドのターム・ファンディングを行った。2014 年に満期を迎えるターム・ファンディングは 240 億ポンド、2015 年に満期を迎えるターム・ファンディングは 220 億ポンドである。2014 年は、満期を迎える額よりは少ないものの、公募ホールセール債務の発行を、2013 年より増やす方針である。

配当

- 2013 年度の年の最終配当として 1 株当たり 3.5 ペンスを 2014 年 3 月 28 日付で支払う。年間の配当金支払額は合計で 1 株当たり 6.5 ペンスになる。配当金支払総額は新株予約権の無償割当の一環としての株式の追加発行を反映し、859 百万ポンド (2012 年 : 733 百万ポンド) となった。

見通し

- 2014 年度は当グループにとって引き続き過渡期の年と位置付けられ、投資を継続し、貸借対照表の最適化とコスト削減に注力し続ける。

資本、レバレッジ及び配当金に関する最新ガイダンス

- バークレイズの現在の規制上の目標は 2019 年度までに完全施行ベースの CET1 比率 9 % 及びピラー2A アドオンを達成することである。現在のプルーデンス (健全性) 規制機構 (PRA) のガイダンスの下では、ピラー2A は 2015 年度から CET1 の 56% の水準を達成する必要がある。この要件が現在適用されると仮定すると、これはリスク調整後資産 (RWA) の約 1.4% に相当する。ピラー2A アドオンは PRA の個別資本ガイダンス次第で時間の経過とともに変動が見込まれる。
- 当グループは、2015 年に完全施行ベースの CRD IV CET1 比率 10.5% を達成することを見込んでいる。当グループが最終状態の資本構造に向けた移行期間に資本の積み上げを実施するにつれ、内部管理バッファー、ピラー2A 及びその他の規制上の留意事項を考慮に入れた場合の CRD IV CET1 比率の推定値は 11.5-12% の範囲に達すると見込んでいる。この予想は特定の想定 (詳細は英語原文 55 ページを参照のこと) に基づいており、カウンター・シクリカル資本バッファー、追加的なセクタル資本要件、あるいはシステム・リスク・バッファーを含んでいないことに留意すること。
- 当グループは推定 PRA レバレッジ比率について 2015 年末までに最低 3.5%、2016 年以降は 3.5-4% の範囲に達することを目指す。レバレッジ・エクスポージャーの正味減少幅は約 600 億ポンド (外国為替の影響を除く) を見込んでいる。当グループは、レバレッジ・エクspoージャーが 2015 年までに 13,000 億ポンドを下回ることを見込んでおり、この減少は当期収益にほとんど影響しないが、2015 年には推定 300 百万ポンドの増益に繋がると見込んでいる。
- 2014 年 1 月のバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 提案の高度な影響に関する暫定的な分析を基に、経営面の施策及び更なるルール変更を考慮しない場合、PRA レバレッジ比率が 20 ベーシス・ポイント低下すると推定している。
- 当グループは、取締役会によって決定される 1 株当たり調整後利益の比率として計算される配当性向について、引き続き 40-50% を徐々に目指すが、資本増加を重視していくため 2014 年からは 40% を見込んでいる。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

要約連結財務書類

要約連結損益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
		(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	2	11,600	11,654
手数料収入純額		8,731	8,536
トレーディング収益純額		6,553	3,347
投資収益純額		680	844
保険契約に基づく保険料収入純額		732	896
その他の収益		148	332
収益合計		28,444	25,609
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(509)	(600)
保険金控除後の収益合計		27,935	25,009
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(3,071)	(3,340)
営業収益純額		24,864	21,669
人件費		(12,155)	(11,467)
一般管理費	3	(7,817)	(7,095)
営業費用		(19,972)	(18,562)
(PPI 及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)			
支払保障保険 (PPI) に係る補償引当金	13	(1,350)	(1,600)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	13	(650)	(850)
営業費用		(21,972)	(21,012)
事業の売却（損）益並びに関連会社及び合弁会社の損益に対する持分		(24)	140
税引前利益		2,868	797
税金	4	(1,571)	(616)
税引後利益		1,297	181
以下に帰属するもの：			
親会社の株主		540	(624)
非支配持分	5	757	805
税引後利益		1,297	181
継続事業からの1株当たり利益			
基本的普通株式1株当たり利益／（損失）	6	3.8p	(4.8p)
希薄化後普通株式1株当たり利益／（損失）	6	3.7p	(4.8p)

1 財務書類に対する注記は、英語原文99ページから122ページを参照のこと。.

要約連結損益及びその他包括利益計算書（未監査）

継続事業		2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
	注記 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引後利益		1,297	181
損益に振替えられる可能性があるその他包括（損失）／利益：			
為替換算再評価差額	17	(1,767)	(1,548)
売却可能投資再評価差額	17	(382)	546
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	17	(1,890)	662
その他		(37)	96
損益に振替えられる可能性がある包括損失合計		(4,076)	(244)
損益に振替えられる可能性がないその他包括利益：			
退職給付金の再評価	17	(515)	(1,235)
当期その他の包括損失		(4,591)	(1,479)
当期包括損失合計		(3,294)	(1,298)
以下に帰属するもの：			
親会社の株主		(3,406)	(1,894)
非支配持分		112	596
当期包括損失合計		(3,294)	(1,298)

1 財務書類に対する注記は、英語原文 99 ページから 122 ページを参照のこと。.

要約連結貸借対照表（未監査）

資産	注記 ¹	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)	2012年 12月31日現在 (百万ポンド)
現金及び中央銀行預け金		45,687	86,191
他行からの取立中の項目		1,282	1,473
トレーディング・ポートフォリオ資産		133,069	146,352
公正価値で測定すると指定された金融資産		38,968	46,629
デリバティブ	8	324,335	469,156
銀行に対する貸付金		37,853	40,462
顧客に対する貸付金		430,411	423,906
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付		186,779	176,522
売却可能投資		91,756	75,109
未収還付税及び繰延税金資産	4	5,026	3,815
前払金、未収収益及びその他の資産		4,414	4,365
関連会社及び合弁会社に対する投資		653	633
のれん及び無形資産	11	7,685	7,915
有形固定資産		4,216	5,754
退職給付資産	14	133	53
資産合計		1,312,267	1,488,335
負債			
銀行預り金		54,834	77,012
他銀行への未決済項目		1,359	1,587
顧客預り金		427,902	385,411
レポ取引及びその他類似の担保付借入		196,748	217,178
トレーディング・ポートフォリオ負債		53,464	44,794
公正価値で測定すると指定された金融負債		64,796	78,561
デリバティブ	8	320,634	462,721
発行債券		86,693	119,525
未払金、繰延収益及びその他負債		12,934	12,532
未払税金及び繰延税金負債	4	1,415	962
劣後負債	12	21,695	24,018
引当金	13	3,886	2,766
退職給付債務	14	1,958	1,282
負債合計		1,248,318	1,428,349
株主資本			
払込済株式資本及び株式払込余金	15	19,887	12,477
その他の資本性金融商品	16	2,063	-
その他の剩余金	17	249	3,674
利益剩余金		33,186	34,464
非支配持分を除く株主資本		55,385	50,615
非支配持分	5	8,564	9,371
株主資本合計		63,949	59,986
負債及び株主資本合計		1,312,267	1,488,335

1 財務書類に対する注記は、英語原文 99 ページから 122 ページを参照のこと。.

要約連結株主資本変動表（未監査）

2013年12月31日終了事業年度	払込済株式資本 及び 株式払込剩余金 ¹	その他の資本 性金融商品 ¹	その他の 剩余金 ¹	利益 剩余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2013年1月1日現在の残高	12,477	—	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
税引後利益	—	—	—	540	540	757	1,297
為替換算の変動	—	—	(1,201)	—	(1,201)	(566)	(1,767)
売却可能投資	—	—	(379)	—	(379)	(3)	(382)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(1,826)	—	(1,826)	(64)	(1,890)
退職給付金の再評価	—	—	—	(503)	(503)	(12)	(515)
その他	—	—	—	(37)	(37)	—	(37)
当期包括（損失）／利益合計	—	—	(3,406)	—	(3,406)	112	(3,294)
普通株式の新規発行	6,620	—	—	—	6,620	—	6,620
従業員株式制度に基づく株式発行	790	—	—	689	1,479	—	1,479
その他の資本性金融商品の発行	—	2,063	—	—	2,063	—	2,063
自己株式の増加	—	—	(1,066)	—	(1,066)	—	(1,066)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	—	—	1,047	(1,047)	—	—	—
配当金支払額	—	—	—	(859)	(859)	(813)	(1,672)
その他の剩余金の変動	—	—	—	(61)	(61)	(106)	(167)
2013年12月31日現在の残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
2012年12月31日終了事業年度							
2012年1月1日現在の残高	12,380	—	3,837	37,189	53,406	9,607	63,013
税引後（損失）／利益	—	—	—	(624)	(624)	805	181
為替換算の変動	—	—	(1,289)	—	(1,289)	(259)	(1,548)
売却可能投資	—	—	502	—	502	44	546
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	657	—	657	5	662
退職給付金の再評価	—	—	—	(1,235)	(1,235)	—	(1,235)
その他	—	—	—	95	95	1	96
当期包括利益合計	—	—	(130)	(1,764)	(1,894)	596	(1,298)
従業員株式制度に基づく株式発行	97	—	—	717	814	—	814
自己株式の増加	—	—	(979)	—	(979)	—	(979)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	—	—	946	(946)	—	—	—
配当金支払額	—	—	—	(733)	(733)	(694)	(1,427)
その他の剩余金の変動	—	—	—	1	1	(138)	(137)
2012年12月31日現在の残高	12,477	—	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986

1 株主資本、その他の資本性金融商品、その他の剩余金の詳細については英語原文112ページを参照のこと。

2 非支配持分の詳細については、英語原文102ページを参照のこと。

要約連結キャッシュフロー計算書（未監査）

	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
継続事業		
税引前利益	2,868	797
非現金項目の調整	6,581	12,425
営業資産及び負債の変動	(33,065)	(25,529)
法人税等支払額	(1,558)	(1,516)
営業活動からのキャッシュ純額	(25,174)	(13,823)
投資活動からのキャッシュ純額	(22,645)	(7,097)
財務活動からのキャッシュ純額	5,910	(2,842)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	198	(4,111)
現金及び現金同等物の純増加	(41,711)	(27,873)
現金及び現金同等物の期首残高	121,896	149,769
現金及び現金同等物の期末残高	80,185	121,896

事業部門別業績

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書関連の情報	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)	
利息収入純額	3,395	3,190	6	
手数料収入純額	1,098	1,154	(5)	
保険契約に基づく保険料収入純額	46	74	(38)	
その他の(収益)／費用	1	(1)		
収益合計	4,540	4,417	3	
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(17)	(33)	(48)	
保険金控除後の収益合計	4,523	4,384	3	
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(347)	(269)	29	
営業収益純額	4,176	4,115	1	
営業費用(英国銀行税、PPI補償引当金及びTransform達成費用を除く)	(2,812)	(2,877)	(2)	
英国銀行税	(21)	(17)	24	
PPI補償引当金	(660)	(1,180)	(44)	
Transform達成費用	(175)	–		
営業費用	(3,668)	(4,074)	(10)	
その他の収益純額	27	4		
税引前利益	535	45		
調整後税引前利益¹	1,195	1,225	(2)	
調整後株主帰属利益 ^{1, 2}	917	875	5	
貸借対照表関連の情報と主要な指標	2013年12月31日 現在	2012年12月31日 現在	増減率 (%)	
顧客に対する貸付金(償却原価)	1,365億ポンド	1,281億ポンド	7	
顧客預金	1,355億ポンド	1,160億ポンド	17	
資産合計 ³	1,529億ポンド	1,346億ポンド	14	
リスク調整後資産-CRD III ³	441億ポンド	391億ポンド	13	
リスク調整後資産-CRD IV完全施行ベース ³	441億ポンド			
90日以上延滞率-英国個人ローン	1.2%	1.3%		
90日以上延滞率-住宅ローン	0.3%	0.3%		
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV ⁴	56%	59%		
新規モーゲージ貸付の平均LTV ⁴	64%	65%		
顧客数	16.7百万	15.8百万		
支店数	1,560	1,593		
従業員数(常勤換算)	32,900	33,000		
	調整後ベース¹	法定ベース		
パフォーマンス指標	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
平均有形株主資本利益率	20.0%	22.9%	8.5%	(0.6%)
平均株主資本利益率	11.5%	12.3%	4.9%	(0.3%)
平均リスク調整後資産利益率	2.2%	2.5%	1.0%	0.0%
収益に対する費用の比率	67%	66%	81%	93%
貸倒比率(ベース・ポイント)	25	21	25	21

1 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金 660 百万ポンド(2012 年: 1,180 百万ポンド) の影響を除外した数値である。

2 調整後株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

3 2013 年 12 月 31 日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

4 モーゲージ・ポートフォリオ及び新規モーゲージ貸付の平均LTVは、平均評価額を基準にして計算されている。比較数値は、LTV の新データ管理システムへの移行後の詳細なレビューによって、修正再表示されている。

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

英国 RBB の 2013 年度の業績は好調であり、主力商品についてはモーゲージ証券の持分が増加するなど市場を上回る成長率をたどった。英国 RBB は引き続き英國経済を牽引し、小企業向け新規総貸付 18 億ポンドの実行及び新規事業立ち上げ 120,000 件の援助を実施した。オンラインサービス使用顧客数は 2013 年度に飛躍的に増加し、モバイルキャッシングの利用顧客は 150% 増の 2.3 百万口座に、また Pingit の利用顧客は 1 百万口座超と倍増した。

英国 RBB では、Transform 戦略の一環として引き続き事業再編及び事業投資を実施した。当年度は、事業拠点の削減、リテールバンクでの人員余剰の公表、Asda の店舗における支店の小規模化に伴い、Transform 達成費用 175 百万ポンドが発生した。また事業拠点となっている地域への貢献を引き続き行っており、当年度にはバークレイズ・グループ各拠点で 1000 件の養成プログラムを実施した。この件数は 2015 年までに倍増することを決定している。若者の就労の手助けとなる技術、情報及び機会の提供を目的としたプログラム Lifeskills では、これまで 276,000 名の若者に支援を行ってきた。

損益計算書—2013 年度と 2012 年度の比較

- ・ 利息収入純額は、モーゲージの堅調な増加及びバークレイズ・ダイレクト（旧称 ING ダイレクト UK。2013 年度第 1 四半期中に買収された。）からの寄与により、6 % 増の 3,395 百万ポンドとなった。純利息マージンは、主に構造的ヘッジからの寄与が減少したことを反映して、6 ベーシス・ポイント低下の 129 ベーシス・ポイントとなったが、顧客に起因するマージンは 102 ベーシス・ポイントから 106 ベーシス・ポイントに増加した。
 - 対顧客資産マージンは、資金調達コストの低下及び新規モーゲージ貸付に関する顧客金利の上昇を受け、15 ベーシス・ポイント上昇の 122 ベーシス・ポイントとなった。
 - 対顧客負債マージンは、資金調達金利の下落を受け 8 ベーシス・ポイント低下の 89 ベーシス・ポイントとなつた。
- ・ 手数料収入純額は、主に顧客からの手数料減少を受けて 5 % 減の 1,098 百万ポンドとなつた。
- ・ 信用関連損失費用は、78 百万ポンド増の 347 百万ポンドとなつた。これは、無担保貸付及びモーゲージに関して 2012 年度に引当金の戻し入れを行つたが、今年度は実施されなかつたためである。これを除き、減損については概ね 2012 年度と同様であつた。
- ・ 調整後営業費用は、Transform 達成費用 175 百万ポンドにより、4 % 増の 3,008 百万ポンドとなつた。法定ベースの営業費用は、PPI 補償引当金 660 百万ポンド（2012 年：1,180 百万ポンド）に関する費用の減少により、10 % 減の 3,668 百万ポンドとなつた。
- ・ 調整後税引前利益は 2 % 減の 1,195 百万ポンドとなつた一方で、法定ベースの税引前利益は、535 百万ポンド（2012 年：45 百万ポンド）となつた。

損益計算書—2013 年度第 4 四半期と 2013 年度第 3 四半期の比較

- ・ 税引前利益は、Transform 達成費用 119 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：29 百万ポンド）及び英國銀行税 21 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：ゼロポンド）により、40 % 減の 212 百万ポンドとなつた。

貸借対照表—2013 年 12 月 31 日現在と 2012 年 12 月 31 日現在の比較

- ・ 顧客に対する貸付金は、バークレイズ・ダイレクトによる 44 億ポンド増加及び他のモーゲージの伸びにより、7 % 増の 1,365 億ポンドとなつた。
 - モーゲージ残高は 1,228 億ポンドに増加し（2012 年：1,147 億ポンド）、そのうち、英國で保有する証券残高の持分は 9.9 % に上昇した（2012 年：9.4 %）。新規モーゲージ貸付総額は 171 億ポンド（2012 年：182 億ポンド）、モーゲージの返済額は 144 億ポンド（2012 年：106 億ポンド）であった。
 - ポートフォリオの質は引き続き改善しており、モーゲージ・ポートフォリオ（buy-to-let モーゲージを含む。）の残高による加重平均 LTV は 56 %（2012 年：59 %）であった。新規モーゲージ貸付の残高による加重平均 LTV は 64 %（2012 年：65 %）であった。
- ・ 顧客預金総額は、主にバークレイズ・ダイレクトの預金の増加 62 億ポンドにより、17 % 増の 1,355 億ポンドとなつた。
- ・ 資産合計は、従来はグループとして一括して保有していた流動性プール資産の配分及び顧客に対する貸付金の増加により、14 % 増の 1,529 億ポンドとなつた。
- ・ CRDIII リスク調整後資産は、主にバークレイズ・ダイレクト及びモーゲージ資産の増加より 13 % 増の 441 億ポンドとなつた。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書関連の情報	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	420	428	(2)
手数料収入純額	187	248	(25)
投資収益純額	78	52	50
保険契約に基づく保険料収入純額	276	331	(17)
その他の収益	13	8	63
収益合計	974	1,067	(9)
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(308)	(359)	(14)
保険金控除後の収益合計	666	708	(6)
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(287)	(257)	12
営業収益純額	379	451	(16)
営業費用（英國銀行税、PPI補償引当金及びTransform達成費用を除く）	(813)	(787)	3
英國銀行税	(26)	(20)	30
Transform達成費用	(403)	–	–
営業費用	(1,242)	(807)	54
その他の（費用）／収益純額	(133)	13	–
税引前損失	(996)	(343)	–
株主帰属損失 ¹	(964)	(277)	–
貸借対照表関連の情報と主要な指標	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	増減率 (%)
顧客に対する貸付金（償却原価）	370億ポンド	392億ポンド	(6)
顧客預金	163億ポンド	176億ポンド	(7)
資産合計 ²	450億ポンド	461億ポンド	(2)
リスク調整後資産－CRD III ²	159億ポンド	158億ポンド	1
リスク調整後資産－CRD IV完全施行ベース ²	162億ポンド	–	–
90日以上延滞率－住宅ローン	0.8%	0.8%	–
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV －スペイン ³	63%	65%	–
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV －イタリア ³	60%	60%	–
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV －ポルトガル ³	76%	78%	–
顧客数	1.8百万	2.0百万	–
支店数	572	923	–
販売センター数	61	219	–
販売拠点数	633	1,142	–
従業員数（常勤換算）	5,900	7,500	–
ユーロ／英ポンド－期末レート	1.20	1.23	–
ユーロ／英ポンド－平均レート	1.18	1.23	–

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
平均有形株主資本利益率	(49.6%)	(14.2%)	(49.6%)	(14.2%)
平均株主資本利益率	(45.2%)	(12.9%)	(45.2%)	(12.9%)
平均リスク調整後資産利益率	(5.7%)	(1.7%)	(5.7%)	(1.7%)
収益に対する費用の比率	186%	114%	186%	114%
貸倒比率（ベース・ポイント）	75	64	75	64

1 株主帰属損失には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

2 2013年12月31日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

3 モーゲージ・ポートフォリオ及び新規モーゲージ貸付の平均LTVは、平均評価額を基準にして計算されている。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ RBB では 2013 年度において、Transform 戦略の一環として、引き続きヨーロッパ事業のコストベースの再編に注力した。当年度に常勤雇用者 1,600 名の削減及び販売拠点 500 か所超の閉鎖を行った。またヨーロッパ RBB では、マージンの引き上げを行うべく、富裕層セグメントによる利益成長を対象として新しく特別顧客向けの提案を打ち出した。

リスクとしては、引き続きヨーロッパ全土の経済環境への対策が挙げられる。再占有リスクの低減及びマージンの低い撤退対象資産 213 億ポンド（2012 年：229 億ポンド）の除却を早急に実施するため、資産最適化専任チームを立ち上げた。

損益計算書—2013 年度と 2012 年度の比較

- 収益は 6 %減の 666 百万ポンドとなった。これは、ヨーロッパ全体における継続的な経済問題に対処するために実施された特にスペインやイタリアにおける資産削減の取り組みの影響によるものだが、外国為替の変動による収益の増加によって一部相殺されている。
- 利息収入純額は、平均顧客残高の減少により 2 %減の 420 百万ポンドとなった。純利息マージンは、貸出金利が改善したものの資金調達コストの上昇により相殺された結果、79 ベーシス・ポイントと概ね横ばいであった（2012 年：78 ベーシス・ポイント）。
- 手数料収入純額は、取引高の減少を反映して 25%減の 187 百万ポンドとなった。
- 保険契約に基づく保険料収入純額は、取引高の減少、及びそれを受けた商品売り出しの合理化により、17%減の 276 百万ポンドとなった。またこれに伴い保険金及び給付金純額は 14%減の 308 百万ポンドとなった。
- 信用関連減損費用は、12%増の 287 百万ポンドとなった。これは、スペインの再生可能エネルギー・セクターへのエクスポージャー、外国為替の変動及び高リスクのモーゲージ顧客のカバレッジ増加によるものである。なお、回収業績の改善により一部相殺されている。
- 営業費用は、主に Transform 達成費用 403 百万ポンドを反映して、435 百万ポンド増の 1,242 百万ポンドとなった。これは、販売ネットワークを大幅に縮小するための事業再編費用に関連しており、残りの増加は外国為替の変動によるものだが、事業再編に伴う費用削減により一部相殺されている。
- その他の費用純額は 146 百万ポンド増の 133 百万ポンドとなった。これは、事業再編計画によって影響を受けた地域に拠点を置く取引相手に対する契約上の義務に関連する評価調整によるものである。
- 税引前損失は、Transform 達成費用 403 百万ポンド及びその他の費用純額の増加を含め、653 百万ポンド増の 996 百万ポンドとなった。
- 株主帰属損失は、964 百万ポンドに増加した（2012 年：277 百万ポンド）。これには、スペインの繰延税金資産取り崩しの影響及び税引前損失の増加が含まれる。

損益計算書—2013 年度第 4 四半期と 2013 年度第 3 四半期の比較

- 税引前損失は 181 百万ポンドとなった（2013 年度第 3 四半期：106 百万ポンド）。これは主に、スペインにおける Transform 達成のための事業再編費用 46 百万ポンド、英国銀行税 26 百万ポンド及び減損費用の増加 11 百万ポンドなど、営業費用の増加によるものである。

貸借対照表—2013 年 12 月 31 日現在と 2012 年 12 月 31 日現在の比較

- 顧客に対する貸付金は 6 %減の 370 億ポンドとなった。これは、Tranform 戦略の一環である資産削減活動によるものだが、外国為替の変動により一部相殺されている。
- モーゲージ残高は 336 億ポンドに減少した（2012 年：348 億ポンド）。
- スペイン、イタリア及びポルトガルのモーゲージ・ポートフォリオの残高による加重平均 LTV は、それぞれ 63%（2012 年：65%）、60%（2012 年：60%）及び 76%（2012 年：78%）であった。
- 顧客預金は 7 %減の 163 億ポンドとなった。これは顧客の減少によるものだが、外国為替の変動により一部相殺されている。
- 資産合計は、顧客に対する貸付金の減少により 2 %減の 450 億ポンドとなった。
- CRDIII リスク調整後資産は、159 億ポンドと概ね横ばいであった（2012 年：158 億ポンド）。これは、撤退事業のリスク調整後資産が減少したことによるものだが、資産の処理に伴う変更により一部相殺されている。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書関連の情報	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	1,437	1,654	(13)
手数料収入純額	924	1,065	(13)
保険契約に基づく保険料収入純額	359	417	(14)
その他の収益／(費用)	81	(1)	
収益合計	2,801	3,135	(11)
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(184)	(207)	(11)
保険金控除後の収益合計	2,617	2,928	(11)
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(324)	(632)	(49)
営業収益純額	2,293	2,296	
営業費用 (英国銀行税及びTransform達成費用を除く)	(1,842)	(1,960)	(6)
英国銀行税	(28)	(24)	17
Transform達成費用	(26)	–	
営業費用	(1,896)	(1,984)	(4)
その他の収益純額	7	10	(30)
税引前利益	404	322	25
株主帰属利益／(損失) ¹	9	(4)	
損益計算書関連の情報	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	1,689	1,654	2
手数料収入純額	1,082	1,065	2
保険契約に基づく保険料収入純額	419	417	–
その他の収益／(費用)	96	(1)	
収益合計	3,286	3,135	5
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(215)	(207)	4
保険金控除後の収益合計	3,071	2,928	5
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(374)	(632)	(41)
営業収益純額	2,697	2,296	17
営業費用 (英国銀行税及びTransform達成費用を除く)	(2,145)	(1,960)	9
英国銀行税	(28)	(24)	17
Transform達成費用	(26)	–	
営業費用	(2,199)	(1,984)	11
その他の収益純額	8	10	(20)
税引前利益	506	322	57
株主帰属利益／(損失) ¹	41	(4)	

貸借対照表関連の情報と主要な指標

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	増減率 (%)
顧客に対する貸付金（償却原価）	242億ポンド	299億ポンド	(19)
顧客預金	169億ポンド	195億ポンド	(13)
資産合計 ²	335億ポンド	422億ポンド	(21)
リスク調整後資産－CRD III ²	224億ポンド	245億ポンド	(9)
リスク調整後資産－CRD IV ²	228億ポンド		
90日以上延滞率－住宅ローン	0.7%	1.6%	
90日以上延滞率－無担保貸付	2.6%	3.1%	
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV ³	62%	66%	
新規モーゲージ貸付の平均LTV ³	75%	76%	
顧客数	12.1百万	13.5百万	
支店数	1,268	1,339	
販売センター数	128	112	
販売拠点数	1,396	1,451	
従業員数（常勤換算）	41,300	40,500	
南アフリカ・ランド／英ポンド－期末レート	17.37	13.74	
南アフリカ・ランド／英ポンド－平均レート	15.10	13.03	

貸借対照表関連の情報と主要な指標

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	増減率 (%)
	恒常通貨ベース		
顧客に対する貸付金（償却原価）	306億ポンド	299億ポンド	2
顧客預金	211億ポンド	195億ポンド	8
資産合計 ²	419億ポンド	422億ポンド	(1)
	調整後ベース		法定ベース
	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2013年12月31日 終了事業年度
パフォーマンス指標	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
平均有形株主資本利益率 ⁴	0.8%	(0.2%)	0.8%
平均株主資本利益率	0.4%	(0.1%)	0.4%
平均リスク調整後資産利益率	0.9%	0.7%	0.9%
収益に対する費用の比率	72%	68%	72%
貸倒比率（ベース・ポイント）	128	202	128
			202

1 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

2 2013年12月31日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

3 モーゲージ・ポートフォリオ及び新規モーゲージ貸付の平均LTVは、平均評価額を基準にして計算されている。

4 2012年度の平均有形株主資本利益率については、アサ・グループの非支配持分に関する金額を除外するよう修正されている。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ RBB では、Transform の目的に沿って事業を行いつつ顧客成長や費用効率化を図るべく、2013 年度に新規リーダーシップ・チームの下 3 年間の改善プログラムに着手した。

2013 年度の業績は、競争激化、規制環境の変化及び平均南アフリカ・ランドが英ポンドに対して平均で 16% 下落するなど為替の変動に影響を受けた。しかし恒常通貨ベースでは、主に南アフリカの住宅ローン・リカバリーブックにおける減損引当金の減少により、税引前利益は 57% 増加した。また当該事業においては、支店ネットワークの再編及び引き続き実施されている顧客チャンネルと商品の電子化対応のための Transform 達成費用 26 百万ポンドが発生した。

アフリカ RBB の改善プログラムは 2013 年度において好調な出だしを見せたが、今後継続的な利益改善のためには引き続き対応していく必要がある。

損益計算書—2013 年度と 2012 年度の比較

- ・ 収益は 11% 減の 2,617 百万ポンドとなった。これは外為替の変動によるものだが、前年度の商業用不動産金融ポートフォリオにおける公正価値調整が今年度は発生しなかったことにより、一部相殺されている。恒常通貨ベースでは、競争環境の中で引き続き取引高に低下圧力がかかっているものの、5% 増となった。
- ・ 利息収入純額は 13% 減の 1,437 百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは 2% 増となった。純利息マージンは 3 ベーシス・ポイント低下の 316 ベーシス・ポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは 310 ベーシス・ポイントと安定的に推移しており、住宅ローン、個人向け貸付及び自動車金融や資産金融などの主力商品について引き続き競争力のある値付けを行っていく方針である。
 - 対顧客負債マージンは、競争の激化及びマージンのより低い貯蓄商品の増加という商品構成の変更により、2 ベーシス・ポイント低下の 273 ベーシス・ポイントとなった。
- ・ 手数料収入純額は 13% 減の 924 百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは 2% 増となった。
- ・ 信用関連減損費用は、49% 減の 324 百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、南アフリカの住宅ローン・リカバリーブック及びビジネス・バンキング・ポートフォリオにおいて引当金が減少したことにより、41% 減となった。この減少は、厳しい経済環境に起因する南アフリカの無担保貸付ポートフォリオの悪化により一部相殺された。この減損の減少により、貸倒比率は 128 ベーシス・ポイントとなった（2012 年：202 ベーシス・ポイント）。
- ・ 営業費用は 4% 減の 1,896 百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、インフラへの投資額増加及び南アフリカにおけるインフレの拡大により、11% 増となった。
- ・ 税引前利益は、25% 増の 404 百万ポンドとなった。これは、南アフリカの住宅ローン・リカバリーブック及びビジネス・バンキング・ポートフォリオにおいて引当金が減少したこと、及び前年度における商業用不動産金融ポートフォリオの公正価値調整が今年度は発生しなかったことによるものである。

損益計算書—2013 年度第 4 四半期と 2013 年度第 3 四半期の比較

- ・ 税引前利益は減少し 60 百万ポンドとなった（2013 年度第 3 四半期：132 百万ポンド）。これは 2013 年度第 4 四半期の英國銀行税、Transform 達成費用の増加、また南アフリカ・ランド安の進みによるものである。

貸借対照表—2013 年 12 月 31 日現在と 2012 年 12 月 31 日現在の比較

- ・ 期末の南アフリカ・ランドは英ポンドに対して 26% の下落となった。南アフリカ・ランド安は報告損益の変動の大きな要因となっている。他のアフリカ諸国における為替変動による重要な影響はなかった。
- ・ 顧客に対する貸付金は 19% 減の 242 億ポンドとなった。これは特に自動車金融や資産金融において 2% の成長がみられたものの、南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことにより相殺されたためである。
 - モーゲージ・ポートフォリオの残高による加重平均 LTV は 62% であった（2012 年：66%）。新規モーゲージ貸付の残高による加重平均 LTV は 75% であった（2012 年：76%）。
- ・ 顧客預金は 13% 減の 169 億ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、特に投資商品における個人預金が増加したことを受け、8% 増となった。
- ・ 資産合計は、南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことにより、21% 減の 335 億ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、概ね横ばいとなっている。
- ・ CRDIII リスク調整後資産は、9% 減の 224 億ポンドとなった。これは主に南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことによるものだが、貸借対照表金額の成長により一部相殺されている。

バークレイカード

損益計算書関連の情報	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)	
利息収入純額	3,318	3,009	10	
手数料収入純額	1,435	1,292	11	
保険契約に基づく保険料収入純額	26	36	(28)	
その他の収益	7	7	-	
保険金控除後の収益合計	4,786	4,344	10	
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(1,264)	(1,049)	20	
営業収益純額	3,522	3,295	7	
営業費用（英國銀行税、PPI補償引当金及びTransform達成費用を除く）	(1,975)	(1,826)	8	
英國銀行税	(24)	(16)	50	
PPI補償引当金	(690)	(420)	64	
Transform達成費用	(49)	-		
営業費用	(2,738)	(2,262)	21	
その他の収益純額	33	29	14	
税引前利益	817	1,062	(23)	
調整後税引前利益¹	1,507	1,482	2	
調整後株主帰属利益 ^{1, 2}	1,006	975	3	
貸借対照表関連の情報と主要な指標	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在	増減率 (%)	
顧客に対する貸付金（償却原価）	356億ポンド	338億ポンド	5	
顧客預金	52億ポンド	28億ポンド	86	
資産合計 ³	389億ポンド	382億ポンド	2	
リスク調整後資産—CRD III ³	411億ポンド	378億ポンド	9	
リスク調整後資産—CRD IV完全施行ベース ³	405億ポンド			
30日以上延滞率—英国カード	2.4%	2.5%		
30日以上延滞率—米国カード	2.1%	2.4%		
30日以上延滞率—南アフリカ・カード ⁴	8.1%	7.4%		
バークレイカード顧客数合計	35.5百万	32.8百万		
バークレイカードのクライアント数合計	350,200	315,500		
決済額合計	2,540億ポンド	2,350億ポンド		
従業員数（常勤換算）	12,100	11,100		
	調整後ベース¹		法定ベース	
パフォーマンス指標	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
平均有形株主資本利益率	24.5%	26.9%	11.1%	18.0%
平均株主資本利益率	18.4%	19.8%	8.3%	13.3%
平均リスク調整後資産利益率	2.8%	3.1%	1.4%	2.2%
収益に対する費用の比率	43%	42%	57%	52%
貸倒比率（ベース・ポイント）	337	294	337	294

1 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金 690 百万ポンド（2012 年：420 百万ポンド）の影響を除外した数値である。

2 調整後株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

3 2013 年 12 月 31 日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

4 2013 年 12 月 31 日現在における南アフリカ・カードの 30 日以上延滞率は、Edcon のポートフォリオ取得を反映するよう修正再表示されている。

バークレイカード

バークレイカードは引き続き全ての市場で成長を見せており、2013年度の収益は10%増、新規顧客純増は3百万人近くとなった。当該事業では、英国のバス輸送6.5百万件超における非接触式カードの認可に向けたロンドン交通局への継続的働きかけ、及び登録顧客800,000人（うち半数以上がバークレイズの新規顧客）向けオンライン提供商品であるBespokeの立ち上げなど、引き続き改革を実施している。バークレイカードでは、引き続き調整利益の拡大及び平均株主資本利益率の引き上げに努めていく。

事業では、顧客に簡潔かつ明確な価値をもつソリューションを提供することで、顧客の支払いについては選ばれる銀行（'Go-To' Bank）となる道を引き続き模索しており、これに伴いTransform達成費用49百万ポンドが発生した。また、欧州大陸全土にわたるクレジットカード1枚での管理プラットフォームの導入など、業務拡大により顧客サービスの向上を行ってきた。

バークレイカードは引き続き英国経済を牽引し、2013年度には事業及び個人向け新規貸付158億ポンドを提供した。

損益計算書—2013年度と2012年度の比較

- ・ 収益は、貸付純額の継続的な増加及び2012年度のポートフォリオの取得により、10%増の4,786百万ポンドとなった。
 - 英国における収益は、貸付純額の増加及び資金調達費用の減少により、6%増の2,747百万ポンドとなった。
 - 英国外の収益は17%増の2,039百万ポンドとなった。これは、2012年度のポートフォリオの取得並びに米国及びドイツにおける顧客資産残高の増加によるものである。
- ・ 利息収入純額は、取引高の増加及び構造的ヘッジによる影響の低下により、10%増の3,318百万ポンドとなった。
 - 対顧客資産マージンは9.39%と概ね安定的に推移しており、平均顧客資産は2012年度のポートフォリオの取得及び事業の成長により8%増の363億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、米国及びドイツにおける預金による資金調達を反映して、マイナス0.29%となった。
- ・ 手数料収入純額は、主に米国及び英国における支払高の増加を受けて11%増の1,435百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は、ポートフォリオの取得の影響及び2012年度に計上された引当金の戻入れが今年度は発生しなかったことにより、20%増の1,264百万ポンドとなった。
 - 消費者クレジットカードにおける減損貸倒比率は、英国では366ベーシス・ポイント（2012年：359ベーシス・ポイント）と概ね安定的に推移、また米国では268ベーシス・ポイントと横ばいでいた一方、南アフリカでは、商品構成の変更につながったEdconの買収により421ベーシス・ポイント増の581ベーシス・ポイントに上昇した。
 - 消費者カードの30日以上延滞率は、英国では10ベーシス・ポイント低下の2.4%、米国では30ベーシス・ポイント低下の2.1%、また南アフリカでは70ベーシス・ポイント上昇の8.1%となった。
- ・ 調整後営業費用は、2012年度のポートフォリオの取得による費用増加、貸付純額の増加、営業損失の増加及びTransform達成費用の影響により、11%増の2,048百万ポンドとなった。法定ベースの営業費用は、PPI補償引当金費用が増加し690百万ポンド（2012年：420百万ポンド）となったことより、21%増の2,738百万ポンドとなった。
- ・ 調整後税引前利益は、米国及び英国のカード・ポートフォリオにより2%増の1,507百万ポンドとなった。一方、法定ベースの税引前利益は、PPI補償引当金費用の増加により817百万ポンドに減少した（2012年：1,062百万ポンド）。

損益計算書—2013年度第4四半期と2013年度第3四半期の比較

- ・ 税引前利益は16%減の335百万ポンドとなった。これは英國銀行税、Transform達成費用、また米ドルや南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことによるものである。

貸借対照表—2013年12月31日現在と2012年12月31日現在の比較

- ・ 資産合計は、主に英国及び英国外の事業における顧客に対する貸付金の増加により、2%増の389億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、米国及びドイツにおける資金調達に関する施策により24億ポンド増の52億ポンドとなった。
- ・ CRDIIIリスク調整後資産は、資産の増加及び法規制ガイドラインの変更に準拠するためのモデルチェンジを行ったことにより、9%増の411億ポンドとなった。

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報

	2013年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	349	530	(34)
手数料収入純額	3,236	3,029	7
トレーディング収益純額	6,610	7,688	(14)
投資収益純額	530	521	2
その他の収益	8	7	14
収益合計	10,733	11,775	(9)
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(220)	(204)	8
営業収益純額	10,513	11,571	(9)
営業費用（英國銀行税及びTransform 達成費用を除く）	(7,417)	(7,425)	-
英國銀行税	(333)	(206)	62
Transform 達成費用	(262)	-	
営業費用	(8,012)	(7,631)	5
その他収益純額	22	50	(56)
税引前利益	2,523	3,990	(37)
株主帰属利益 ¹	1,548	2,680	(42)
貸借対照表関連の情報と重要な数値			
銀行及び顧客に対する貸付金（償却原価ベース） ²	1,438 億ポンド	1,435 億ポンド	-
顧客預り金 ²	819 億ポンド	759 億ポンド	8
資産合計 ³	8,638 億ポンド	10,737 億ポンド	(20)
リスク調整後資産 - CRD III ³	1,426 億ポンド	1,779 億ポンド	(20)
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース ³	2,216 億ポンド		
平均 DVaR (95%)	2,900 万ポンド	3,800 万ポンド	
従業員数（常勤換算）	26,200	25,600	

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2013年 12月31日	2012年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
平均有形株主資本利益率	8.5%	13.1%	8.5%	13.1%
平均株主資本利益率	8.2%	12.7%	8.2%	12.7%
平均リスク調整後資産利益率	1.0%	1.6%	1.0%	1.6%
収益に対する費用の比率	75%	65%	75%	65%
収益に対する報酬の比率	43.2%	39.6%	43.2%	39.6%
貸倒率（ベース・ポイント）	14	13	14	13

1 株主帰属利益には税引後利益と非支配持分が含まれる。

2 2013年12月31日の貸付金には顧客に対する貸付金1,120億ポンド（含む決済残高354億ポンドと現金担保360億ポンド）、銀行に対する貸付金318億ポンド（含む決済残高52億ポンドと現金担保147億ポンド）が含まれている。顧客預り金には決済残高345億ポンド及び現金担保270億ポンドが含まれている。

3 2013年度の総資産及びリスク調整後資産には、他の事業部門への余剰流動性資産の再配分が反映されている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンク部門は 2013 年度にコスト及び資本効率の向上、管理体制の強化、株式及びインベストメント・バンキング事業を足場とした事業拡大に重点的に取り組み、Transform プログラムの戦略的目標の達成に向けて順調に推移し続けた。同部門では、主に欧州、アジア、米国における事業再編に関連する Transform 達成費用 262 百万ポンドを計上した。

CRD IV ベースのリスク調整後資産は撤退対象事業資産の売却の加速と継続事業における効率改善の継続的な取り組みにより 2,216 億ポンドに減少した（2013 年 6 月 30 日：2,541 億ポンド）。

2013 年度の FICC 事業は減収となったが、株式業務の伸びは市場を上回り続け、好調な業績となった。

損益計算書—2013 年度と 2012 年度の比較

収益合計内訳	2013 年 12 月 31 日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 終了事業年度 ³ (百万ポンド)	増減率 (%)
マクロ商品 ¹	3,110	4,024	(23)
クレジット商品 ¹	2,427	2,654	(9)
債券、為替及びコモディティ（FICC）	5,537	6,678	(17)
株式及びプライム・サービス	2,672	2,183	22
インベストメント・バンキング	2,200	2,137	3
プリンシパル・インベストメント	62	206	(70)
撤退対象事業 ²	262	571	(54)
収益合計	10,733	11,775	(9)

1 マクロ商品は、金利、為替、コモディティ商品からの収益、クレジット商品は信用、証券化商品からの収益を意味する。

2 撤退対象事業はインベストメント・バンク部門の撤退対象事業（詳細は英語原文 46 ページを参照のこと）、2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性の改善に伴う収益、関連する訴訟項目からなる。

3 2012 年度の FICC 及び撤退対象事業の額は撤退対象ポートフォリオを適宜割り当てて再表示したものである。

- ・ 収益合計は撤退対象事業に関連する 309 百万ポンドの減少を含め 9 %減少し、10,733 百万ポンドとなった。
 - FICC 事業の収益は 17 %減の 5,537 百万ポンドとなった。
 - マクロ商品及びクレジット商品の収益は中央銀行の量的緩和政策の縮小を巡る市場の不透明感が金利及び証券化商品の取引に影響し、それぞれ 23 %減の 3,110 百万ポンド、9 %減の 2,427 百万ポンドとなった。欧州と米国が特に大きな影響を受けた一方、アジアは為替業務の収益改善の恩恵を受けた。前年度は、2012 年上半期に実施された欧州の流動性供給オペ（LTRO）、欧州中央銀行（ECB）の国債購入プログラム、2012 年下半期のベンチマーク金利の低下の恩恵を受けた。
 - 株式及びプライム・サービス事業の収益は手数料収入の増加と顧客の取引高の拡大を反映し、22 %増の 2,672 百万ポンドとなった。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は財務アドバイザリー業務の取引高の減少により一部相殺されたものの、株式引受業務の手数料収入が伸びたことから、3 %増の 2,200 百万ポンドとなった。
 - プリンシパル・インベストメントの収益は資産の売却と未公開株業務の減収により 62 百万ポンドに減少した（2012 年：206 百万ポンド）。
 - 撤退対象事業からの収益は 309 百万ポンド減少し、262 百万ポンドになった。2013 年度を通して撤退対象事業の資産の処分を加速させたことに加え、前年度は米国住宅モーゲージ資産の上昇による利益及び米国商業用不動産資産の売却並びに上昇による利益を計上したことにも影響している。2013 年度の収益には 2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性の改善に伴う 259 百万ポンドの収益と訴訟問題に関連する当年度の 111 百万ポンドの収益の解消を含む。
- ・ 信用に関する純減損費用は 220 百万ポンドであった（2012 年：204 百万ポンド）。これは 2013 年度第 2 四半期の单一銘柄エクススポージャーに対する引当てによるものである。
- ・ 営業費用は 5 %増加し、8,012 百万ポンドとなった。
 - Transform 達成費用 262 百万ポンドは主に欧州、アジア、米国における事業再編策に関連するものである。
 - 英国銀行税は税率の上昇を主因に 62 %増加し、333 百万ポンドとなった。
 - その他費用にはドッド＝フランク法、CRD IV、その他報告に関連する規制変更に対応するための費用の増加を含め、インフラ改善に関連する費用 325 百万ポンド（2012 年：221 百万ポンド）が含まれる。2013 年度第 4 四半期には主に米国住宅モーゲージ関連事業に係る訴訟及び規制当局に支払う制裁金に係る引当金 220 百万ポンドを計上した。2012 年度の営業費用には銀行間取引金利の設定に係る 193 百万ポンドの費用が含まれていた。

- Transform 達成費用を含め、収益に対する費用の比率は 10%上昇し、75%となった。収益に対する報酬の比率は 43.2% (2012 年 : 39.6%) に上昇した。報酬費用は 4,634 百万ポンドと前年度と比べ概ね横ばいであった (2012 年 : 4,667 百万ポンド)。詳細は英語原文 40 ページの報酬に関する開示を参照のこと。
- 税引前利益は 37%減少し、2,523 百万ポンドとなった。

損益計算書—2013 年度第 4 四半期と 2012 年度第 4 四半期の比較

- 収益は撤退対象事業に関連する 256 百万ポンドの減少を含め、17%減少し、2,149 百万ポンドとなった。
 - FICC 事業の収益は 16%減の 1,085 百万ポンドとなった。トレーディング環境の悪化により FICC 事業の多くの業務で取引高が減少したことを反映している。
 - 株式及びプライム・サービス事業の収益は 9 %増の 496 百万ポンドとなった。市場の信頼感の改善と顧客の取引高の増加を受けて、現物株及び株式デリバティブ業務のパフォーマンスが好調だったためである。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 5 %減の 590 百万ポンドとなった。株式引受業務の手数料収入の増加により一部相殺されたものの、財務アドバイザリー業務及び債券引受業務が減収となったためである。
 - 撤退対象事業からの収益は訴訟問題に関連する当年度の 111 百万ポンドの収益の解消を受け、256 百万ポンド減少し、マイナス 54 百万ポンドになった。前年度同期は米国住宅モーゲージ資産の上昇による利益を計上した。
- 営業費用は 33%増の 2,464 百万ポンドとなった。
 - 2013 年度第 4 四半期は主に事業再編コストに関連する Transform 達成費用 87 百万ポンドを計上した (2012 年度第 4 四半期 : ゼロ)。
 - 英國銀行税は 62%増の 333 百万ポンドとなった。
 - 2013 年度第 4 四半期に主に米国住宅モーゲージ関連事業に係る訴訟及び規制当局に支払う制裁金に係る引当金 220 百万ポンドを計上した。
 - 報酬は当年度のインセンティブ報酬を支給するため増加した。詳細は英語原文 40 ページの報酬に関する開示を参照のこと。
- 税引前損益は 760 百万ポンドの利益から 329 百万ポンドの損失に転じた。

損益計算書—2013 年度第 4 四半期と 2013 年度第 3 四半期の比較

- 収益は 2 %増の 2,149 百万ポンドとなった。
 - FICC 事業の収益は 12%増の 1,085 百万ポンドとなった。クレジット・ポジションのトレーディングの減少によるクレジット商品の減収に一部相殺されたものの、金利、コモディティ、為替業務を牽引役にマクロ商品の収益が増加したことを反映している。
 - 株式及びプライム・サービス事業の収益は 23%減の 496 百万ポンドとなった。顧客の預り金残高と取引高の増加によるプライム・サービスの増収により一部相殺されたものの、2013 年度第 4 四半期は市場全体の取引高が減少し、ボラティリティが低水準にとどまり、現物株及び株式デリバティブ業務のパフォーマンスに影響したためである。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 12%増の 590 百万ポンドとなった。債券引受業務が第 3 四半期比で横ばいを維持する一方で、取引高の拡大を受け、財務アドバイザリー業務と株式引受業務のパフォーマンスが改善したためである。
- 営業費用は 51%増の 2,464 百万ポンドとなった。
 - Transform 達成費用は 87 百万ポンドであった (2013 年度第 3 四半期 : 6 百万ポンド)。
 - 英國銀行税は 333 百万ポンドであった (2013 年度第 3 四半期 : ゼロ)。
 - 2013 年度第 4 四半期に主に米国住宅モーゲージ関連事業に係る訴訟及び規制当局に支払う制裁金に係る引当金 220 百万ポンドを計上した。
 - 報酬は当年度のインセンティブ報酬を支給するため増加した。詳細は英語原文 40 ページの報酬に関する開示を参照のこと。

貸借対照表—2013 年 12 月 31 日と 2012 年 12 月 31 日の比較

- 資産合計はデリバティブ金融商品、現金及び中央銀行預け金、並びにトレーディング・ポートフォリオ資産の減少を主に反映し、2,099 億ポンド減少し、8,638 億ポンドとなった。
- CRD III ベースのリスク調整後資産はトレーディング勘定のソブリン・エクスポージャーの減少、トレーディング勘定のリスク圧縮、並びに撤退対象事業のリスク調整後資産の減少を主因に 20%減の 1,426 億ポンドとなった。

コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報	2013年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)	
利息収入純額	1,987	1,911	4	
手数料収入純額	992	998	(1)	
トレーディング収益純額	97	87	11	
投資収益純額	12	23	(48)	
その他の収益	27	27	-	
収益合計	3,115	3,046	2	
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(510)	(885)	(42)	
営業収益純額	2,605	2,161	21	
営業費用				
(英國銀行税、金利ヘッジ商品に係る補償引当金及び Transform達成費用を除く)	(1,641)	(1,672)	(2)	
英國銀行税	(51)	(39)	31	
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	(850)	(24)	
Transform達成費用	(114)	-	-	
営業費用	(2,456)	(2,561)	(4)	
その他収益純額	2	10	(80)	
税引前利益／(損失)	151	(390)		
調整後税引前利益¹	801	460	74	
調整後株主帰属利益 ^{1, 2}	247	228	8	
貸借対照表関連の情報				
顧客に対する貸付金（償却原価ベース）	611 億ポンド	643 億ポンド	(5)	
顧客に対する貸付金（公正価値ベース）	157 億ポンド	176 億ポンド	(11)	
顧客預り金	1,087 億ポンド	996 億ポンド	9	
資産合計 ³	1,139 億ポンド	878 億ポンド	30	
リスク調整後資産 - CRD III ³	689 億ポンド	709 億ポンド	(3)	
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース ³	705 億ポンド			
従業員数（常勤換算）	12,800	13,000		
パフォーマンス指標				
	調整後ベース¹		法定ベース	
	2013年 12月31日	2012年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
平均有形株主資本利益率	3.3%	3.1%	(3.6%)	(5.7%)
平均株主資本利益率	3.1%	2.9%	(3.5%)	(5.4%)
平均リスク調整後資産利益率	0.5%	0.5%	(0.2%)	(0.4%)
貸倒率（ベース・ポイント）	77	127	77	127
収益に対する費用の比率	58%	56%	79%	84%

1 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益、調整後パフォーマンス指標には、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 650 百万ポンド (2012 年 : 850 百万ポンド) が含まれていない。

2 調整後株主帰属利益は税引後利益と非支配持分を含んでいる。

3 2013 年度の資産合計及びリスク調整後資産には、従来グループで管理されていた余剰流動性資産の再配分が反映されている。

コーポレート・バンキング

2013年12月31日終了事業年度

損益計算書関連の情報	英國 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	その他地域 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
収益	2,330	250	535	3,115
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(174)	(318)	(18)	(510)
営業費用（英國銀行税、金利ヘッジ商品に係る補償引当金及びTransform達成費用を除く）	(1,114)	(146)	(381)	(1,641)
英國銀行税	(39)	(6)	(6)	(51)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	—	—	(650)
Transform達成費用	(56)	(23)	(35)	(114)
その他の収益純額	1	—	1	2
調整後税引前利益／（損失）	298	(243)	96	151
調整後税引前利益／（損失）¹	948	(243)	96	801
調整後株主帰属利益／（損失）^{1,2}	731	(510)	26	247
貸借対照表関連の情報				
顧客に対する貸付金（償却原価ベース）	500億ポンド	48億ポンド	63億ポンド	611億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値ベース）	157億ポンド	—	—	157億ポンド
顧客預り金	880億ポンド	91億ポンド	116億ポンド	1,087億ポンド
資産合計 ³	991億ポンド	550億ポンド	930億ポンド	1,139億ポンド
リスク調整後資産-CRD III ³	522億ポンド	77億ポンド	90億ポンド	689億ポンド
パフォーマンス指標				
調整後平均株主資本利益	12.3%	(51.1%)	2.9%	3.1%
法定平均株主資本利益	3.7%	(51.1%)	2.9%	(3.5%)

2012年12月31日終了事業年度

損益計算書関連の情報	英國 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	その他地域 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
収益	2,220	300	526	3,046
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(284)	(542)	(59)	(885)
営業費用（英國銀行税及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く）	(1,082)	(156)	(434)	(1,672)
英國銀行税 ⁴	(26)	(7)	(6)	(39)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(850)	—	—	(850)
その他の収益純額	2	—	8	10
税引前（損失）／利益	(20)	(405)	35	(390)
調整後税引前収益／（損失）¹	830	(405)	35	460
調整後株主帰属利益／（損失）^{1,2}	545	(281)	(36)	228
貸借対照表関連の情報				
顧客に対する貸付金（償却原価ベース）	515億ポンド	65億ポンド	63億ポンド	643億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値ベース）	176億ポンド	—	—	176億ポンド
顧客預り金	790億ポンド	82億ポンド	124億ポンド	996億ポンド
資産合計 ³	709億ポンド	79億ポンド	90億ポンド	878億ポンド
リスク調整後資産-CRD III ³	499億ポンド	105億ポンド	105億ポンド	709億ポンド
パフォーマンス指標				
調整後平均株主資本利益	10.3%	(20.8%)	(4.4%)	2.9%
法定平均株主資本利益	(1.8%)	(20.8%)	(4.4%)	(5.4%)

1 調整後税引前利益には金利ヘッジ商品に係る補償引当金650百万ポンド(2012年：850百万ポンド)が含まれていない。

2 調整後株主帰属利益には税引後利益と非支配持分が含まれる。

3 2013年度の資産合計及びリスク調整後資産には、従来グループで管理されていた余剰流動性資産の再配分が反映されている。

4 2012年の英國銀行税39百万ポンドは、従来は英國に配分されていたが、現在は各地域に配分されている。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキング事業は業績回復戦略の遂行で引き続き大きく前進し、2013年に勢いを増した。2013年はその他地域の事業範囲を合理化し、継続事業からの持続可能リターンを拡大するとともに、欧州の撤退対象事業資産の削減を引き続き実施した。こうした行動はリスク特性を改善させ、より質の高い資産からの収益創出をもたらした。

2013年はすべての地域で業績が改善した。英国では引き続き高い利益率を実現し、2013年の調整後平均株主資本利益率は12.3%（2012年：10.3%）となった。さらに、その他地域に含まれるアフリカからの寄与が拡大した。欧州の利益率はスペインに関連する繰延税金資産の評価損計上によりマイナス影響を受けた。Transform達成費用は現行の顧客向け業務への追加的投資や、欧州及びその他地域の事業再編に関連して発生した。

損益計算書—2013年度と2012年度の比較

- ・ 収益合計は2%増の3,115百万ポンドとなった。これは英国の収益増加を反映したもので、欧州の撤退対象事業資産及び撤退済み事業から発生していた収益が当期に発生しなかったことにより一部相殺された。
- ・ 純利ざやはほぼ横ばいの121ベーシス・ポイント（2012年：124ベーシス・ポイント）となった。資金調達金利の低下が顧客預り金利の上昇を相殺した。
 - 資金調達レートの低下を背景に、顧客資産利ざやは16ベーシス・ポイント上昇して133ベーシス・ポイントに、顧客負債利ざやは14ベーシス・ポイント低下して97ベーシス・ポイントとなった。
- ・ 信用に関する減損費用は42%減の510百万ポンドとなった。スペインにおける不動産及び建設セクターに対するエクスポートジャヤを圧縮する取り組みにより、欧州の減損費用が224百万ポンド減少して318百万ポンドとなったことが主因である。英国における大企業向け減損費用も減少した。
- ・ 調整後営業費用は6%増の1,806百万ポンドとなった。これには主に全地域のリストラに関連したTransform達成費用114百万ポンド、及び英國銀行税51百万ポンド（2012年：39百万ポンド）が含まれている。法定ベースの営業費用は金利ヘッジ商品に係る補償引当金が650百万ポンドに減少した（2012年：850百万ポンド）ことを反映し、4%減少して2,456百万ポンドとなった。
- ・ 調整後税引前利益は74%増加し、801百万ポンドとなった。
 - 英国の調整後税引前利益は信用に関する減損費用の減少と収益増加を受けて14%増の948百万ポンドとなった。
 - 欧州の調整後税引前損失は40%減少し、243百万ポンドとなった。事業撤退に伴う収益の減少とTransform達成費用により一部相殺されたものの、信用に関する減損費用が減少したことを主に反映している。
 - その他地域の調整後税引前利益は61百万ポンド増加し、96百万ポンドとなった。減損費用の減少に加え、一部事業からの撤退により昨年に比べコストが減少したことを反映している。
- ・ 法定ベースの税引前利益は金利ヘッジ商品に係る補償引当金の減少を反映し、151百万ポンド（2012年：390百万ポンドの損失）となった。
- ・ 調整後帰属利益はスペインに関連する繰延税金資産の評価損計上による影響を受け、247百万ポンド（2012年：228百万ポンド）となった。

損益計算書—2013年度第4四半期と2013年度第3四半期の比較

- ・ 調整後税引前利益は55%減少し、123百万ポンドとなった。Transform達成費用が13百万ポンドから60百万ポンドへ増加したことや、2013年度第4四半期の英國銀行税が51百万ポンドとなったことを反映している。

貸借対照表—2013年12月31日現在と2012年12月31日現在の比較

- ・ 顧客に対する貸付金は5%減少し、611億ポンドとなった。欧州における撤退対象事業ポートフォリオの圧縮、及び英国における運転資金預り金の増加に伴う顧客の資金調達需要の低下を反映している。
- ・ 教育・社会的住宅供給・地方自治体ポートフォリオに係る公正価値ベースの顧客に対する貸付金は、長期金利の上昇と償還を反映した公正価値の調整により11%減少し、157億ポンドとなった。
- ・ 顧客預り金は英国の預り金増加を主因に、9%増加して1,087億ポンドとなった。
- ・ 資産合計はグループとして一括して保有していた余剰流動性資産の再配分を反映し、261億ポンド増加して1,139億ポンドとなった。
- ・ CRD IIIベースのリスク調整後資産は3%減少し、689億ポンドとなった。これは主として資産内容の質の改善と撤退対象事業のリスク調整後資産の減少を反映したもので、グループとして一括して保有していた余剰流動性資産の再配分により一部相殺された。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書関連の情報	2013年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	増減率 (%)	
利息収入純額	859	856	-	
手数料収入純額	968	948	2	
トレーディング、投資収益純額	18	16	13	
その他の費用	(6)	-		
収益合計	1,839	1,820	1	
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(121)	(38)		
営業収益純額	1,718	1,782	(4)	
営業費用（英國銀行税、のれんの減損及びTransform達成費用を除く）	(1,586)	(1,505)	5	
英國銀行税	(6)	(4)	50	
のれんの減損	(79)	-		
Transform達成費用	(158)	-		
営業費用	(1,829)	(1,509)	21	
その他の収益純額	13	1		
税引前（損失）／利益	(98)	274		
調整後税引前（損失）／利益¹	(19)	274		
調整後株主帰属（損失）／利益 ²	(24)	222		
貸借対照表情報及び主要指標				
顧客に対する貸付金（償却原価ベース）	231 億ポンド	213 億ポンド	8	
顧客預り金	634 億ポンド	538 億ポンド	18	
顧客資産合計 ³	376 億ポンド	245 億ポンド	53	
リスク調整後資産- CRD III ³	167 億ポンド	161 億ポンド	4	
リスク調整後資産 - CRD IV ³	173 億ポンド			
顧客資産	2,048 億ポンド	1,860 億ポンド	10	
従業員数（常勤換算）	8,300 人	8,300 人		
	調整後ベース ¹	法定ベース		
パフォーマンス指標	2013年 12月31日	2012年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
平均有形資本利益率	(1.4%)	15.5%	(5.9%)	15.5%
平均株主資本利益率	(1.0%)	11.2%	(4.5%)	11.2%
平均リスク調整後資産利益率	(0.1%)	1.7%	(0.5%)	1.7%
収益に対する費用の比率	95%	83%	99%	83%
貸倒率（ベース・ポイント）	51	17	51	17

1 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益、調整後パフォーマンス指標にはのれんの減損にかかる引当金の影響 79 百万ポンド (2012 年 : ゼロポンド) を反映していない。

2 株主帰属利益には税引後利益と非支配持分が含まれる。

3 2013 年度の資産合計及びリスク調整後資産には、従来グループで管理されていた余剰流動性資産の再配分が反映されている。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業は、能力をさらに高め、ターゲット市場に重点的に取り組み、業務を簡素化するための戦略的プログラムを引き続き遂行した。ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業を持続可能なリターンを長期的に実現するための確固たる軌道に乗せることができた変革の目的である。

2013年は多額の Transform 達成費用を計上した。これらの費用の大部分は、効率性の向上、複雑さを増す規制環境下でのリスクの低減、ターゲット市場のスリム化、及び顧客への提案力の強化を目的とした取り組みに起因するものである。

顧客資産、顧客預り金及び顧客に対する貸付金が大幅に増加し、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント事業は力強い成長を維持した。

損益計算書—2013年度と2012年度の比較

- 収益合計は2012年度とほぼ横ばいの1,839百万ポンドとなった。
- 利息収入純額は2012年度とほぼ横ばいの859百万ポンドとなった。富裕層向け事業の預り金と貸付金残高が増加したが、商品構成の変化と構造的ヘッジによる寄与の低下を反映して純利ざやが19ベーシス・ポイント低下し、104ベーシス・ポイントとなったことにより相殺された。
 - 顧客資産利ざやは資金調達レートの低下により21ベーシス・ポイント上昇して86ベーシス・ポイントとなった。平均顧客資産は14%増の224億ポンドとなった。
 - 顧客負債利ざやは商品構成の変化と資金調達レートの低下を反映し、15ベーシス・ポイント低下して97ベーシス・ポイントとなった。平均顧客負債は21%増の606億ポンドとなった。
- 手数料収入純額は2%増の968百万ポンドとなった。
- 信用に関する減損費用は83百万ポンド増加し121百万ポンドとなった。これは主に欧州において担保として保有していた不動産の価値が低下したことが主因である。2013年度第2四半期の減損費用にはスペインの不動産に係る担保付貸出に関連する15百万ポンドの費用が含まれていた。
- 調整後営業費用はTransform達成費用158百万ポンド、及び顧客補償引当金繰入れ23百万ポンドを主因に241百万ポンド増加して1,750百万ポンドとなった。のれんの減損79百万ポンド(2012年:ゼロ)を含めた法定ベースの営業費用は320百万ポンド増加し、1,829百万ポンドとなった。詳細については英語原文108ページの注記11、のれん及び無形資産の欄を参照のこと。
- 調整後税引前損失はTransform達成費用、信用に関する減損費用の増加、顧客補償引当金繰入れを主因に19百万ポンドとなった。2012年度は274百万ポンドの利益であった。法定ベースの税引前損失98百万ポンド(2012年:274百万ポンドの利益)には、のれんの減損に関連する調整項目79百万ポンドも含まれている。

損益計算書—2013年度第4四半期と2013年度第3四半期の比較

- 調整後税引前損失はTransform達成費用が37百万ポンドから81百万ポンドに増加したことを主因に73百万ポンドとなった。2013年度第3四半期は7百万ポンドの利益であった。法定ベースの税引前損失152百万ポンド(2013年度第3四半期:7百万ポンドの利益)にはのれんの減損に関連する調整項目79百万ポンドも含まれている。

貸借対照表—2013年12月31日現在と2012年12月31日現在の比較

- 富裕層向け事業の伸びに牽引されて、顧客に対する貸付金は8%増の231億ポンド、顧客預り金は18%増の634億ポンドとなった。
- CRD IIIベースのリスク調整後資産は4%増の167億ポンドとなった。グループとして一括して保有していた余剰流動性資産の再配分が主因で、信用エクスポージャーに対する担保の適用が改善したことにより一部相殺された。
- 顧客資産は富裕層向け事業の伸びと好調な株式市場の動向を背景に10%増の2,048億ポンドとなった。

本社及びその他の事業

損益計算書関連の情報

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
利息（費用）／収入純額	(165)	76
手数料費用純額	(109)	(198)
トレーディング収益純額	35	117
投資収益純額	57	267
保険契約に基づく保険料収入純額	25	38
その他の収益	33	56
保険金控除後の（費用）／収益合計（調整後）	(124)	356
当グループ自身の信用度に関連する損益	(220)	(4,579)
ブラックロック社に対する投資の売却益	-	227
保険金控除後の費用合計	(344)	(3,996)
信用に関する減損戻入額／（費用）及びその他の引当金繰入額	2	(6)
営業費用純額	(342)	(4,002)
営業費用（英國銀行税及びTransform達成費用を除く）	(94)	(165)
英國銀行税	(15)	(19)
Transform達成費用	(22)	-
営業費用	(131)	(184)
その他の収益純額	5	23
税引前損失	(468)	(4,163)
調整後税引前（損失）／利益¹	(248)	189
調整後株主帰属損失 ^{1、2}	(344)	(64)
貸借対照表関連の情報と主要な指標	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
資産合計 ³	267億ポンド	413億ポンド
リスク調整後資産 - CRD III ³	30億ポンド	53億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV ³	25億ポンド	
従業員数（常勤換算）	100	200

1 調整後税引前（損失）／利益及び調整後株主帰属損失は、当グループ自身の信用度に関連する損失 220 百万ポンド (2012 年 : 4,579 百万ポンドの損失) 及びブラックロック社に対する戦略的投資の売却益ゼロポンド (2012 年 : 227 百万ポンド) の影響を除外した数値である。

2 株主帰属利益には税引後利益と非支配持分が含まれている。

3 2013 年 12 月 31 日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、流動性プール資産の減少及び従来はグループとして一括して保有していた流動性プール資産の事業部門への再配分が反映されている。

本社及びその他の事業

損益計算書—2013年度と2012年度の比較

- 調整後収益は減少して費用純額 124 百万ポンド（2012 年：356 百万ポンドの収益）となった。これは、2012 年度第 1 四半期に計上された従業員株式報奨に係るヘッジ取引に関する利益 235 百万ポンドが当期は発生しなかったことと、財務活動による正味残存費用（劣後負債の帳簿価額に対する調整を含む）を主因とする。
- 営業費用は 53 百万ポンド減少し、131 百万ポンドとなった。これは、2012 年度上半期に計上された銀行間取引金利の設定に係る業界全体にわたる調査により発生した制裁金 97 百万ポンドが当期は発生しなかったこと（その一部は 22 百万ポンドの Transform 達成費用並びに規制上の調査及び訴訟費用により相殺された。）を主因とする。
- 調整後税引前損失は、2012 年度の 189 百万ポンドの利益から 248 百万ポンドの損失へと変動した。法定ベースの税引前損失は、当グループ自身の信用度に関する費用 220 百万ポンド（2012 年：4,579 百万ポンド）を含め、468 百万ポンド（2012 年：4,163 百万ポンド）に改善した（その一部は、2012 年度のブラックロック社に対する投資の売却益 227 百万ポンドの戻入れにより相殺された。）。

損益計算書—2013年度第4四半期と2013年度第3四半期の比較

- 調整後税引前利益は 44 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：135 百万ポンドの損失）であった。
- 保険金控除後の収益合計は、2013 年度第 3 四半期の 112 百万ポンドの費用から 122 百万ポンドの収益へと変動した。これは、劣後負債の帳簿価額に対する調整を主因とする。
- 営業費用は 65 百万ポンドから 86 百万ポンドに増加した。これには Transform 達成費用 22 百万ポンド及び英國銀行税 15 百万ポンドが含まれている。
- 法定ベースの税引前損失 51 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：346 百万ポンド）には、当グループ自身の信用度に関する費用 95 百万ポンド（2013 年度第 3 四半期：211 百万ポンド）が含まれている。

貸借対照表—2013年12月31日現在と2012年12月31日現在の比較

- 資産合計は、主にグループの流動性プール資産の減少及び各事業部門への再配分を反映し、35%減の 267 億ポンドとなった。
- CRD III ベースのリスク調整後資産は、主に各事業部門に流動性プール資産を再配分したことを受けた 23 億ポンド減少して 30 億ポンドとなった。

四半期業績

四半期業績	2013年度 第4四半期	2013年度 第3四半期	2013年度 第2四半期	2013年度 第1四半期	2012年度 第4四半期	2012年度 第3四半期	2012年度 第2四半期	2012年度 第1四半期
	(百万ポンド)							
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	6,639	6,445	7,337	7,734	6,867	7,002	7,384	8,108
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(718)	(722)	(925)	(706)	(825)	(805)	(926)	(784)
営業収益純額	5,921	5,723	6,412	7,028	6,042	6,197	6,458	7,324
営業費用（英國銀行税及びTransform達成費用を除く）	(4,777)	(4,262)	(4,359)	(4,782)	(4,345)	(4,353)	(4,555)	(4,965)
英國銀行税	(504)	-	-	-	(345)	-	-	-
Transform達成費用	(468)	(101)	(126)	(514)	-	-	-	-
営業費用	(5,749)	(4,363)	(4,485)	(5,296)	(4,690)	(4,353)	(4,555)	(4,965)
その他の収益純額	19	25	(122)	54	43	21	41	36
調整後税引前利益	191	1,385	1,805	1,786	1,395	1,865	1,944	2,395
調整項目								
当グループの信用度に関する（損失）／利益	(95)	(211)	337	(251)	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)
ブラックロック社に対する投資の減損及び売却益	-	-	-	-	-	-	227	-
支払保障保険（PPI）に係る補償引当金	-	-	(1,350)	-	(600)	(700)	-	(300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	-	-	(650)	-	(400)	-	(450)	-
のれんの減損	(79)	-	-	-	-	-	-	-
法定税引前利益／（損失）	17	1,174	142	1,535	(165)	91	1,396	(525)
法定税引後利益／（損失）	(514)	728	39	1,044	(364)	(13)	943	(385)
以下に帰属するもの：								
親会社の株主	(642)	511	(168)	839	(589)	(183)	746	(598)
非支配持分	128	217	207	205	225	170	197	213
調整後基本的1株当たり利益 ¹	(3.9p)	5.4p	7.7p	7.5p	6.7p	7.8p	8.7p	12.3p
収益に対する費用の調整後比率	87%	68%	61%	68%	68%	62%	62%	61%
基本的1株当たり利益／（損失）	(5.0p)	3.7p	(1.2p)	6.3p	(4.5p)	(1.4p)	5.7p	(4.6p)
収益に対する費用の比率	89%	70%	85%	71%	90%	85%	69%	96%
事業部門別調整後税引前利益／（損失）								
英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング（RBB）	212	351	333	299	275	358	360	232
欧州 RBB	(181)	(106)	(247)	(462)	(114)	(81)	(76)	(72)
アフリカ RBB	60	132	131	81	105	34	51	132
パークレイカード	335	397	412	363	335	396	404	347
インベストメント・バンク	(329)	463	1,074	1,315	760	988	1,060	1,182
コーポレート・バンキング	123	276	219	183	61	88	108	203
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(73)	7	(13)	60	105	70	49	50
本社及びその他事業	44	(135)	(104)	(53)	(132)	12	(12)	321
税引前利益合計	191	1,385	1,805	1,786	1,395	1,865	1,944	2,395

1 調整後基本的1株当たり利益及び基本的1株当たり利益は新株予約権の無償割当の影響を反映し、再表示されている。

	2013年度 第4四半期	2013年度 第3四半期	2013年度 第2四半期	2013年度 第1四半期	2012年度 第4四半期	2012年度 第3四半期	2012年度 第2四半期	2012年度 第1四半期
	(百万ポンド)							
英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,149	1,172	1,135	1,067	1,077	1,123	1,118	1,066
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(88)	(81)	(89)	(89)	(71)	(76)	(46)	(76)
営業収益純額	1,061	1,091	1,046	978	1,006	1,047	1,072	990
営業費用（英國銀行税及びTransform達成費用を除く）	(709)	(710)	(689)	(704)	(718)	(689)	(713)	(757)
英國銀行税	(21)	-	-	-	(17)	-	-	-
Transform達成費用	(119)	(29)	(27)	-	-	-	-	-
営業費用	(849)	(739)	(716)	(704)	(735)	(689)	(713)	(757)
その他の収益／（費用）純額	-	(1)	3	25	4	-	1	(1)
調整後税引前利益	212	351	333	299	275	358	360	232
調整項目								
PPIに係る補償引当金	-	-	(660)	-	(330)	(550)	-	(300)
法定税引前（損失）／利益	212	351	(327)	299	(55)	(192)	360	(68)
欧州リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後及び法定ベース								
保険金控除後の収益合計	154	160	176	176	161	168	191	188
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(78)	(67)	(72)	(70)	(74)	(58)	(71)	(54)
営業収益純額	76	93	104	106	87	110	120	134
営業費用（英國銀行税及びTransform達成費用を除く）	(188)	(203)	(207)	(215)	(185)	(193)	(200)	(209)
英國銀行税	(26)	-	-	-	(20)	-	-	-
Transform達成費用	(46)	(1)	-	(356)	-	-	-	-
営業費用	(260)	(204)	(207)	(571)	(205)	(193)	(200)	(209)
その他の収益／（費用）純額	3	5	(144)	3	4	2	4	3
調整後税引前（損失）／利益	(181)	(106)	(247)	(462)	(114)	(81)	(76)	(72)
アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後及び法定ベース								
保険金控除後の収益合計	622	643	684	668	721	714	729	764
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(59)	(57)	(94)	(114)	(142)	(176)	(208)	(106)
営業収益純額	563	586	590	554	579	538	521	658
営業費用（英國銀行税及びTransform達成費用を除く）	(462)	(454)	(452)	(474)	(455)	(506)	(471)	(528)
英國銀行税	(28)	-	-	-	(24)	-	-	-
Transform達成費用	(15)	(2)	(9)	-	-	-	-	-
営業費用	(505)	(456)	(461)	(474)	(479)	(506)	(471)	(528)
その他の収益／（費用）純額	2	2	2	1	5	2	1	2
調整後税引前（損失）／利益	60	132	131	81	105	34	51	132

	2013年度 第4四半期	2013年度 第3四半期	2013年度 第2四半期	2013年度 第1四半期	2012年度 第4四半期	2012年度 第3四半期	2012年度 第2四半期	2012年度 第1四半期
	(百万ポンド)							
バークレイカード								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,220	1,223	1,190	1,153	1,140	1,092	1,079	1,033
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(314)	(334)	(313)	(303)	(286)	(271)	(242)	(250)
営業収益純額	906	889	877	850	854	821	837	783
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(514)	(498)	(467)	(496)	(508)	(432)	(441)	(445)
英国銀行税	(24)	—	—	—	(16)	—	—	—
Transform達成費用	(38)	(6)	(5)	—	—	—	—	—
営業費用	(576)	(504)	(472)	(496)	(524)	(432)	(441)	(445)
その他の収益／（費用）純額	5	12	7	9	5	7	8	9
調整後税引前利益	335	397	412	363	335	396	404	347
調整項目								
PPIに係る補償引当金	—	—	(690)	—	(270)	(150)	—	—
法定税引前（損失）／利益	335	397	(278)	363	65	246	404	347
インベストメント・バンク¹								
調整後及び法定ベース								
マクロ商品	625	472	900	1,113	800	748	1,040	1,436
クレジット商品	460	494	513	960	492	701	665	796
債券、為替及びコモディティ（FICC）	1,085	966	1,413	2,073	1,292	1,449	1,705	2,232
株式及びプライム・サービス	496	645	825	706	454	523	615	591
インベストメント・バンキング	590	525	528	557	620	493	509	515
プリンシパル・インベストメント	32	1	20	9	26	30	139	11
撤退対象事業	(54)	(26)	224	118	202	226	56	87
収益合計	2,149	2,111	3,010	3,463	2,594	2,721	3,024	3,436
信用に関する減損費用及びその他の引当金（繰入額）／戻入額	(14)	(25)	(195)	14	1	(3)	(121)	(81)
営業収益純額	2,135	2,086	2,815	3,477	2,595	2,718	2,903	3,355
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(2,044)	(1,622)	(1,697)	(2,054)	(1,644)	(1,737)	(1,849)	(2,195)
英国銀行税	(333)	—	—	—	(206)	—	—	—
Transform達成費用	(87)	(6)	(53)	(116)	—	—	—	—
営業費用	(2,464)	(1,628)	(1,750)	(2,170)	(1,850)	(1,737)	(1,849)	(2,195)
その他の収益／（費用）純額	—	5	9	8	15	7	6	22
調整後及び法定税引前利益／（損失）	(329)	463	1,074	1,315	760	988	1,060	1,182
コーポレート・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	764	799	780	772	746	717	734	849
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(134)	(118)	(128)	(130)	(240)	(214)	(223)	(208)
営業収益純額	630	681	652	642	506	503	511	641
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(396)	(393)	(430)	(422)	(412)	(421)	(402)	(437)
英国銀行税	(51)	—	—	—	(39)	—	—	—
Transform達成費用	(60)	(13)	(4)	(37)	—	—	—	—
営業費用	(507)	(406)	(434)	(459)	(451)	(421)	(402)	(437)
その他の収益／（費用）純額	—	1	1	—	6	6	(1)	(1)
調整後税引前利益／（損失）	123	276	219	183	61	88	108	203
調整項目								
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	—	—	(650)	—	(400)	—	(450)	—
法定税引前（損失）／利益	123	276	(431)	183	(339)	88	(342)	203

1 2012 年のFICC と撤退対象事業の金額は、撤退対象事業ポートフォリオを適切に反映するために修正再表示されている。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	2013年度 第4四半期	2013年度 第3四半期	2013年度 第2四半期	2013年度 第1四半期	2012年度 第4四半期	2012年度 第3四半期	2012年度 第2四半期	2012年度 第1四半期
	(百万ポンド)							
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	459	449	462	469	483	443	442	452
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(33)	(39)	(35)	(14)	(13)	(6)	(12)	(7)
営業収益純額	426	410	427	455	470	437	430	445
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(415)	(361)	(410)	(400)	(361)	(369)	(380)	(395)
英国銀行税	(6)	–	–	–	(4)	–	–	–
Transform達成費用	(81)	(44)	(33)	–	–	–	–	–
営業費用	(502)	(405)	(443)	(400)	(365)	(369)	(380)	(395)
その他の収益／（費用）純額	3	2	3	5	–	2	(1)	–
調整後税引前利益	(73)	7	(13)	60	105	70	49	50
調整項目								
のれんの減損	(79)	–	–	–	–	–	–	–
法定税引前（損失）／利益	(152)	7	(13)	60	105	70	49	50
本社及びその他事業								
保険金控除後の収益合計	122	(112)	(100)	(34)	(55)	24	68	319
信用に関する減損戻入／（費用）及びその他の引当金繰入額	2	(1)	1	–	–	(1)	(3)	(2)
営業収益純額	124	(113)	(99)	(34)	(55)	23	65	317
営業費用（英国銀行税及びTransform達成費用を除く）	(49)	(21)	(7)	(17)	(61)	(6)	(99)	1
英国銀行税	(15)	–	–	–	(19)	–	–	–
Transform達成費用	(22)	–	5	(5)	–	–	–	–
営業費用	(86)	(21)	(2)	(22)	(80)	(6)	(99)	1
その他の収益／（費用）純額	6	(1)	(3)	3	3	(5)	23	2
調整後税引前（損失）／利益	44	(135)	(104)	(53)	(132)	12	(11)	320
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する利益／（費用）	(95)	(211)	337	(251)	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)
ブラックロック社に対する投資の減損及び売却益	–	–	–	–	–	–	227	–
法定税引前（損失）／利益	(51)	(346)	233	(304)	(692)	(1,062)	(109)	(2,300)

業績管理

報酬

極めて競争の激しいグローバルな金融市場において持続可能な株主利益を創出するためには、適材適所の配置によってお客様に効果的にサービスを提供することが不可欠である。このため、従業員に対する報酬には競争力が求められる。

報酬委員会は 2013 年の適切な報奨水準を検討するにあたり、2011 年に開始した報酬の見直しを完了するとともに、パークレイズが金融市場において高い競争力を維持し、かつ報酬が引き続き業績を反映しているという点を両立させるための適正なバランスの確立を図っている。

2013 年の英国リテール・アンド・コーポレート・バンキング部門の業績は好調であり、パークレイカードは引き続き堅調な成長を遂げた。欧州、アフリカ、ウェルス各事業の業績はそれを下回るものであり、利益率改善に向けた移行段階にある。インベストメント・バンクでは株式事業が大幅に伸び、引き続き市場を上回った。インベストメント・バンクの業績改善の原動力となったのは発行案件の増加であった。債券、為替及びコモディティ (FICC) 事業の収益は市場のトレンドを反映し、一段と低調であった。2013 年の報奨はこれら主要セクターの相対的なパフォーマンス、並びに Transform 戦略の一環として取り組んでいる管理体制の強化を反映している。

2012 年の報酬報告書に示したように、報酬委員会と経営陣は測定されたリスクを踏まえ、2012 年は報奨合計額を大幅に引き下げて報奨を付与した。また報酬委員会は 2013 年の報奨決定にあたり、業績に応じて競争力のある報酬を支払うというポリシーに忠実であり続けるために、営業基盤の健全性を保護する方針である。

こうした観点、並びに上述した事業構成の影響から、2013 年の報奨合計額は 2012 年の 2,168 百万ポンドから 2,378 百万ポンドに增加了した。しかしながら、これは 2010 年を 11 億ポンド下回る水準であり、過去 3 年間にわたる見直し作業の影響を示すものである。

2012 年と同様、2013 年の報奨合計額は、重大なリスク事象を反映した適切なリスク調整を加えて決定された。2013 年のリスク調整の合計は 290 百万ポンド (2012 年 : 1,160 百万ポンド) となった。このうち、従来付与されていた報奨の削減による調整額が 176 百万ポンド (2012 年 : 300 百万ポンド)、2013 年の報奨合計の削減による調整額が 114 百万ポンド (2012 年 : 860 百万ポンド) であった。2013 年の報奨合計は 2012 年に比べて増加したが、リスク調整前ベースの 2013 年の報奨合計は 2,492 百万ポンドで 2012 年に比べて 18% 減少した。

パークレイズは報酬の問題について、株主の皆様並びにその他の主要なステークホルダーの皆様と建設的な対話を続け、長期的な価値とグループの健全性を最大化するための適切な報酬の支払いを行っていく。

報奨

- 当グループの報奨合計は 2,378 百万ポンド (2012 年 : 2,168 百万ポンド)、インベストメント・バンクの報奨は 1,574 百万ポンド (2012 年 : 1,394 百万ポンド) にそれぞれ增加了した。
- 当グループの報奨合計は 2010 年の水準を 32% (1,106 百万ポンド) 下回った。インベストメント・バンクの報奨は 2010 年の水準を 41% (1,086 百万ポンド) 下回った。
- コスト管理と競争力の維持を図るべく、報酬総額の範囲内で個々の業績に基づいた厳格な報酬の差別化がなされている。
- グループ従業員 1 人当たりの平均報奨額は 17,000 ポンド (2012 年 : 15,600 ポンド)、インベストメント・バンクの従業員 1 人当たりの平均報奨額は 60,100 ポンド (2012 年 : 54,500 ポンド) であった。インベストメント・バンクを除いたグループ従業員 1 人当たりの平均報奨額は 7,100 ポンド (2012 年 : 6,800 ポンド) であった。
- 繰り延べられる賞与プールの比率はプルーデンス（健全性）規制機構 (PRA) による報酬基準 (Remuneration Code) の最低要件を引き続き大幅に上回っており、世界的に最も高水準にあるとみられる。2013 年のインベストメント・バンクのマネージング・ディレクターに対する賞与は 100% 繰り延べられた。

報奨合計額—当期及び繰延

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク		
	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度	増減率 (%)	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
当期現金賞与	942	852	11	477	399	20
当期株式賞与	15	15	-	5	6	(17)
当期賞与合計	957	867	10	482	405	19
繰延現金賞与	564	489	15	521	447	17
繰延株式賞与	576	498	16	521	446	17
繰延賞与合計	1,140	987	16	1,042	893	17
販売コミッション、コミットメント、その他	281	314	(11)	50	96	(48)
報奨付与合計	2,378	2,168	10	1,574	1,394	13
賞与の繰延比率 ¹	54%	53%	-	68%	69%	-
合計従業員数（常勤換算）	139,600人	139,200人	-	26,200人	25,600人	2
従業員1人当たり平均報奨額	17,000ポンド	15,600ポンド	9	60,100ポンド	54,500ポンド	10

繰延賞与は、従業員が特定期間の勤務を含む一定の状況を満たした場合に限り支払われる。このため、賞与プールの通知と損益計算書上の計上額との間に期間差異が生じ、下表に示した調整が行われる。

報奨付与合計額から損益計算書計上額への調整

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク		
	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度	増減率 (%)	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
2013年の報奨合計額	2,378	2,168	10	1,574	1,394	13
控除：2013年の繰延賞与額	(1,140)	(987)	16	(1,042)	(893)	17
加算：過年度からの繰延賞与の当期費用 計上額	1,147	1,223	(6)	1,042	1,117	(7)
その他 ²	169	21	-	144	75	92
パフォーマンス・コストの損益計算書計上額	2,554	2,425	5	1,718	1,693	1

1 繰延賞与合計額を、当期賞与合計及び繰延賞与合計を合わせた金額で除して算出している。

2 報奨付与額と、販売コミッション、コミットメント及びその他長期報奨に係る損益計算書計上額との差異。

- 従業員は、当グループへの労務提供を含むすべての関連条件を満たした場合に限り、繰延賞与の支払いを受ける資格を得る。
- パフォーマンス・コストの損益計算書への計上は、該当する暦年において従業員が当グループに提供した実際の労務の費用を反映している（これらの労務が以前の繰延賞与に関連する業績条件を満たす場合の金額も含む）。業績条件が満たされていない繰延賞与の費用は含まれていない。
- したがって、2013年における報奨の付与額は2012年に比べ10%の増加となっているが、損益計算書上のパフォーマンス・コストは同5%増となっている。

損益計算書計上額

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク		
	2013年 12月31日 終了事業年度		2012年 12月31日 終了事業年度	2013年 12月31日 終了事業年度		2012年 12月31日 終了事業年度
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
繰延賞与費用	1,147	1,223	(6)	1,042	1,117	(7)
当期賞与費用	957	867	10	482	405	19
販売コミッション、コミットメント及びその他の報奨	450	335	34	194	171	13
パフォーマンス・コスト	2,554	2,425	5	1,718	1,693	1
給与	4,981	5,254	(5)	2,092	2,203	(5)
社会保障費	715	685	4	305	297	3
退職後給付	688	612	12	161	147	10
手当及びトレーディング報奨	211	262	(19)	88	123	(28)
その他の報酬コスト ¹	467	521	(10)	270	204	32
報酬コスト合計²	9,616	9,759	(1)	4,634	4,667	(1)
その他人件費						
外注	1,084	999	9	26	31	(16)
余剰人員及び事業再編	687	68		186	41	
臨時雇用者費用	551	481	15	255	227	12
その他	217	160	36	77	68	13
その他人件費合計	2,539	1,708	49	544	367	48
人件費合計	12,155	11,467	6	5,178	5,034	3
調整後収益純額に対する報酬比率	38.3%	37.5%		44.1%	40.3%	
調整後収益に対する報酬比率	34.2%	33.2%		43.2%	39.6%	

1 インベストメント・バンクのその他の報酬コストには、本社からの割当のほか、インベストメント・バンクで発生しその他の事業で費用計上された報酬コストと、その他の事業で発生しインベストメント・バンクで費用計上された報酬コストに関する再費用計上純額が含まれている。

2 加えて、社内作成ソフトウェアとして 346 百万ポンド (2012 年 : 44 百万ポンド) のグループ報酬が資産計上された。

- 人件費合計は 6% 増加して 12,155 百万ポンドとなった。これは余剰人員及び事業再編費用の 619 百万ポンドの増加、パフォーマンス・コストの 5% の増加、及び外注費用の 9% の増加を主に反映している。
- パフォーマンス・コストは 5% 増加して 2,554 百万ポンドとなった。これは当期の現金・株式賞与費用が 10% 増の 957 百万ポンドとなったことと、販売コミッション、コミットメント及びその他の報奨が 34% 増の 450 百万ポンドとなったことを反映しているが、繰延賞与費用が 6% 減少して 1,147 百万ポンドとなったことにより一部相殺された。
- Transform のさまざまな取り組みにより、余剰人員及び事業再編費用は 619 百万ポンド増加して 687 百万ポンドとなつた。

事業部門別従業員数（常勤換算）

	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
英國リテール・アンド・ビジネス・バンкиング (RBB)	32,900	33,000
欧州 RBB	5,900	7,500
アフリカ RBB	41,300	40,500
パークレイカード	12,100	11,100
インベストメント・バンク	26,200	25,600
コーポレート・バンキング	12,800	13,000
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	8,300	8,300
本社及びその他事業	100	200
合計	139,600	139,200

繰延賞与は下表に示される年度において損益計算書に計上されることが予想されている。

損益計算書にこれまで付与されてきた繰延賞与の費用計上が予想される年度¹

パークレイズ・グループ	実績		予想 ²	
	2012年 12月31日 終了事業年度	2013年 12月31日 終了事業年度	2014年 12月31日 終了事業年度	2015年 12月31日 終了事業年度以降
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2010年からの繰延賞与及びそれ以前の賞与プール	557	192	21	-
2011年からの繰延賞与プール	666	429	157	25
2012年からの繰延賞与プール	-	526	299	155
2013年からの繰延賞与プール	-	-	616	492
損益計算書に反映された繰延賞与	1,223	1,147	1,093	672
インベストメント・バンク				
2010年からの繰延賞与及びそれ以前の賞与プール	517	178	19	-
2011年からの繰延賞与プール	600	384	143	22
2012年からの繰延賞与プール	-	480	272	143
2013年からの繰延賞与プール	-	-	570	452
損益計算書に反映された繰延賞与	1,117	1,042	1,004	617
賞与プールの内訳	付与予定日	支給予定日³	損益計算書に反映される年度⁴	
本年の現金賞与	• 2014年2月	• 2014年2月	• 2013年	
本年の株式賞与	• 2014年2/3月	• 2014年2月-9月	• 2013年	
繰延現金賞与	• 2014年3月	• 2015年3月(33.3%) • 2016年3月(33.3%) • 2017年3月(33.3%)	• 2014年(48%) • 2015年(35%) • 2016年(15%) • 2017年(2%)	
繰延株式賞与	• 2014年3月	• 2015年3月(33.3%) • 2016年3月(33.3%) • 2017年3月(33.3%)	• 2014年(48%) • 2015年(35%) • 2016年(15%) • 2017年(2%)	

1 実際の計上額は条件が満たされているか否かに影響され、上記の予想とは異なる。繰延賞与の変動には、コミットメントなど繰延基準によるその他の報酬の額が含まれる。

2 2014年と2015年に実施される可能性がある将来的な付与の影響を含まない。

3 支払いは予想支払日に先立つすべての条件が満たされることが前提となる。加えて、繰延現金賞与を受ける従業員は、継続勤務を条件として、最終の支払いが行われる時点で当初報奨額の10%に相当する勤務年数加算を付与される場合がある。

4 損益計算書への計上は条件が満たされる期間に基づく。

事業部門別のリターン及び株主資本

平均株主資本利益率及び平均有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する当該期間の利益を、平均割当株主資本又は平均割当有形株主資本（非支配持分及びその他資本持分を除く）を適宜除して算出される。平均割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれん及び無形資産を含む資本控除を調整した後、各事業部門の平均リスク調整後資産の 10.5%として算出される。2013 年 12 月 31 日現在のコア Tier 1 資本比率 13.2% を反映し、現在保たれている、より高い資本水準は本社及びその他事業に割り当てられる。平均割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されるが、のれん及び無形資産は除外される。

平均株主資本利益率	調整後ベース			法定ベース		
	2013 年	2012 年		2013 年	2012 年	
	12 月 31 日 終了事業年度	12 月 31 日 終了事業年度	%	12 月 31 日 終了事業年度	12 月 31 日 終了事業年度	%
英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	11.5	12.3		4.9	(0.3)	
歐州 RBB	(45.2)	(12.9)		(45.2)	(12.9)	
アフリカ RBB	0.4	(0.1)		0.4	(0.1)	
パークレイカード	18.4	19.8		8.3	13.3	
インベストメント・バンク	8.2	12.7		8.2	12.7	
コーポレート・バンキング	3.1	2.9		(3.5)	(5.4)	
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(1.0)	11.2		(4.5)	11.2	
本社及びその他事業を除くグループ	5.8	9.8		2.3	5.9	
本社及びその他事業	(1.3)	(0.8)		(1.3)	(7.1)	
合計	4.5	9.0		1.0	(1.2)	

平均有形株主資本利益率

英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	20.0	22.9	8.5	(0.6)
歐州 RBB	(49.6)	(14.2)	(49.6)	(14.2)
アフリカ RBB ¹	0.8	(0.2)	0.8	(0.2)
パークレイカード	24.5	26.9	11.1	18.0
インベストメント・バンク	8.5	13.1	8.5	13.1
コーポレート・バンキング	3.3	3.1	(3.6)	(5.7)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(1.4)	15.5	(5.9)	15.5
本社及びその他事業を除くグループ	7.0	11.8	2.7	7.1
本社及びその他事業	(1.7)	(1.2)	(1.5)	(8.5)
合計	5.3	10.6	1.2	(1.4)

株主帰属利益／(損失)

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	917	875	389	(21)
歐州 RBB	(964)	(277)	(964)	(277)
アフリカ RBB	9	(4)	9	(4)
パークレイカード	1,006	975	454	653
インベストメント・バンク	1,548	2,680	1,548	2,680
コーポレート・バンキング	247	228	(273)	(419)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(24)	222	(103)	222
本社及びその他事業 ²	(344)	(64)	(520)	(3,458)
合計	2,395	4,635	540	(624)

平均株主資本³

英國リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	7,984	7,121	4,581	3,815
歐州 RBB	2,133	2,143	1,943	1,957
アフリカ RBB	2,327	2,658	1,087	1,234
パークレイカード	5,468	4,924	4,106	3,623
インベストメント・バンク	18,966	21,173	18,264	20,468
コーポレート・バンキング	7,854	7,739	7,481	7,369
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	2,306	1,981	1,746	1,436
本社及びその他事業 ²	5,130	4,313	5,110	4,311
合計	52,168	52,052	44,318	44,213

1 2012 年のアフリカ RBB の平均有形株主資本利益率はアサ・グループの非支配持分に関連した額を含めず算出するよう修正された。

2 本社及びその他事業のリスク調整後資産及び資本控除、並びに平均普通株主資本及び有形普通株主資本の残高を加えたものである。

3 当グループの平均普通株主資本及び平均普通有形株主資本は、利益剰余金に対する当グループ自身の信用度の累積影響を除き、調整後パフォーマンス指標を算出している。

Transform 達成費用

- 当グループは2013年2月12日、営業費用純額を2015年までに17億ポンド削減し168億ポンドとすることを目標とした戦略的見直しを発表した。
- 2013年のTransform 達成費用合計は1,209百万ポンドとなった。852百万ポンドの主要な事業再編策は主に、欧州 RBB、欧州、アジア、米国におけるインベストメント・バンク並びに英国 RBB の事業活動及び余剰の縮小に関連したものであった。356百万ポンドのその他 Transform 費用は主に、今後の営業費用の削減とお客様への提案力の向上を図るため、技術開発とプロセス改善への投資である。

事業部門別 Transform 達成費用

	2013年12月31日終了事業年度		
	主要な 事業再編策 (百万ポンド)	その他 Transform 費用 (百万ポンド)	Transform 達成 費用合計 (百万ポンド)
英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	129	46	175
欧州 RBB	356	47	403
アフリカ RBB	-	26	26
バークレイカード	1	48	49
インベストメント・バンク	191	71	262
コーポレート・バンキング	94	20	114
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	82	76	158
本社及びその他事業	-	22	22
Transform 達成費用合計	853	356	1,209

Transform 達成費用を除く

事業部門別調整後パフォーマンス指標

	調整後利益			増減率 (%)	平均株主資本 利益率 ¹ 2013年 12月31日 終了事業年度	収益に対する 費用の比率 2013年 12月31日 終了事業年度
	2013年 12月31日 終了事業年度		2012年 12月31日 終了事業年度			
	(百万ポンド)	(百万ポンド)				
英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)	1,370	1,225	12	12	13.2%	63%
欧州 RBB	(593)	(343)	73	73	(32.0%)	126%
アフリカ RBB	430	322	34	34	1.2%	71%
バークレイカード	1,556	1,482	5	5	19.0%	42%
インベストメント・バンク	2,785	3,990	(30)	(30)	9.1%	72%
コーポレート・バンキング	915	460	99	99	4.2%	54%
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	139	274	(49)	(49)	3.8%	87%
本社及びその他事業	(226)	189			(1.5%)	
税引後利益合計	6,376	7,599	(16)	(16)	6.1%	66%

¹ 本社及びその他事業の平均株主資本利益率はグループの希薄化を意味している。

撤退対象事業

- 当グループは事業戦略の見直しの一環として、個々の事業が活動するセクターの魅力度と、株主資本コストを上回る持続可能な株主資本利益率の実現力に基づいて各事業の徹底的なボトムアップ分析を実施し、2013年2月12日に一部の既存事業から撤退することを発表した。
- 下記の表は撤退対象事業資産の財務データを抽出したものである。

インベストメント・バンク	CRD IV ベースのリスク 調整後資産 ¹		貸借対照表に 計上された資産		2013年12月31日終了事業年度		
	2013年 12月31日 現在 (億ポンド)	2012年 12月31日 現在 (億ポンド)	2013年 12月31日 現在 (億ポンド)	2012年 12月31日 現在 (億ポンド)	収益 ／(費用) (百万ポンド)	減損戻入 (百万ポンド)	営業収益／ (費用) (百万ポンド)
	米国住宅モーゲージ	11	53	5	22	478	-
商業モーゲージ及び不動産	16	31	20	40	182	-	182
レバレッジド・ローン及びその他の貸付金	97	101	60	115	(88)	11	(77)
CLO 及びその他保証資産	32	59	117	163	(281)	-	(281)
ストラクチャード・クレジット等	38	94	52	86	(128)	-	(128)
モノライン・デリバティブ	22	31	3	6	(21)	-	(21)
コーポレート・デリバティブ	19	83	22	36	-	-	-
ポートフォリオ資産	235	452	279	468	142	11	153
CRD IV 移行前の金利ポートフォリオ	187	339					
インベストメント・バンク合計	422	791					
コーポレート・バンキング欧州資産	32	50	26	39	80	(321)	(241)
欧州 RBB 資産	90	97	213	229	118	(187)	(69)
合計	544	938					

1 上記表は現在撤退対象事業に割り当てられている CRDIV ベースのリスク調整後資産を示したものである。

- 英語原文 46 ページの撤退対象事業収益は、関連する訴訟問題に関する収益及び 2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性により、上記の収益とは異なる。
- 撤退対象事業の CRD IV ベースのリスク調整後資産は、インベストメント・バンクの 369 億ポンドの削減を含め、394 億ポンド減少して 544 億ポンドとなった。これは米国住宅モーゲージ、ストラクチャード・クレジットのポートフォリオ、デリバティブ・ポートフォリオにおける合理化策に関連してインベストメント・バンクのポートフォリオ資産が 217 億ポンド減少して 235 億ポンドとなったことを反映している。CRD IV 移行前の金利デリバティブのリスク調整後資産は 152 億ポンド減少して 187 億ポンドとなった。コーポレート・バンキング及び欧州 RBB の撤退対象事業ポートフォリオのリスク調整後資産は、継続的な資産削減により減少した。
- ポートフォリオ資産の貸借対照表に計上された資産は、資産クラス全般にわたる純売却及び一部償還により 189 億ポンド減少して 279 億ポンドとなった。142 百万ポンドの収益は主に米国住宅モーゲージ・エクスポージャーの売却によるもので、CLO 及びその他保証付資産に係る調達費用と早期売却によって一部相殺された。ポートフォリオ資産からの収益は米国住宅モーゲージの公正価値評価益の減少と商業用不動産貸付の売却を主因に、142 百万ポンド（2012 年：389 百万ポンド）に減少した。
- コーポレート・バンキングの欧州における撤退対象事業の貸借対照表に計上された資産は、スペインとポルトガルでの削減を主因に、13 億ポンド減少して 26 億ポンドとなった。
- 欧州 RBB の撤退対象事業の貸借対照表に計上された資産は、16 億ポンド減少して 213 億ポンドとなった。これはスペインとイタリアのモーゲージの削減が主因で、為替変動により一部相殺された。

利ざや及び残高

	2013 年 12 月 31 日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 終了事業年度 (百万ポンド)
利息収入純額の分析		
RBB、コーポレート・バンキング、及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客に起因する利息収入：		
- 顧客資産	7,144	6,654
- 顧客負債	3,221	3,185
合計	10,365	9,839
RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客以外に起因する利息収入：		
- 商品に係る構造的ヘッジ ¹	843	962
- 株主資本に係る構造的ヘッジ ²	337	317
- その他	(129)	(69)
RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額合計	11,416	11,049
インベストメント・バンク	349	530
本社及びその他事業	(165)	75
グループの利息収入純額	11,600	11,654

1 商品に係る構造的ヘッジは商品残高（無利子当座口座や管理金利預金など）に対する短期利ざやの変動をより安定的な中期金利に変換し、目標とする満期の構成を実現するために月次ベースで構築されている。

2 株主資本に係る構造的ヘッジは当グループの株主資本に対して各事業部門が創出する純利益の変動を管理するために導入され、その影響は経済的資本の使用度に応じて各事業部門に配分されている。

RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額

バークレイズは顧客資産からの利息収入純額と、顧客負債からの利息収入純額とを分け、これらを当グループのヘッジ活動によって主に生じる顧客以外に起因する利息収入純額と区別している。

顧客に起因する利息収入

- 顧客に起因する利息収入純額は、平均顧客資産が2%増加して3,260億ポンド、顧客資産利ざやが10ベーシス・ポイント上昇して2.19%となったことを受けて10,365百万ポンド（2012年：9,839百万ポンド）に增加了。顧客負債からの利息収入は引き続き概ね安定的に推移した。平均顧客負債は14%増の3,220億ポンドとなったが、顧客負債利ざやが12ベーシス・ポイント低下して100ベーシス・ポイントとなったことで相殺された。
- 顧客資産利ざやは、主に資金調達コストの減少により、2.19%（2012年：2.09%）に上昇した。
- 顧客負債利ざやは1.00%（2012年：1.12%）に低下した。これはコーポレート・バンキングで預金勘定への支払利息が増加したこと、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントで商品構成が相対的に利ざやの低い商品にシフトしたこと及び資金調達レートが低下したことが理由である。

顧客以外に起因する利息収入

- 顧客以外に起因する利息収入純額は、顧客以外に起因する利ざやが5ベーシス・ポイント低下して0.16%となったことを反映し、1,051百万ポンド（2012年：1,210百万ポンド）に減少した。低金利環境が顧客負債及び当グループの株主資本に与える影響を軽減するため、当グループのヘッジ活動は引き続き構造的金利ヘッジを利用している。
- 低金利環境が続くなきでヘッジが維持されたが、商品に係る構造的ヘッジによる寄与は843百万ポンド（2012年：962百万ポンド）に減少した。現在の金利カーブと実施中のヘッジ戦略に基づくと、商品に係る構造的ヘッジの固定金利リターンの寄与は2014年も大きいことが見込まれる。
- RBB、バークレイカード、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの株主資本に係る構造的ヘッジによる寄与は337百万ポンド（2012年：317百万ポンド）と概ね安定的に推移した。

当グループのその他の利息収入

- 本社の利息収入純額は240百万ポンド減少し、165百万ポンドの利息費用純額となった。これは当グループ全体に顧客預り金が増加したことに伴う余剰流動性の資金調達コストを反映したもので、劣後債務の簿価の調整により一部相殺された。
- インベストメント・バンクの利息収入純額は、撤退対象事業資産からの利息収入の減少を主因に、349百万ポンド（2012年：530百万ポンド）に減少した。

構造的ヘッジによる当グループの利息収入純額への寄与合計は140百万ポンド減少して16億ポンド（2012年：17億ポンド）となった。

純利ざや

- RBB、コーポレート・バンキング及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの純利ざやは8ベーシス・ポイント低下して1.76%（2012年：1.84%）となった。これは顧客負債及び当グループのヘッジ活動による寄与が低下したことや、英ポンドに対して南アフリカ・ランドが下落したことに伴いアフリカ RBB の利ざや上昇による寄与が低下したことを反映している。純利ざやはリテール及び商業用バンキングの負債に起因する利ざやの影響を反映させるため、平均顧客資産・負債の合計に対する比率として表されている。
- 平均顧客資産に対する比率として表される2013年の純利ざやは3.47%から3.50%に上昇した。
- 純利ざや及び顧客資産・負債利ざやには、当グループのホールセール市場で代替的に資金調達をする場合のコストに基づいた内部資金調達レートの変動が含まれている。当グループの内部資金調達レートは、実勢市場変動金利プラス期間プレミアムの内部資金調達レートで、正味余剰流動性を持つ事業にはクレジットを与え、ホールセール資金調達を必要とする事業にチャージすることでグループ内の資金調達と流動性の価格調整をする働きがある。代替資金調達コストに基づいて資産と負債に対する内部資金調達レートの決定を行うことにより、リテールとホールセールの資金戻し整合性を持たせることを目的としている。

純利ざやの分析

2013年12月31日終了事業年度	英國 RBB	欧州 RBB	アフリカ RBB	パークレ イカード	コーポレート・ バンキング	ウェルス・ アンド・イ ンベストメ ント・マネ ジメント	RBB、 コーポレート、 ウェルス 合計
	%	%	%	%	%	%	%
顧客資産利ざや	1.22	0.43	3.10	9.39	1.33	0.86	2.19
顧客負債利ざや	0.89	0.40	2.73	(0.29)	0.97	0.97	1.00
顧客に起因する利ざや	1.06	0.43	2.95	8.48	1.12	0.94	1.60
顧客以外に起因する利ざや	0.23	0.36	0.21	(0.19)	0.09	0.10	0.16
純利ざや	1.29	0.79	3.16	8.29	1.21	1.04	1.76
平均顧客資産（百万ポンド）	134,297	39,387	27,330	36,276	66,724	22,418	326,432
平均顧客負債（百万ポンド）	128,310	13,887	18,093	3,741	97,558	60,596	322,185
2012年12月31日終了事業年度							
顧客資産利ざや	1.07	0.46	3.10	9.56	1.17	0.65	2.09
顧客負債利ざや	0.97	0.38	2.75	(0.60)	1.11	1.12	1.12
顧客に起因する利ざや	1.02	0.44	2.97	9.18	1.14	0.99	1.63
顧客以外に起因する利ざや	0.33	0.34	0.22	(0.52)	0.10	0.24	0.21
純利ざや	1.35	0.78	3.19	8.66	1.24	1.23	1.84
平均顧客資産（百万ポンド）	124,275	39,996	32,155	33,470	69,041	19,670	318,607
平均顧客負債（百万ポンド）	111,753	14,824	19,610	1,286	85,620	50,083	283,176

純利ざやの分析

	英國 RBB %	欧州 RBB %	アフリカ RBB %	パークレイ カード %	コーポレート・ バンキング %	ベストメント・ マネジメント %	ウェルス・ アンド・イン ベストメント %	RBB、 コーポレート、 ウェルス合計 %
2013年12月31日に終了した四半期								
顧客資産利ざや	1.27	0.43	3.16	9.19	1.34	0.98	2.20	
顧客負債利ざや	0.92	0.38	2.64	(0.27)	0.88	0.97	0.97	
顧客に起因する利ざや	1.10	0.42	2.95	8.17	1.06	0.97	1.58	
顧客以外に起因する利ざや	0.22	0.35	0.30	(0.10)	0.07	0.05	0.16	
純利ざや	1.32	0.77	3.25	8.07	1.13	1.02	1.74	
平均顧客資産（百万ポンド）	136,100	37,884	24,854	36,640	66,098	22,765	324,341	
平均顧客負債（百万ポンド）	133,019	13,466	17,014	4,404	98,973	63,114	329,990	
2013年9月30日に終了した四半期								
顧客資産利ざや	1.26	0.37	3.07	9.56	1.41	0.87	2.25	
顧客負債利ざや	0.89	0.42	2.85	(0.24)	0.94	0.99	0.99	
顧客に起因する利ざや	1.08	0.39	2.98	8.57	1.13	0.96	1.62	
顧客以外に起因する利ざや	0.23	0.36	0.25	(0.18)	0.12	0.04	0.16	
純利ざや	1.31	0.75	3.23	8.39	1.25	1.00	1.78	
平均顧客資産（百万ポンド）	135,483	39,432	26,658	36,380	66,251	22,259	326,463	
平均顧客負債（百万ポンド）	131,465	13,842	17,892	4,084	96,918	59,740	323,941	
2013年6月30日に終了した四半期								
顧客資産利ざや	1.25	0.47	3.19	9.34	1.34	0.75	2.19	
顧客負債利ざや	0.80	0.40	2.71	(0.30)	1.10	0.97	1.00	
顧客に起因する利ざや	1.03	0.45	3.00	8.46	1.20	0.91	1.60	
顧客以外に起因する利ざや	0.23	0.36	0.15	(0.22)	0.07	0.15	0.15	
純利ざや	1.26	0.81	3.15	8.24	1.27	1.06	1.75	
平均顧客資産（百万ポンド）	134,986	39,767	27,925	36,069	66,869	22,351	327,967	
平均顧客負債（百万ポンド）	129,843	13,943	18,405	3,629	95,178	60,670	321,668	
2013年3月31日に終了した四半期								
顧客資産利ざや	1.10	0.45	2.92	9.49	1.24	0.85	2.12	
顧客負債利ざや	0.96	0.42	2.73	(0.35)	1.02	1.02	1.06	
顧客に起因する利ざや	1.03	0.44	2.85	8.77	1.11	0.97	1.62	
顧客以外に起因する利ざや	0.25	0.37	0.18	(0.28)	0.12	0.14	0.17	
純利ざや	1.28	0.81	3.03	8.49	1.23	1.11	1.79	
平均顧客資産（百万ポンド）	130,546	40,494	30,451	35,887	66,741	22,221	326,340	
平均顧客負債（百万ポンド）	118,721	14,307	18,925	2,822	93,423	55,642	303,840	

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポート

- 当グループは、ユーロ圏の継続的なボラティリティに起因する信用リスクおよび市場リスクを認識しており、厳しい経済情勢に伴うリスクを軽減するための組織的な措置を講じるとともに、引き続き注意深く状況をモニタリングしている。
- 2013 年度にスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポートは 11% 減少して 530 億ポンドとなった。これはスペインおよびイタリアの売却可能国債が減少したことにより、ソブリン・エクスポートが 60% 減少して 22 億ポンドとなったことが主因である。
- 2013 年 12 月 31 日現在、イタリアにおける現地の資金調達の純額ベースでの不足額は 116 億ユーロ（2012 年度：118 億ユーロ）、ポルトガルにおける同不足額は 30 億ユーロ（2012 年度：41 億ユーロ）であった。スペインにおける資金調達の純額ベースの余剰額は 31 億ユーロ（2012 年度：23 億ユーロ）であった。パークレイズは引き続きユーロ圏のボラティリティが現地の貸借対照表上の資金調達に及ぼす潜在的な影響をモニターし、リスクを管理するための適切な措置を検討していく。

グループ・エクスポートの概要

- 下表は、リスクが高いために経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内でモニターしているユーロ圏諸国に対するパークレイズのエクスポートを示している。スペイン、イタリアおよびポルトガルにおけるエクスポートの詳細な分析は英語原文 93 ページから 96 ページを参照のこと。¹ 作成基準は 2012 年度の年次報告書で説明した基準に基づいている。
- 正味エクスポートは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準である。総エクスポートもオフ・バランスシートの偶発債務および契約債務とともに下表に示している。

2013 年 12 月 31 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	住宅 (百万ポンド)	その他 リテール 貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エクス ポート	貸借対照表上 の総エクス ポート	偶発債務 および 契約債務
							(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
スペイン	184	1,029	3,203	12,537	2,292	19,245		26,338	3,253
イタリア	1,556	417	1,479	15,295	1,881	20,628		27,455	3,124
ポルトガル	372	38	891	3,413	1,548	6,262		6,609	2,288
アイルランド	67	5,030	1,356	103	100	6,656		10,033	2,047
キプロス	-	7	106	19	43	175		256	66
ギリシャ	8	5	51	6	12	82		903	3

2012 年 12 月 31 日現在

	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	住宅 (百万ポンド)	その他 リテール 貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エクス ポート	貸借対照表上 の総エクス ポート	偶発債務 および 契約債務
スペイン	2,067	1,525	4,138	13,305	2,428	23,463		32,374	3,301
イタリア	2,669	567	1,962	15,591	1,936	22,725		33,029	3,082
ポルトガル	637	48	1,958	3,474	1,783	7,900		8,769	2,588
アイルランド	21	3,585	1,127	112	83	4,928		10,078	1,644
キプロス	8	-	106	44	26	184		300	131
ギリシャ	1	-	61	8	9	79		1,262	5

- 2013 年度のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループのソブリン・エクスポートは 60% 減の 22 億ポンドであった。売却可能国債を処分したためである。
- 住宅モーゲージおよびその他リテール貸付はそれぞれ 4 % 減の 314 億ポンド、6 % 減の 59 億ポンドであった。スペイン、イタリアおよびポルトガルにおける新規オリジネーションの減少を反映したものであるが、外国為替の変動により一部相殺された。
- 法人顧客に対するエクスポートは 24 % 減の 71 億ポンドとなった。主にイタリアおよびポルトガルにおける貸付の減少を反映したものだが、スペインにおけるトレーディング資産の増加により一部相殺された。
- 金融機関に対するエクスポートは 14 % 増の 65 億ポンドであった。アイルランドにおける証券化貸付に係るエクスポートが増加したためであるが、主としてスペインおよびイタリアにおけるエクスポート減少により相殺された。

¹ アイルランドに対するエクスポートの詳細な分析は示されていない。現地の資金調達および/または代替国に所在する原資産に係るリスクのためにデノミ・リスクが存在しないためである。キプロスおよびギリシャに対するエクスポートは当グループにとって重要ではないと見なされている。

財務書類に対する注記

1 作成の基礎

当決算報告書は、以下の 2013 年 1 月 1 日に当グループが適用を開始した会計基準を除き、2012 年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS 第 10 号は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」及び SIC 第 12 号「連結－特別目的事業体」の規定に代わるものである。この基準は、当グループが持分を保有する事業体を連結すべきかを判断する新しい定義を導入するものである。IFRS 第 10 号の適用開始に伴い、当グループは、従来連結していなかった複数の事業体を連結し、従来連結していた複数の事業体の連結を中止したが、主にインベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポートジャーを有する事業体を新たに連結することになった。

IAS第19号（2011年改訂）「従業員給付」

IAS 第 19 号（2011 年改訂）では、特に、確定給付年金制度から生じる保険数理上の損益を全額認識することを求めてい る。従来、当グループでは、これらの損益を従業員の残存平均勤務期間にわたり繰延べていた（「コリドー」法）。

比較数値は、移行の規定に準拠して、IFRS 第 10 号及び IAS 第 19 号について全額修正再表示されている。

当グループは、IFRS 第 10 号と IAS 第 19 号の財務上の影響について記載した修正再表示の文書を 2013 年 4 月 16 日に公表した。

IFRS 第 10 号及び IAS 第 19 号が適用されていた場合の 2012 年 12 月 31 日終了事業年度の当グループの財務上の影響は下表の通りである。

	会計上の修正再表示の影響			
	2012 年度 公表額 (百万ポンド)	修正再表示に伴う調整		
		IFRS 第 10 号 (百万ポンド)	IAS 第 19 号 (百万ポンド)	2012 年度 修正再表示 (百万ポンド)
損益計算書				
税引前利益	246	573	(22)	797
税金	(482)	(134)	–	(616)
税引後利益	(236)	439	(22)	181
貸借対照表				
資産合計	1,490,321	(144)	(1,842)	1,488,335
負債合計	1,427,364	333	652	1,428,349
株主資本合計	62,957	(477)	(2,494)	59,986

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS 第 13 号は、金融及び非金融の資産の公正価値の計算方法に関する包括的な指針を提供するものである。IFRS 第 13 号の適用による当グループへの重大な財務上の影響はなかった。

今後の会計基準

IFRS第 9 号「金融商品」

IFRS 第 9 号は、分類を変更し、それにより、当グループの金融資産の測定、減損の認識及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、当グループが損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債の公正価値に対する、当グループの信用リスクの変動による影響は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。複数の重要な提案について最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。IFRS 第 9 号の発効日は、まだ決定していない。

IAS第32号「金融商品：表示」

IAS 第 32 号の修正「金融資産と金融負債の相殺」は 2014 年 1 月 1 日から発効する。相殺が認めらる場合が明確にされており、特に、現時点で法的に強制可能な相殺の権利とは何か、また、総額決済が純額決済と同等とみなされる可能性がある場合が明確になっている。この修正により、従来は純額ベースで報告されていた貸借対照表上の金融資産と金融

負債の一部が総額ベースで表示されるようになるが、株主資本、損益、その他の包括利益、又はキャッシュフローに対する影響はなく、また普通株式 Tier1 比率や CRD IV レバレッジ比率に対する重要な影響もない。

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、「事業部門別業績」及び「業績管理」のセクション並びに「リスク管理」のセクション（英語原文）で論じられている。

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

2 利息収入純額

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
現金及び中央銀行預け金	219	253
売却可能投資	1,804	1,736
銀行に対する貸付金	468	376
顧客に対する貸付金	15,613	16,448
その他	211	398
受取利息	18,315	19,211
銀行預り金	(201)	(257)
顧客預り金	(2,656)	(2,485)
発行債券	(2,176)	(2,921)
劣後負債	(1,572)	(1,632)
その他	(110)	(262)
支払利息	(6,715)	(7,557)
利息収入純額	11,600	11,654

3 一般管理費

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
インフラ費用		
不動産及び設備	1,610	1,656
有形固定資産償却費	647	669
オペレーティング・リース料	645	622
無形資産償却費	480	435
有形固定資産及び無形資産の減損	149	17
インフラ費用合計	3,531	3,399
その他の費用		
コンサルタント料、弁護士費用及びその他の専門家報酬	1,253	1,182
定期刊行物、出版物、事務用品及び通信費	869	727
マーケティング、広告及びスポンサー料	583	572
旅費及び宿泊費	307	324
英國銀行税	504	345
のれんの減損	79	-
その他の一般管理費	691	546
その他の費用合計	4,286	3,696
一般管理費合計¹	7,817	7,095

1 当グループは、費用の性質及び内部管理をより適切に反映させるために、アウトソーシング費用を一般管理費から人件費に変更した。この変更による純影響額は、2013年度について1,084百万ポンド、2012年度について999百万ポンド、一般管理費が減少し、人件費が増加したことである。

一般管理費は10%増加して7,817百万ポンドとなった。これは、Transformプログラムに起因するインフラ費用の増加、ドッド=フランク法やCRD IVといった規制上の新要件対応費用の増加、また税率上昇に伴う英國銀行税の増加を要因としている。訴訟及び課徴金に係る引当金の増加は、2012年度に発生した銀行間取引金利の設定に関する業界全体を対象とした調査による290百万ポンドの課徴金が、当年度においては発生しなかったことにより相殺された。

4 税金

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税金費用		
当期税金費用	2,153	775
繰延税金控除	(582)	(159)
税金費用	1,571	616

税金費用1,571百万ポンド（2012年：616百万ポンド）は、税引前利益2,868百万ポンド（2012年：797百万ポンド）に対して実効税率が54.8%（2012年：77.3%）であった。実効税率の低下は、2012年度の実効税率を引き上げた要因が当年度においては発生しなかったことが主な理由であり、その要因とは主に英國においては重要な損失があった（英國法定税率24.5%での軽減あり）一方で英國の法定税率を上回る英国外の地域においては利益を計上したことである。

実効税率は英國法定税率の23.25%（2012年：24.5%）を上回っているが、これは英國の法定税率を上回る税率で課税された英国外の利益、スペインにおける繰延税金資産の評価性引当金、その他の認識されていない繰延税金資産、控除対象外の税金、及び損金不算入項目（英國銀行税を含む）が主な理由となっており、非課税所得、過年度に係る調整、及び繰延税金資産の測定に係る調整によって一部相殺されている。

当期及び繰延税金資産及び負債	資産		負債	
	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)	2012年 12月31日現在 (百万ポンド)	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)	2012年 12月31日現在 (百万ポンド)
当期税金	219	252	(1,042)	(621)
繰延税金	4,807	3,563	(373)	(341)
合計	5,026	3,815	(1,415)	(962)

繰延税金資産 4,807 百万ポンド (2012 年 : 3,563 百万ポンド) は主に英国、米国及びスペインで計上された金額に関連している。繰延税金資産が増加したのは、英国においてキャッシュフロー・ヘッジに関連する一時差異が変動したこと、米国において主に過年度に係る調整及び測定に係る調整により繰延税金資産が増加しことが主な理由となっており、スペインにおいて繰延税金資産が評価減されたことによって一部相殺されている。

2013 年 12 月にスペインの法律が改正され、主に年金及び減損に関連する特定の繰延税金資産が保護されるようになったが、それ以外の繰延税金資産 (法律改正による保護対象外) は引き続き将来の利益に依存している。現時点での事業予測の評価に基づくと、会計上、保護対象外の繰延税金資産を利用できる将来の利益が発生するといった十分な証拠はない。このため保護対象の繰延税金資産のみが引き続き認識されることになり、評価性引当金計上額は 440 百万ポンドとなる。

5 非支配持分

バークレイズ・バンク・ピーエルシー発行 :	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2013年 12月31日現在 (百万ポンド)	2012年 12月31日現在 (百万ポンド)
バークレイズ・バンク・ピーエルシー発行 :				
－優先株式	410	462	5,868	5,927
－上位Tier2商品	2	4	485	591
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	343	304	2,204	2,737
その他の非支配持分	2	35	7	116
合計	757	805	8,564	9,371

非支配持分に帰属するバークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドの株主資本は 2,204 百万ポンド (2012 年 : 2,737 百万ポンド) に減少したが、これは主に、英ポンドに対するアフリカ各国通貨の下落 566 百万ポンド及び配当金の支払 342 百万ポンドに起因しており、留保利益 343 百万ポンドと相殺された。

6 1 株当たり利益

	2013年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2012年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
	百万株	百万株
親会社の普通株主に帰属する利益/(損失)	540	(624)
転換可能オプションの希薄化効果	1	-
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの利益/(損失) (転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	541	(624)
	百万株	百万株
	14,308	13,045
	360	389
	14,668	13,434
	ペンス	ペンス
	3.8	(4.8)
	3.7	(4.8)

1 基本的加重平均株式数には、従業員給付信託において保有する又はトレーディング目的で保有する自己株式は含まれない。2013年10月における新株予約権無償割当により3,219百万株が新規に発行された。IAS第33号に従い、過去の期間における基本的加重平均発行済株式数が遡及調整され、1株当たり損失は5.1ペンスから4.8ペンスに修正された。

7 普通株式配当金

バークレイズの方針は、四半期毎に配当金の宣言及び支払を実施することである。2013年度に関する普通株式1株当たり3.5ペンスの最終配当金は、2014年2月21日に株主名簿に登録されている株主に対して、2014年3月28日に支払われる予定であり、2014年12月31日終了事業年度における利益剰余金の分配として会計処理される。2013年度の財務書類には、期中に支払われた配当金として以下が含まれている。

期中に支払われた配当金	2013年12月31日終了事業年度		2012年12月31日終了事業年度	
	1株当たり	合計	1株当たり	合計
	ペンス	百万ポンド	ペンス	百万ポンド
期中に支払われた最終配当金	3.5	441	3.0	366
期中に支払われた中間配当金	3.0	418	3.0	367
合計	6.5	859	6.0	733

米国及びカナダの適格居住者であるADR保有者については、普通株式1株当たり3.5ペンスの最終配当金が、ADR1株(普通株式4株に相当)当たり14ペンス相当となる。ADR預託機関は、2014年2月21日の営業終了時点で登録されているADR保有者に対して、2014年3月28日に最終配当金を支払う予定である。

8 デリバティブ

	契約上の想定元本 (百万ポンド)	公正価値	
		資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
2013年12月31日現在			
為替デリバティブ	4,633,460	59,500	(64,657)
金利デリバティブ	34,347,916	216,178	(203,260)
クレジット・デリバティブ	1,576,184	21,923	(21,634)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数	936,803	23,989	(29,810)
デリバティブ並びにコモディティ・デリバティブ	41,494,363	321,590	(319,361)
トレーーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)			
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	160,809	899	(500)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	123,459	1,278	(752)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	19,377	568	(21)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	303,645	2,745	(1,273)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	41,798,008	324,335	(320,634)
2012年12月31日現在			
為替デリバティブ	4,423,737	59,299	(63,821)
金利デリバティブ	32,995,831	351,381	(336,625)
クレジット・デリバティブ	1,768,180	29,797	(29,208)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数	1,005,366	24,880	(29,933)
デリバティブ並びにコモディティ・デリバティブ	40,193,114	465,357	(459,587)
トレーーディング目的で保有するデリバティブ資産/(負債)			
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	177,122	2,043	(1,097)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	108,240	1,576	(1,984)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	17,460	180	(53)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	302,822	3,799	(3,134)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	40,495,936	469,156	(462,721)

総額ベースのデリバティブ資産の公正価値は31%減少して3,240億ポンドとなったが、これは主要金利フォワードカーブの上昇と、総額ベースのデリバティブ・エクスポートージャーを減少させるための最適化への取り組みの影響を反映している。

契約上の想定元本は3%増加して417,980億ポンドとなったが、これはクライアントに対する決済サービスの増加を反映している。

デリバティブのネットティングの詳細については、注記10「金融資産と金融負債の相殺」に含まれている。

9 公正価値で保有する資産及び負債

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産及び負債を公正価値ヒエラルキー及び貸借対照表上の分類別に表示したものである。

	以下の評価手法に基づく			
	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な観察不能 インプット (レベル3) (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2013年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	54,363	72,285	6,421	133,069
公正価値で測定すると指定された金融資産	11,188	9,010	18,770	38,968
デリバティブ金融資産	3,353	315,969	5,013	324,335
売却可能資産	36,050	53,561	2,145	91,756
投資不動産	-	-	451	451
売却目的非流動資産	-	-	114	114
資産合計	104,954	450,825	32,914	588,693
トレーディング・ポートフォリオ負債	(29,450)	(24,014)	-	(53,464)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(98)	(63,058)	(1,640)	(64,796)
デリバティブ金融負債	(3,952)	(312,363)	(4,319)	(320,634)
負債合計	(33,500)	(399,435)	(5,959)	(438,894)
2012年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	51,639	86,199	8,514	146,352
公正価値で測定すると指定された金融資産	14,518	26,025	6,086	46,629
デリバティブ金融資産	2,863	460,076	6,217	469,156
売却可能資産	28,949	43,280	2,880	75,109
投資不動産	-	-	1,686	1,686
売却目的非流動資産	-	-	-	-
資産合計	97,969	615,580	25,383	738,932
トレーディング・ポートフォリオ負債	(20,294)	(24,498)	(2)	(44,794)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(182)	(76,024)	(2,355)	(78,561)
デリバティブ金融負債	(2,666)	(455,068)	(4,987)	(462,721)
負債合計	(23,142)	(555,590)	(7,344)	(586,076)

レベル3の資産は254億ポンドから75億ポンド増加して329億ポンドとなった。2013年12月31日終了事業年度におけるレベル3のポジションの重要な変動は以下の通りである。

- ・レベル3への振替は合計157億ポンドであり、観察不能なローン・スプレッドの重要性の再評価において、教育、公的住宅供給及び地方自治体（以下「ESHLA」という。）の貸付金ポートフォリオがレベル2からレベル3に振替えられたことに起因している。ESHLAポートフォリオの評価は、引き続き内部のスプレッド・モデルに基づいて実施される。評価の不確実性は、主にポートフォリオの長期的性質、貸付金の活発な流通市場がないこと、また、観察可能なローン・スプレッドがないことから生じている。
- ・100億ポンドの売却のうち、39億ポンドは撤退対象事業の処分に関連しており、アセット・バック証券29億ポンド及び商業不動産ローン17億ポンドについては、主に証券化活動に起因している。
- ・60億ポンドの購入のうち、アセット・バック証券28億ポンド及び商業不動産ローン15億ポンドについては、主に証券化活動に起因している。
- ・公正価値の変動及び取引満了により、19億ポンドが決済され、デリバティブ資産が12億ポンド減少した。

感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能パラメータを有する（レベル3）商品に対して実施される。適用される感応度分析の手法は、使用した評価手法の性質、また、観察可能な代替インプット及び過去のデータの入手可能性及び信頼性並びに代替モデルの使用による影響が考慮される。感応度はポートフォリオの分散の影響を反映せずに計算される。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大13億ポンド（2012年：20億ポンド¹⁾）の公正価値の増加又は最大24億ポンド（2012年：20億ポンド¹⁾、ESHLAに関連する振替が減少額の10億ポンドの要因となっていた）の公正価値の減少をもたらすことになり、その潜在的な影響のほぼ全てはその他の包括利益ではなく、損益に対する影響である。

I 2012年度の感応度分析は投資不動産を含めるよう修正再表示された。当該金額は1億ポンドである。

公正価値調整

財務書類の利用者の観点から関心があると考えられる主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りである。

	2013年12月31日現在 (百万ポンド)	2012年12月31日現在 (百万ポンド)
ビッド・オファーによる評価調整	(406)	(452)
その他の手仕舞いに係る調整	(208)	(294)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(67)	(101)
デリバティブ信用評価調整：		
－モノライン保険会社	(62)	(235)
－その他の取引相手	(322)	(693)
デリバティブ信用評価調整（マイナス）	310	442

- ・市場におけるビッド・オファー・スプレッドの変動により、2013 年度において、ビッド・オファーによる評価調整は 46 百万ポンド減少して 406 百万ポンドとなり、その他の撤退に係る調整は 86 百万ポンド減少して 208 百万ポンドとなった。
- ・バークレイズの資金調達費用の減少及びエクスポートジャヤーの減少により、担保が付されていないデリバティブによる資金調達に係る調整は 34 百万ポンド減少して 67 百万ポンドとなった。
- ・主にモノライン保険会社のエクスポートジャヤーが減少し取引相手の信用評価が改善されたことにより、デリバティブ信用評価調整は 544 百万ポンド減少して 384 百万ポンドとなった。
- ・主にバークレイズの信用評価が改善されたことにより、デリバティブ信用評価調整（マイナス）は 132 百万ポンド減少して 310 百万ポンドとなった。

10 金融資産と金融負債の相殺

IAS 第 32 号「金融商品：表示」に準拠して、当グループは、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図又は資産の現金化と負債の決済を行なう意思がある場合にのみ、貸借対照表において金融資産と金融負債を純額ベースで報告している。ネットティング契約が以下の項目に及ぼす影響は、以下の表の通りである。

- i 貸借対照表において純額ベースで報告されるすべての金融資産及び金融負債
- ii 強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象だが、貸借対照表上のネットティングが認められていないすべてのデリバティブ、リバース・レボ取引及びレポ取引、並びにその他類似の担保付貸付及び担保付借入

以下の表は、貸借対照表において相殺されている金額、並びに強制可能なネットティング契約（相殺契約及び金融担保）の対象だが、上記の IAS 第 32 号の規定におけるネットティングの基準を満たさない金額も識別している。

以下の「純額」の表示は、信用リスクに対する当グループの実際のエクスポートジャヤーを表示することを目的としているが、これは、ネットティング及び担保契約の他に、様々な信用リスク軽減戦略が用いられているためである。

	強制可能なネットティング契約の対象である金額						強制可能な ネットティング契約の 対象でない 金額 ⁴	貸借対照表 上の合計 ⁵		
	貸借対照表上の相殺の影響			相殺されない関連金額 ³						
	総額	相殺額 ¹	貸借対照表 に報告され た純額 ²	金融商品	金融担保	純額				
	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)		
2013年12月31日現在										
デリバティブ金融資産	608,696	(295,793)	312,903	(258,528)	(41,397)	12,978	11,432	324,335		
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付	246,281	(93,508)	152,773	-	(151,833)	940	34,006	186,779		
資産合計	854,977	(389,301)	465,676	(258,528)	(193,230)	13,918	45,438	511,114		
デリバティブ金融負債	(603,580)	296,273	(307,307)	258,528	36,754	(12,025)	(13,327)	(320,634)		
レポ取引及びその他類似の担保付借入	(253,966)	93,508	(160,458)	-	159,686	(772)	(36,290)	(196,748)		
負債合計	(857,546)	389,781	(467,765)	258,528	196,440	(12,797)	(49,617)	(517,382)		
2012年12月31日現在										
デリバティブ金融資産	879,082	(420,741)	458,341	(387,672)	(53,183)	17,486	10,815	469,156		
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付 ⁶	244,272	(100,989)	143,283	-	(142,009)	1,274	33,239	176,522		
資産合計	1,123,354	(521,730)	601,624	(387,672)	(195,192)	18,760	44,054	645,678		
デリバティブ金融負債	(869,514)	419,192	(450,322)	387,672	52,163	(10,487)	(12,399)	(462,721)		
レポ取引及びその他類似の担保付借入 ⁶	(259,078)	100,989	(158,089)	-	157,254	(835)	(59,089)	(217,178)		
負債合計	(1,128,592)	520,181	(608,411)	387,672	209,417	(11,322)	(71,488)	(679,899)		

- 1 デリバティブ金融資産の相殺額には、ネットティングされた現金担保 1,965 百万ポンド (2012 年 : 6,506 百万ポンド) が含まれている。デリバティブ金融負債の相殺額には、ネットティングされた現金担保 2,445 百万ポンド (2012 年 : 4,957 百万ポンド) が含まれている。決済時に資産と負債は 6,967 百万ポンド (2012 年 : 9,879 百万ポンド) 相殺されている。その他の重要な認識済の金融資産と負債は貸借対照表上で相殺されていない。したがって、この表に含める必要がある貸借対照表のカテゴリーは、上記のものだけである。
- 2 この表には、強制可能なマスター・ネットティング契約の対象である、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引 20 億ポンド (2012 年 : 30 億ポンド) は含まれていない。
- 3 金融担保は、公正価値で反映されているが、担保差入の過剰分を含まないようにするために、貸借対照表上のエクスポートージャー純額に限定されている。
- 4 この列には、該当する管轄区域の法律に基づく不確実性の影響を受ける契約上の相殺の権利が含まれている。
- 5 貸借対照表合計は、強制可能なネットティング契約の対象である「貸借対照表に報告された純額」と「強制可能なネットティング契約の対象でない金額」の合計である。
- 6 比較数値は強制可能なネットティング契約のある追加的な契約の識別を反映して修正再表示されている。貸借対照表に報告された純額は、リバース・レポ取引及びレポ取引についてそれぞれ 12,795 百万ポンド及び 27,049 百万ポンド増加した。それに対応する金額が、強制可能なネットティング契約の対象でない金額から減少している。金融担保は、リバース・レポ取引について 12,293 百万ポンド、レポ取引について 26,810 百万ポンド増加した。純額は、リバース・レポ取引について 502 百万ポンド、レポ取引について 239 百万ポンド増加した。

相殺されない関連金額

デリバティブ資産及び負債

「金融商品」の列は、ISDA マスター契約又はデリバティブ取引・決済カウンターパーティ契約などのネットティング契約に基づく相殺の対象である金融資産及び金融負債を識別している。これらの契約により、同じ取引相手との未決済取引

はすべて相殺可能であり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合、契約の対象であるすべての未決済取引にわたり、一括清算ネットティングが適用される。

金融担保とは、一般的に日次又は週次で受け入れられる現金及び現金以外の担保のことであり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合に担保の現金化を可能にすることにより、取引相手間のエクスポート・ジャーニー純額をカバーすることを目的としている。

これらのカテゴリーは重複することもある。例えば、「金融商品」の列に含まれているデリバティブが担保契約にも含まれている場合がある。

レポ取引及びリバース・レポ取引並びにその他類似の担保付貸付及び担保付借入

「金融商品」の列は、グローバル買戻マスター契約及びグローバル有価証券貸付マスター契約などのネットティング契約に基づく相殺の対象である金融資産及び金融負債を識別している。これらの契約により、同じ取引相手との未決済取引はすべて相殺可能であり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合、契約の対象であるすべての未決済取引にわたり、一括清算ネットティングが適用される。

金融担保は通常、取引相手による債務不履行の場合に法的に移転され、清算可能な流動性の高い有価証券で構成される。

上記のデリバティブ資産及び負債同様、これらのカテゴリーは重複することもある。

11 のれん及び無形資産

	2013年12月31日現在 (百万ポンド)	2012年12月31日現在 (百万ポンド)
のれん	4,878	5,206
無形資産	2,807	2,709
合計	7,685	7,915

2013年12月31日現在、当グループの貸借対照表上に計上されていたのれんは4,878百万ポンド(2012年:5,206百万ポンド)であった。のれんは主に、英国RBBの3,142百万ポンド(2012年:3,144百万ポンド)、アフリカRBBの690百万ポンド(2012年:863百万ポンド)、パークレイカードの482百万ポンド(2012年:514百万ポンド)及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの312百万ポンド(2012年:391百万ポンド)から構成されている。

のれんは、四半期毎に減損の兆候について見直しが行われ、年1回、帳簿価額とその回収可能価額との比較により減損テストが実施される。

2013年度に、当グループは、過去の期間においてウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントが取得した事業に帰属するのれんについて、減損費用79百万ポンド(2012年:ゼロ)を認識した。ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント内の業務効率化に伴い、当該事業からの将来のキャッシュフローの見通しが修正され、のれんの帳簿価額の裏付けがなくなったために、帰属するのれんの残高が全額減損処理された。

残りの249百万ポンドののれんの減少は為替換算差額によるものであり、主に南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことにより、アブサの取得により発生したのれんから換算差額が発生した。

12 劣後負債

	2013年12月31日現在 (百万ポンド)	2012年12月31日現在 (百万ポンド)
1月1日現在残高	24,018	24,870
発行	700	2,258
償還	(1,426)	(2,680)
その他	(1,597)	(430)
期末現在の期限付及び無期限劣後負債合計	21,695	24,018

2013 年度において、償還の内訳は、固定利付劣後債 647 百万ポンド（1,000 百万米ドル）及び 636 百万ポンド（750 百万ユーロ）、CPI 連動コーラブル債 135 百万ポンド（1,886 百万南アフリカ・ランド）、並びに下位保証付無期限変動利付債 8 百万ポンド（12 百万米ドル）であった。利率 7.75% コンティンジェント・キャピタル・ノート 652 百万ポンド（1,000 百万米ドル）及び期限付劣後債 48 百万ポンド（8,500 百万円）が発行された。

当該期間におけるその他の変動には、2012 年 12 月以降に金利が上昇したことによるヘッジ対象の劣後負債の公正価値の減少 1,262 百万ポンドが含まれている。また、その他の変動には、英ポンドが米ドル及び南アフリカ・ランドに対して上昇したことに主に起因する為替レートの変動による 296 百万ポンドの減少も含まれている。

13 引当金

	2013 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
特定行為に係る救済		
- 支払保障保険（PPI）に係る補償	971	986
- 金利ヘッジ商品に係る補償	1,169	814
- その他の特定行為関連	388	213
訴訟	485	200
余剰人員削減及び事業再編	388	71
未実行のコミッティド・ファシリティ及び提供された保証	165	159
負担付契約	100	104
その他引当金	220	219
合計	3,886	2,766

特定行為に係る補償

特定行為に係る引当金は、当グループの事業活動遂行における不適切な判断に伴う損失あるいは損害について、顧客に対して行う補償金支払いの推定費用から成っている。特定行為に係る補償はおおむね支払保障保険（PPI）及び金利ヘッジ商品に係るものであるが、今後18カ月間に活用される可能性のあるリテール及びコーポレート事業全体のその他の少額引当金も含まれている。

支払保障保険（PPI）に係る補償

2011 年の司法審査手続の結論を受けて、パークレイズは PPI に係る補償費用及び請求取扱費用に対して総額 39.5 億ポンドの引当金を計上した。2013 年 12 月 31 日現在、29.8 億ポンドの引当金が活用され、引当金残額は 9.7 億ポンドとなっている。

2013 年 12 月 31 日までに、顧客が開始した 100 万件（2012 年度：60 万件）の請求¹が受理され、処理されている。受理された月間請求件数は 2012 年 5 月のピーク時から 59% 減少しているが、減少率はこれまでの予想を下回っている。この結果、請求件数の増加予想、それに対応する金融オンブズマン・サービス（FOS）に付託される請求件数の増加及びそれに伴う運用費用を反映させ、2013 年 6 月に 13.5 億ポンドの追加引当金を計上した。

パークレイズは規制基準に従い 2012 年 8 月に、約 75 万件の保険の契約者に対する積極的な通知の郵送を開始した。このうち、2013 年 12 月 31 日現在、66 万件（2012 年度：10 万件）について通知が郵送され、残りについては 2014 年 3 月 31 日までに郵送される見込みである。

これまでに、パークレイズは受理された請求の 74%（2012 年度：70%）を承認している²。善意としての支払い及び PPI 保険証が存在しない請求への支払いは除外している。これまでの有効請求 1 件当たり平均補償支払額³は 1,763 ポンド（2012 年度：1,705 ポンド）で、内訳はケースによって異なるが、支払保険料の払戻、複利負担及び 8% の補償金利から成る。

1 これまでに受理した合計請求件数には PPI 保険証が存在していなかった請求及び積極的な通知郵送に対する回答は含んでいない。2012 年度の請求件数は PPI 保険証が存在していなかった請求件数を除いて修正再表示されている（前年度：110 万件）。

2 請求 1 件当たりの平均承認率は PPI 保険証が存在していなかった請求は除外して算出している。2012 年度の平均承認率は PPI 保険証が存在していなかった請求の承認率を除外して修正再表示されている（前年度：39%）。

3 平均補償額は保険契約 1 件当たりベースで表示されている。2012 年度の平均補償額は保険契約 1 件当たりベースで修正再表示されている。前年度の有効請求 1 件当たりベースでは 2,750 ポンドであった。

現在の引当金は、重大な経営者の判断が継続的に伴う、多くの重要な仮定に基づいて算出されている。

- 顧客請求件数 - 受理されたが 2013 年 12 月 31 日現在未処理の請求及び今後顧客が開始する請求の見積もり。後者は時間の経過とともに請求件数が減少する見込み。
- 積極的回答率 - 積極的な通知の郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率 - 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- 平均補償額 - 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプ及び年限に基づく予想平均支払額。

これらの仮定、特に将来の請求水準に係る不確実性は引き続き主観的である。その結果としての引当金は PPI に係る補償のあらゆる将来的な予想費用に関するパークレイズの最良の見積もりを表している。しかしながら、最終的な結果が現在の見積もりと異なり、その相違が大幅かつマイナスの場合には追加引当金が計上されることになるが、そうでない場合は残余費用は通常業務の一部として取り扱われる見込みである。引当金には請求取扱費用及び FOS に付託される請求に伴う費用の見積もりも含まれている。

下記の表は、重要な仮定別に 2013 年 12 月 31 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定及び感度解析を詳述し、将来の予測が使用された仮定と異なった場合の引当金への影響を説明している。

仮定	2013 年 12 月 31 日までの累計実績	2012 年 12 月 31 日までの累計実績	
		将来予測	感度解析 引当金の増加／減少
受理、処理済の顧客が開始した請求 ¹	97 万件	19 万件	5 万件 = 9,000 万ポンド
積極的な通知郵送	66 万件	9 万件	10 万件
積極的な通知郵送に対する回答率	26%	25%	1% = 100 万ポンド
請求 1 件当たり平均承認率 ²	74%	73%	1% = 400 万ポンド
有効請求 1 件当たり平均補償額 ³	1,763 ポンド	1,726 ポンド	100 ポンド = 2,300 万ポンド

- これまでに受理した合計請求件数には PPI 保険証が存在していなかった請求及び積極的な通知郵送に対する回答は含んでいない。2012 年度の請求件数は PPI 保険証が存在していなかった請求件数を除いて修正再表示されている（前年度：110 万件）。
- 請求 1 件当たりの平均承認率は PPI 保険証が存在していなかった請求を除外して算出している。2012 年度の平均承認率は PPI 保険証が存在していなかった請求の承認率を除外して修正再表示されている（前年度：39%）。
- 平均補償額は保険契約 1 件当たりベースで表示されている。2012 年度の平均補償額は保険契約 1 件当たりベースで修正再表示されている。前年度の有効請求 1 件当たりベースでは 2,750 ポンドであった。

2013 年度において、受理された請求件数の月次平均の 45%（2012 年度：44%）には、PPI が付いていなかった。また、2013 年度に受理された請求件数のうち、54%（2012 年度：43%）は請求管理会社（CMC）からの請求であり、この比率は 2013 年 12 月には 70% に上昇した。

金利ヘッジ商品に係る補償

2012 年 12 月 31 日現在	814 百万ポンド
期中の引当金の増加	650 百万ポンド
期中の引当金の取り崩し	(295 百万ポンド)
2013 年 12 月 31 現在	1,169 百万ポンド

2012 年 6 月 29 日、FSA は英国の複数の銀行（パークレイズを含む）が、合意文書の条件に従い「高度の金融知識を有しない（ノンソフィスティケイテッド）」に区分されるリテール顧客又は民間顧客に対して、2001 年 12 月 1 日以降に販売した金利ヘッジ商品について調査及び補償を行うと発表した。パークレイズは当該期間に約 4,000 人のリテール顧客又は民間顧客に金利ヘッジ商品を販売しており、うち約 2,900 人がノンソフィスティケイテッドに区分される顧客であった。

2012 年 12 月 31 日現在、850 百万ポンドの引当金が認識されていた。これはノンソフィスティケイテッドに区分される顧客に対する将来の補償及び関連費用に係る経営者の最良の見積もりを反映している。この見積もりは当該母集団における当初の試験的な実施の結果の予想に基づいたものであった。2012 年 12 月 31 日現在、貸借対照表上で認識された引当金は、主として管理費用に関連して取り崩された 36 百万ポンドを控除すると、814 百万ポンドである。

2013 年度には追加的ケースが調査され、FCA がさらなるガイダンスを提示し、引当金の見積もりが基づくべき追加情報を示した。その結果、2013 年 6 月に追加引当金 650 百万ポンドが認識され、累計費用は 1,500 百万ポンドに上った。2013 年 12 月 31 日現在、認識された引当金は、主として管理費用に関連して取り崩された 331 百万ポンド及び負担した補償費用 87 百万ポンドを控除すると、1,169 百万ポンドである。当初の補償結果は調査対象であるノンソフィスティケイテッドに区分される顧客のほぼ 30% に通知されていた。

ノンソフィスティケイテッドに区分される各顧客に対する補償の形式は確定していない。当該商品が購入されなかつたと同じように全額払い戻しとなる、あるいはキャップなどの代替商品となる可能性もある。さらに、一部の販売は販売時の関連規制要件を遵守することになるため、すべての顧客が補償を受ける権利を有するわけではない。

この最終的な補償費用は以下の要因の影響も受ける。

- 原商品の公正価値。これは金利が大幅に変動した場合に変化する。
- 調査及び補償措置を完了する管理費用。
- 年利 8% の金利は商品払戻額に対して支払われるため、調査及び補償措置完了に要する期間。

補償措置の対象ではない「高度の金融知識を有する（ソフィスティケイテッド）」に区分される顧客からの請求あるいはノンソフィスティケイテッドに区分される顧客からの増分間接損失請求（年利 8% を上回る金利）に係る引当金は認識されていない。2013 年 12 月 31 日現在、ノンソフィスティケイテッドに区分される顧客からの多額の増分間接損失請求については合意されていない。これらの事項はモニターされ、資金流出につながる蓋然性のある支払義務が確認された場合、将来的に引当金が認識される。

当グループは 2013 年 12 月 31 日現在の引当金が補償措置を完了するための費用全額を賄うのに十分であると予想しているが、適切な引当金の水準を継続的に調査し、実際の補償が現在の見積もりと合致しない場合は、最終的な費用が大幅に異なる可能性もある。

訴訟

当グループは英国及び米国を含む諸外国において様々な訴訟手続きに関与している。訴訟手続き及びこれに伴う不確実要因については、注記 19 「法律、競争及び規制関連事項」を参照のこと。

余剰人員及び事業再編

この引当金は当グループが実施した余剰人員及び組織上の事業再編措置の費用に係るものである。2013 年度に引当金は Transform プログラムを主因に 317 百万ポンドから 388 百万ポンドに増加したが、今後 12 カ月以内に取り崩される可能性が大きいものである。

14 退職給付

2013 年 12 月 31 日現在、当グループの全制度を通しての IAS 第 19 号（改訂）に基づく年金積立不足額は、18 億ポンド（2012 年：12 億ポンド）であった。当グループの主要制度である英国退職基金（以下「UKRF」という。）は 14 億ポンド（2012 年：8 億ポンド）の積立不足であった。

UKRF の変動の主因は、英国のインフレ率の仮定が 3.42%（2012 年：2.93%）に上昇したことであるが、これは英国の割引率が 4.46%（2012 年：4.31%）に上昇したことによって一部相殺されている。2013 年 12 月から、この率はタワーズワトソンの RATE リンク・モデルによって示された単一で同等の割引率に基づいている。2012 年には、格付 AA の社債のイールド・カーブ及びタワーズワトソンの RATE リンク・モデルから導き出された平均率が使用されていた。この変更の影響により、UKRF の確定給付債務は 4 億ポンド減少したが、当年度の利益に与える影響はない。

現在、UKRF の 3 年毎の積立状況についての評価が 2013 年 9 月 30 日より進行中である。積立不足額回収計画を含む拠出金の規定については、2014 年度末までにバークレイズ・バンクと受託者の間で合意される予定である。前回、2010 年 9 月 30 日付で行われた 3 年毎の積立状況の評価では、50 億ポンドの積立不足が判明した。合意された回収計画に基づき、当該基金に対して不足額に対する拠出金 18 億ポンドが 2011 年 12 月に支払われ、さらに 5 億ポンドが 2012 年 4 月に支払われた。不足額に対する追加拠出金はその後 2017 年から 2021 年まで支払われる予定であり、2017 年度の 7 億ポンドから 2021 年度まで毎年約 3.5% ずつ増加する予定である。不足額に対するこれらの拠出金は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものである。

評価が行われない年には、制度の保険数理人が積立状況の年次報告を作成している。直近の年次報告は 2012 年 9 月 30 日現在で実施され、36 億ポンドの積立不足が判明した。

15 払込済株主資本

払込済株主資本は、1 株 25 ペンスの普通株式 16,113 百万株（2012 年：12,243 百万株）で構成されている。この増加は主として、3,219 百万株の新株が発行された 2013 年度第 4 四半期のバークレイズ・ピーエルシー新株予約権無償割当に伴う発行によるものである。

2013 年 12 月 31 日現在、未行使のワラントはない（2012 年：379.2 百万株）。

16 その他の資本性金融商品

その他の資本性金融商品には、2013年度第4四半期における追加 Tier1 (AT1) 証券の発行が含まれている。この AT1 証券は、元本総額が 20 億米ドルと 10 億ユーロの固定金利再設定無期限劣後強制転換証券で構成されている。

17 その他の剰余金

為替換算再評価差額

2013年12月31日現在、為替換算再評価差額の借方に 1,142 百万ポンドが計上されていた（2012年：貸方に 59 百万ポンド）。この 1,201 百万ポンドの減少（2012 年 : 1,289 百万ポンドの減少）は主に、南アフリカ・ランドと米ドルが英ポンドに対して下落したことを反映している。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は 566 百万ポンド（2012 年 : 259 百万ポンド）減少したが、これは南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことに起因している。

当期において、為替換算再評価差額から 5 百万ポンドの純利益（2012 年 : 24 百万ポンドの利益）が損益計算書に認識された。

売却可能投資再評価差額

2013年12月31日現在、売却可能投資再評価差額の貸方に 148 百万ポンドが計上されていた（2012年：貸方に 527 百万ポンド）。この 379 百万ポンドの減少（2012 年 : 502 百万ポンドの増加）は主に、国債の公正価値の変動から生じた損失 27 億ポンドが、公正価値ヘッジに起因して損益計算書に振替られた利益 24 億ポンドによって相殺されたことに起因している。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替られる。

2013年12月31日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に 273 百万ポンドが計上されていた（2012年：貸方に 2,099 百万ポンド）。この 1,826 百万ポンドの減少（2012 年 : 657 百万ポンドの増加）は主に、金利フォワード・カーブの上昇によってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が 1,881 百万ポンド減少したことと純利益に振替えられた 509 百万ポンドの利益（この一部は、553 百万ポンドの繰延税額控除によって相殺されている。）を反映したものである。

自己株式

2013年12月31日現在、自己株式に関連してその他の剰余金の借方に 41 百万ポンドが計上されていた（2012 年 : 借方に 22 百万ポンド）。この増加は主に、従業員株式制度のために保有する自己株式の正味購入 1,066 百万ポンド（2012 年 : 979 百万ポンド）（この一部は、繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替られた 1,047 百万ポンド（2012 年 : 946 百万ポンド）によって相殺されている。）を反映したものである。

18 偶発債務及び契約債務

	2013年12月31日現在 (百万ポンド)	2012年12月31日現在 (百万ポンド)
担保有価証券として差入れられた保証及び信用状	15,226	15,855
契約履行保証、銀行引受手形及び裏書手形	5,958	6,406
偶発債務	21,184	22,261
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	780	1,027
フォワード・スタート・リバース・レポ取引 ¹	19,936	23,549
スタンダバイ・ファシリティ、クレジットライン及び その他の契約債務	254,855	247,816

1 貸付金に係る契約債務は、フォワード・スタート・リバース・レポ契約を含めるよう修正表示されている。

金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）

FSCS は、認定を受けた金融機関が支払請求に対応できない場合の顧客に向けた、英国政府の支援による補償制度である。この制度では、英国の認可預金受入機関が預金者からの請求に対応できない場合に預金者に補償を提供している。FSCS

は、制度上の年度（4月1日から3月31日まで）の前年の12月31日現在の英国の全預金に占める比率に基づき、かかる請求に対応するために英國の認可預金受入機関から徴収を行っている。

補償金は以前には、債務不履行に陥った銀行の預金者に対するFSCSの債務の裏付けとして英國財務省がFSCSに提供した合計約180億ポンドのローン・ファシリティによって資金調達され、FSCSが支払っていた。業界に課される当該ローンの金利は、関連する国債の金利に基づくもので、英國財務省自身の借入コストを下限としている（FSCSは金融機関に対し、ローンのプラッドフォード・アンド・ビングレー負担分については債務管理局が公表する2024年満期国債の金利を適用するよう勧告している）。このファシリティの大半が回収される見込みであるが、10億ポンドの見積不足額については、FSCSが2013年、2014年及び2015年にわたる3回の分納を業界に課すことによって回収する予定である。2013年11月に、英國財務省はFSCSを通じ、ダンファームリン住宅金融組合からの回収において追加的な不足額が見込まれることを報告した。この不足額は、2014年における100百万ポンドの暫定的な負担金をはじめとして回収される予定である。パークレイズでは、FSCSが課す合計額のうちのパークレイズ負担分に関して、148百万ポンド（2012年：156百万ポンド）の引当金がその他の負債に含まれている。

法律、競争及び規制関連事項に関する偶発債務の詳細については、注記19を参照のこと。

19 法律、競争及び規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー（以下「BPLC」という。）、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「BBPLC」という。）及びパークレイズ・グループが直面している法律上、競争上及び規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものである。これらのBPLC、BBPLC及びパークレイズ・グループが関与しているあるいは将来関与する可能性のある法律上、競争上及び規制上の事項がBPLC、BBPLC及びパークレイズ・グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、財務成績及び財政状態並びに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性がある。

リーマン・ブラザーズ

背景情報

2009年9月に、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」という。）にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人（以下「管財人」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立てはすべて、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却（以下「当該売却」という。）を承認する裁判所命令に異議を唱えている。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をすべてLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び当該売却を承認する命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めていた（以下「ルール60による請求」という。）。2010年1月に、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI及びLBIが売却書類及び当該売却を承認する裁判所命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求める申立てを行った（以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。）。

現状

2011年2月に、破産裁判所は意見を公表し、ルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部については当グループを支持する判決を下した。2011年7月に、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下した。当グループと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「SDNY」という。）に上訴を申立てていた。LBHI及び委員会は、ルール60による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行わなかった。状況説明及び議論の後、2012年6月に、SDNYは、契約による請求に関する当グループに不利であった破産裁判所の判決の1つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所のそれ以外の判決を支持する意見を公表した。2012年7月に、SDNYは、特定の誤りを訂正した以外には判決を修正する意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表した（以下「本判決」という。）。本判決において、当グループは以下を受取る権利を有している。（i）「清算勘定」資産（以下「清算勘定資産」という。）に関して管財人から11億米ドル（7億ポンド）。（ii）当該売却においてBCIに譲渡された上場デリバティブ勘定に関連して様々な金融機関で保有されている資産（以下「ETDマージン」という。）。管財人は、SDNYの不利な判決に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所（以下「控訴裁判所」という。）に控訴している。管財人による控訴の判決が下るまで、現在、本判決は延期されている。

買収の一環として当グループが権利を有している資産のうち約43億米ドル（26億ポンド）は2013年12月31日までに受取っていないが、そのうち約27億米ドル（16億ポンド）の資産は、同日現在の貸借対照表に受取債権として認識されている。2013年12月31日現在の未認識額約16億米ドル（10億ポンド）は、事実上、訴訟に固有の不確実性及び控訴後の潜在的な訴訟並びに米国外の金融機関が保有する特定の資産の回収に関する問題に対する引当金を表している。当グループが最終的に、2013年12月31日現在の貸借対照表上の認識額である約27億米ドル（16億ポンド）を超える価値の資産を将来受け取ることになった場合、この超過額と同額の利益が収益に計上されることになる。当グループが

係属中である控訴裁判所の訴訟に勝利した場合でも、管財人は ETD マージンの一部に対する当グループの権利に異議を唱える可能性があると考えられる。さらに、当グループへの受け渡しが済んでいない ETD マージンのうち、米国外の金融機関が保有しているものの回収可能性には不確実性が伴う。そのため、当グループは、ETD マージンのうちどれくらいを当グループが最終的に受取る可能性があるかについて、確実に見積もることができない。しかしながら、SDNY の判決は将来の訴訟によって影響されないが、当グループが控訴後の管財人による請求又は回収に関する不確実性によって左右されると考える ETD マージンを当グループが一切受け取らないと保守的に仮定した場合、当グループは、2013 年 12 月 31 日現在の当グループの貸借対照表に受取債権として認識されている 27 億米ドル（16 億ポンド）を超える部分の資産を受け取ることになる。控訴裁判所が SDNY の判決を覆し、当グループは清算勘定資産又は ETD マージンのいずれにも権利を有していないという判断が下されるという最悪の事態を想定したシナリオでは、有効な引当金以外に、合計で約 60 億米ドル（36 億ポンド）の損失が生じると当グループは見積もっている。その損失のうち約 33 億米ドル（20 億ポンド）は、当グループが以前に受取った清算勘定資産及び ETD マージン、並びにこれらの清算勘定資産及び ETD マージンに係る判決前及び判決後の利息に関連しており、管財人への返還又は支払が必要になると考えられる。このことから、当グループは、貸借対照表に認識された資産の評価額に納得しており、その結果生じた有効な引当金の水準は十分であると考えている。

その他

2013 年 5 月に、シティバンク・エヌ・エイ（以下「シティ」という。）は、BBPLC を相手取り、SDNY において補償契約違反を主張する訴訟を提起した。2008 年 11 月に、BBPLC は、2008 年 9 月の 17 日から 19 日の間に LBI の指定決済者として CLS バンク・インターナショナルとの LBI 向けの外国為替決済サービスの実施時にシティで発生した損失に関する補償をシティに提供した。シティは、2013 年 2 月 1 日に請求を起こすまで、この補償に基づく支払請求を行っていなかった。当該請求には、バークレイズが支払責任はないと判断した金額が含まれている。シティは 2013 年 5 月に訴訟を提起し、その中でシティは、バークレイズには 90.7 百万米ドルの「元本損失」の責任があるだけでなく、BBPLC は 2008 年 9 月から 2012 年 12 月における特定の「資金調達損失」についてもシティに支払う義務があると主張した。2013 年 6 月の裁判所への申請において、シティは、90.7 百万米ドルの元本損失に係る請求に加えて、55 百万米ドルを超える金利損失と 38.5 百万米ドルの資本費用からなる 93.5 百万米ドルを最低額とする資金調達損失の請求も行った。両当事者は部分的略式判決の申立てを提出しており、2013 年 11 月に SDNY は以下の判決を下した。（i）シティは、法定の判決前の利息について、BBPLC に対する補償請求を行った日である 2013 年 2 月 1 日以降の分のみ請求することができる。（ii）2008 年 9 月から 2012 年 12 月までの間に、実際の資金調達損失が利息及び資本費用の形で生じたことをシティが証明できた場合に限り、シティには、BBPLC が提供した補償契約に基づいて当該損失を回収する権利がある。（iii）BBPLC は、シティが、2008 年 9 月の 17 日から 19 日の間に LBI 向けの CLS サービス実施時にシティが失ったと主張している元本金額を超える額の預金を当該期間に LBI に保有していた事実により、資金調達損失請求に対する抗弁として、当該契約に基づき、シティには 2008 年 9 月から 2012 年 12 月までの間に資金調達損失はなかったことを論証する権利がある。

米国預託株式

背景情報

BPLC、BBPLC、並びに BPLC の取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、SDNY において併合された有価証券集団訴訟 5 件の被告とされている。2010 年 2 月に提出されたこの併合修正訴状は、1933 年証券法第 11 条、第 12(a)(2) 条及び第 15 条に基づく請求を主張するものであり、2006 年から 2008 年の間に複数回にわたり BBPLC が募集した優先株式シリーズ 2、3、4 及び 5 を表す米国預託株式（以下「優先株式 ADS」という。）に関する登録届出書に、特に BBPLC のモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対する BBPLC のエクスポート・モーゲージ・リース（以下「エクスポート・モーゲージ」という。）並びに BBPLC の財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。

現状

2011 年 1 月に、SDNY は訴状の棄却を求める被告らの申立てを全面的に認め、本件は結審した。2011 年 2 月に、原告らは棄却命令の一部の再審議を SDNY に求める申立てを提出し、2011 年 5 月に、SDNY は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下した。原告らは、棄却と再審議申立て却下の両方の判決について控訴裁判所に控訴した。

2013 年 8 月に、控訴裁判所は、シリーズ 2、3 及び 4 の募集に関する原告らの請求は訴権の時効を迎えておりとして、請求の棄却を支持した。しかし、控訴裁判所は、原告らはシリーズ 5 の募集に係る請求に関して第 2 修正訴状の提出が認められるべきであったとする判定を下し、控訴裁判所の判決と一致する追加手続きをとるよう、当該訴訟を SDNY に差し戻した。2013 年 9 月に、原告らは、シリーズ 5 の募集に関する請求並びにシリーズ 2、3 及び 4 の募集に関する棄却された請求について主張する第 2 修正訴状を提出した。被告は棄却の申立てを行っている。

BBPLC は、BBPLC に対するこれらの優先株式 ADS 関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。

モーゲージ関連業務及び訴訟

2005 年度から 2008 年度にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には、約 390 億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスponサリング及び引受、約 340 億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の

引受に係る経済的エクスポート・ジャーナー、約 2 億米ドルの貸付金の政府系機関（以下「GSE」という。）への売却、並びに約 30 億米ドルの貸付金のその他の者への売却が含まれていた。また、この期間においては、約 194 億米ドルの貸付金（かかる期間中に売却されてその後買い戻された約 500 百万米ドルの貸付金控除後）も、当グループが 2007 年に取得した企業（以下「取得子会社」という。）の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ、第三者に売却されている。

当グループの貸付金の売却及びスポンサーとなったプライベート・レーベルの証券化に関連して、当グループは、一般的に対象となるモーゲージ、不動産、モーゲージの文書化及び／又は法令遵守に関する貸付金レベルの特定の表明及び保証（以下「R&W」という。）を行った。当グループがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドル、GSE に売却した貸付金のうち約 2 億米ドル、及びその他の者に売却した貸付金約 30 億米ドルについては、当グループが単独で R&W を行った。また、取得子会社が第三者に売却した貸付金についてはすべて、取得子会社が単独で R&W を行った。その他の者に売却した貸付金のうち約 10 億米ドルについては R&W が 2012 年以前に失効したが、それ以外については当グループ又は取得子会社が行った R&W に適用される、規定された失効条項はない。その他の者に売却した 30 億米ドルの貸付金に関する当グループの R&W は、大幅に割引されて売却された貸付金に関連しており、GSE に売却された貸付金、取得子会社が売却した貸付金又は上記の当グループがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドルについて当グループが行ったものよりも限定的な R&W が含まれている。当グループがスポンサーとなった証券化の残り約 340 億米ドルに関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、当グループの子会社は、証券化信託の預金者として、より限定的な R&W を行っている。一定の状況では、R&W の違反があった場合に、当グループ及び／又は取得子会社は、関連する貸付金の買戻し又はかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがある。GSE 及びその他の者に売却した貸付金並びにプライベート・レーベル取引について当グループ又は取得子会社が行ったすべての R&W に関する、2013 年 12 月 31 日以前に受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 17 億米ドルであった。

買戻請求

上記の実質的にすべての未解決の買戻請求は、特定の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」という。）の証券化に関する受託者が提起した民事訴訟に関連している。当該訴訟において、受託者は、当グループ及び／又は取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買戻すべきであると主張している。受託者はこれらの訴訟において、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る（が、未確定の）金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張している。

住宅モーゲージ・バック証券に係る請求

米国連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）は、2つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマックの代理として、ファニーメイとフレディマックによる RMBS の購入に関連して、17 の金融機関を相手取り、訴訟を提起した。当該訴訟では特に、RMBS の募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ／又は記載の省略が行われていたと主張している。当グループの 1 子会社が主引受会社又は共同主引受会社であった 2005 年から 2007 年の間の RMBS の売出しに関連して、BBPLC 及び／又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら 2 件の訴訟において被告とされている。

いずれの訴状においても、特に RMBS の無効及び支払った対価の回収、並びにファニーメイとフレディマックが被ったとされる、RMBS の所有から生じた金銭的損失の回復が要求されている。訴状は、RMBS の購入に関連して、その他の複数の原告らによる BBPLC 及び／又はその特定の関連会社に対する他の複数の民事訴訟と同様のものである。当グループは、バークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定である。

FHFA 訴訟並びに当グループに対する上記の他の民事訴訟における当グループに対する請求に関する RMBS の当初の額面金額は合計約 90 億米ドルで、そのうち約 26 億米ドルが 2013 年 12 月 31 日現在の残高であった。これらの RMBS に関する計上された累積損失は、2013 年 12 月 31 日現在、約 5 億米ドルであった。当グループがこれらの訴訟で敗れた場合、（2013 年 12 月 31 日より後の元本の追加支払を考慮した）判決時点における RMBS の残高に、その時点での RMBS の累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点での RMBS の市場価額を控除し、その時点までに取り崩した剩余金を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性があると当グループは考えている。当グループは、2013 年 12 月 31 日現在のこれらの RMBS の市場価額合計を約 16 億米ドルと見積っている。当グループは、こうした損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している可能性がある。

規制当局による調査

当グループは、モーゲージ関連業務に関して様々な規制当局及び政府当局からの調査（召喚を含む）を受けており、このような調査に協力している。

デボンシャー・トラスト

背景情報

2009 年 1 月に、BBPLC は、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト（以下「デボンシャー」という。）との ISDA マスター契約に基づく 2 件のクレジット・デフォルト・スワップ

の早期終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所で訴訟を開始した。バークレイズがかかるスワップを終了した同日に、デボンシャーは、要求された時点で BBPLC がデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに対する流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張した。

現状

2011 年 9 月に、オンタリオ上級裁判所は、BBPLC の早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、BBPLC から現金担保約 533 百万カナダドルの返戻し及び経過利息を受取る権利があるという判決を下した。BBPLC はオンタリオ上級裁判所の判決に対して、オンタリオ控訴裁判所に控訴した。2013 年 7 月に、控訴裁判所は、BBPLC の控訴を却下する判決を下した。2013 年 9 月に、BBPLC は、判決に対してカナダ最高裁判所に控訴した。2014 年 1 月に、カナダ最高裁判所は、控訴裁判所の判決に対する BBPLC の控訴の申請を却下した。BBPLC は、この件に関して残る選択肢を検討している。控訴裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、BBPLC はその損失を、約 500 百万カナダドルから現在までに認識した減損引当金を控除した金額になると見積っている。これらの引当金は、控訴裁判所の判決を十分に考慮している。

LIBOR 及びその他のベンチマークに係る民事訴訟

下記の「LIBOR、ISDAfix、その他のベンチマーク及び外国為替レート」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人及び企業が、当グループに対して LIBOR 及び／又はその他のベンチマークに係る民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起している。米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「MDL 裁判所」という。）において公判前手続の目的上、併合されている。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、BBPLC 及び他の銀行は個別に、また共同で、米国シャーマン法、米国商品取引所法（以下「CEA」という。）、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO 法」という。）並びに様々な州法の様々な規定に違反したと主張している。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めており、3 件の訴訟では、原告らが、BBPLC を含む全被告に対する実際の損害賠償及び懲罰的損害賠償として合計約 910 百万米ドルを求めており、これらの一部の訴訟では、米国シャーマン法及び RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償を求めており、民事訴訟の一部は集団訴訟であり、（i）米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った（以下「OTC 集団訴訟」という。）、（ii）米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した（以下「取引所集団訴訟」という。）、（iii）米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した（以下「債券集団訴訟」という。）、（iv）米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した、又は（v）米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起したと主張している。

2013 年 3 月に、MDL 裁判所は、BBPLC 及びその他の銀行を相手取った主要 3 件の集団訴訟（以下「主要集団訴訟」という。）並びに主要 3 件の個別訴訟（以下「主要個別訴訟」という。）における大半の請求を棄却する判決を下した。この判決を受け、主要集団訴訟の原告らは、修正訴状の提出又は 2013 年 3 月の判決の一部に対する控訴の承認を求めた。2013 年 8 月に、MDL 裁判所は主要集団訴訟で提起された申立ての大半を却下した。その結果、債券集団訴訟は全面的に棄却され、取引所集団訴訟の請求は CEA に基づく請求に限定され、OTC 集団訴訟の請求は不当利得及び善意かつ公正に取引を行うという默示の了解の違反に関する請求に限定された。MDL 裁判所の 2013 年 3 月の判決の後、主要個別訴訟の原告らは、上記の集団訴訟における当初の主張と同じ主張に基づく新たな訴訟をカリフォルニア州裁判所（その後、MDL 裁判所に移送された）に提起した。将来、様々な原告が MDL 裁判所の判決の一部又は全部に対して控訴を試みる可能性がある。

さらに、MDL 裁判所以前にも、複数の他の訴訟が、主要集団訴訟における今後の進展を待って延期されている。

各裁判所が MDL 裁判所の判決について、下記の訴訟（一部の訴訟は、別のベンチマーク金利に関するものである。）を含む他の訴訟に影響するものと解釈する可能性があるものの、更なる判決が下るまで MDL 裁判所の判決による最終的な影響は不明である。

BBPLC 及びその他の銀行はこの他にも、他の連邦地方裁判所に提起された個別訴訟及び集団訴訟の被告として指名されている。これらの訴訟では、上記の米ドル建 LIBOR の訴訟と同様に、原告らが、様々な期間において被告が米ドル建 LIBOR、円建 LIBOR、ユーロ円 TIBOR 及び／又は EURIBOR の金利の操作を行ったと主張している。原告らの主張は概して、彼らが取引を行った貸付金、デリバティブ及び／又はその他の金融商品の価額が米ドル建 LIBOR、円建 LIBOR、ユーロ円 TIBOR 及び／又は EURIBOR の変動によって影響を受けたとするものであり、連邦法及び州法に基づく請求を主張している。2012 年 12 月に、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所は、米ドル建 LIBOR に連動する変動利付モーゲージの所有者を代表する 1 件の集団訴訟を棄却した。原告らは控訴し、状況説明は完了している。

さらに、BPLC は、EURIBOR を参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省反トラスト局（以下「DOJ-AD」という。）から条件付で制裁措置の減免を認められている。条件付の減免措置が認められた結果、BPLC は、（i）条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、連邦反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を 3 倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、（ii）BPLC が DOJ-AD 及び協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帶責任から救済されることが認められている。

BPLC、BBPLC 及び BCI はまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての BBPLC の役割に関連して SDNY で係属中の有価証券集団訴訟において、BBPLC の現職及び元の役員及び取締役 4 名と共に被告とされている。訴状は、米国

1934年証券取引所法第10(b)条及び第20(a)条に基づく請求を主張し、BBPLCの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にBBPLCのオペレーション・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。訴状はまた、BBPLCの日次米ドル建LIBORの提出が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張している。訴状は、2007年7月10日から2012年6月27日の間にアメリカの証券取引所でBPLCがスポンサーとなっている米国預託証書を購入した全ての個人又は事業体で形成される集団を代表して提起された。2013年5月に、裁判所は、訴状全体の却下を求めたBBPLCの申立てを認めた。原告らは控訴し、状況説明は完了している。

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR及びEURIBORを操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候がある。このうち1件目となるイングランド及びウェールズにおいてグレイズリー・プロパティーズ・リミテッドが提起した訴訟は、2014年4月に高等法院での公判が予定されている。このような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、並びにかかる訴訟が提起されうる管轄区域の数は時間の経過とともに増加することが予想される。

外国為替取引に係る民事訴訟

2013年11月以降、提案された複数のクラスの被告による民事訴訟がSDNYに提起された。米国シャーマン反トラスト法及びニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと訴えているもので、BBBLGを含む数社の国際銀行が被告とされている。

「LIBOR及びその他のベンチマークに係る民事訴訟」に関連する競争及び規制関連事項の説明については、以下の「LIBOR、ISDAfix、その他ベンチマーク及び外国為替相場に関する調査」を参照のこと。

LIBOR、ISDAfix、その他ベンチマーク及び外国為替相場に関する調査

金融行為監督機構（以下「FCA」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国司法省（以下「DOJ」という。）詐欺対策課（以下「DOJ-FS」という。）及び反トラスト局（DOJ-AD）、欧州委員会（委員会）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、シンガポール金融管理局（MAS）、日本金融庁、イタリア・トランニ検察庁及び米国の様々な州検事局などの様々な当局がロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）などの各種銀行間取引金利を設定又は編集している機関に対して、BBPLCや他の金融機関が行った申告に関する調査（本調査）を行っている。

2012年6月27日、BBPLCは本調査に関して、金融サービス機構（以下「FSA」という。）（FCAの前身）、CFTC及びDOJ-FSと和解に達し、合計290百万ポンドの課徴金を支払うことに同意したと発表した。この金額は2012年度の営業費用に反映されている。この和解にともない、FSAとの和解協定、DOJ-FSとの非訴追協定（以下「NPA」という。）、CFTCとの和解命令協定（以下「CFTC命令書」という。）が締結された。また、EURIBORを参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連してDOJ-ADから条件付きで制裁措置の減免を認められている。

FSAとの和解協定の内容は部外秘であるが、59.5百万ポンドの課徴金を課したFSAの最後通達はFCAのウェブサイトで閲覧できる。この文書でFSAは課徴金を課す理由を述べ、和解原則について言及し、和解の条件の根拠となった事実と論拠を説明している。NPAとCFTC命令書の要旨は以下のとおりである。NPA及びCFTC命令書の全文は、それぞれDOJ、CFTCのウェブサイトで閲覧できる。

CFTC命令書は200百万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、米国商品取引法の特定の条項に対する違反の再発防止、LIBOR及びEURIBORを含めた基準金利の申告の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施及び関連する内部統制の改善をBBPLCに求めている。CFTC命令書がBBPLCに求めている主な項目は以下の通りである。

- BBPLCの取引に最大の比重を置き、特定の調整及び考慮に従った上で、特定の要因を基に申告を行うこと。
- トレーダーと申告者の間を含む不適切なやり取りを防ぐためのファイア・ウォールを導入すること。
- 申告に関する特定の文書を作成及び保管し、関連するやり取りを保管すること。
- 申告及び関連プロセスに関する監査、監視、研修のための措置を実施すること。
- CFTC命令書の条件の遵守についてCFTCに定期的に報告すること。
- 基準金利に関する基準の厳格化を促すために最大限の努力を行うこと。
- CFTCが継続中の基準金利に関する調査に協力し続けること。

NPAの一環として、BBPLCは160百万米ドルの課徴金を支払うことに同意した。さらに、DOJは（DOJに合意を交わす権限がなく、DOJが合意を交わすことのない税犯罪を除き）BBPLCがNPAに明記された義務を履行することを条件に、LIBOR及びEURIBORを含めた基準金利の申告に関する犯罪に関してBBPLCを訴追しないことに合意した。特にNPAに基づき、BBPLCが2012年6月26日からの2年間を対象に合意した主な項目は以下の通りである。

- 米国でいかなる犯罪行為も行わないこと。

- DOJ が BBPLC に照会する全ての事項に関する BBPLC の活動、その役員及び従業員、その他に関連する免責特権のない情報を誠実かつ全面的に開示すること。なお、かかる情報は NPA で制限されているもの以外の全ての目的に使用できることとする。
- BBPLC 又はその従業員による詐欺あるいは証券及び商品市場を規制する法律の違反に関する全ての潜在的な犯罪行為を DOJ に報告すること。
- 米国行政当局が BBPLC 又はその従業員に対して詐欺又は証券及び商品市場を規制する法律に違反する行為を理由に行う全ての犯罪又は規制に関する調査、行政手続又は民事訴訟を DOJ に全て報告すること。

また、BBPLC は NPA に記されている行為により発生する調査又は訴追に関連し、DOJ 及びその他の米国行政当局に協力することに合意した。この協力は、係る調査及び訴追が全て終了するまで続けられる。また、BBPLC は進行中の他の調査にも引き続き協力する。

2012 年 6 月に発表された和解合意を受け、米国の 31 の州検事局が LIBOR、EURIBOR 及び東京銀行間取引金利 (TIBOR) に関する独自調査を開始した。ニューヨーク州検事局は、各州検事局を代表して、2012 年 7 月に BBPLC に対して広範な情報の提出命令（他の多くの銀行にも同様の提出命令）を発し、それ以降、BBPLC に対して文書及び取引データの追加情報要請を行った。BBPLC は係る要請に対して逐次対応している。また、和解合意を受けて、SFO は 2012 年 7 月に LIBOR について調査することを決定した旨発表した。これに関して、BBPLC は情報要請を受け、引き続き対応している。

欧州委員会も特に EURIBOR の操作に関する調査を行っている。欧州委員会は 2013 年 12 月 4 日、EURIBOR に関する反競争的行為に関して当グループ及び他の多くの銀行と和解に達したと発表した。当グループは EURIBOR に係る行為について自発的に欧州委員会に報告し、欧州委員会の調査に全面的に協力した。この協力が認められ、当グループは協力がなければ対象となっていた可能性のある課徴金の支払いを免除された。

CFTC 及び FCA も他のベンチマークの中で ISDAfix に関する過去の行為を別途調査している。BBPLC は情報提出命令及び情報要請を受け、引き続き対応している。

英国の FCA、米国の CFTC 及び DOJ、香港金融管理局を含む様々な規制・施行当局は、特定のベンチマーク通貨の為替相場を操作する、あるいはトレーディング・ポジションに利益をもたらす他の活動に従事する可能性のある行為を含む外国為替取引について調査していることを明らかにした。係る調査の一部は各国の複数の市場参加者に関するものである。BBPLC はこれらの当局の一部からその特定の調査に関連して、また、外国為替問題に関心を有する他の規制当局から照会を受けている。当グループは 2013 年 10 月までの数年間にわたる外国為替取引の調査を行っており、関連当局の調査に協力している。

これらの調査に関連して発生する訴訟の説明については、「LIBOR 及びその他のベンチマークに関する民事訴訟」及び「外国為替取引に係る民事訴訟」を参照のこと。

FERC

背景情報

米国連邦エネルギー規制委員会 (FERC) 施行局は、2006 年後半から 2008 年にかけての期間に当グループが行った米国西部における電力取引について調査した。2012 年 10 月、FERC は本件に関して BBPLC 及びその元トレーダーのうちの 4 人に対して理由開示命令書及び罰金案通知書（命令書及び通知書）を発行した。FERC はこの命令書及び通知書において、BBPLC 及びその元トレーダーは 2006 年 11 月から 2008 年 12 月までカリフォルニア州周辺の電力市場を操作し、FERC の反不正操作規制に違反したとして、BBPLC による民事制裁金及び不正利益返還を提案した。2013 年 7 月、FERC は BBPLC に対して 435 百万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、利益に金利を加算した合計 34.9 百万米ドルの返還を求める民事制裁金命令を発した（ともに命令書及び通知書で提案されていた金額と同一である）。

現状

2013 年 10 月、FERC は BBPLC 及びその元トレーダーを相手取り、民事制裁金及び不正利益返還額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提訴した。この民事訴訟における FERC の主張は、2012 年 10 月の命令書及び通知書並びに 2013 年 7 月の民事制裁金命令で行われたものと同一である。BBPLC は本件に関して徹底的に抗弁している。BBPLC 及びその元トレーダーは裁判管轄が不適切だとして訴訟却下あるいは当該訴訟を SDNY に移管することを求める申し立てを行うとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の棄却を求める申し立てを行った。2013 年 9 月、BBPLC はニューヨーク南部地区連邦検事局から、同検事局が FERC と係争中のものと同一の行為について調査しているとの通知を受けた。

BDC ファイナンス・エルエルシー

背景情報

2008 年 10 月に、BDC ファイナンス・エルエルシー（以下「BDC」という。）は、ニューヨーク州地方裁判所（以下「ニューヨーク州地方裁判所」という。）に申立てを提出した。訴状では、BBPLC が、BDC による 2008 年 10 月の要求（以下「要求」という。）に応じて超過担保とされる約 40 百万米ドルの譲渡を履行しなかった際に ISDA マスター契約及びトータル・リターン・ローン・スワップ・マスター・コンファームーション（以下「本契約」という。）を違反したと主張している。BDC は、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC には要求に異議を唱える権利ではなく、仮にそうする権利が BBPLC にあったとした場合でも、BBPLC は要求に異議を唱えなかつたと主張している。BDC は合計 297 百万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費及び判決前の利息を求めている。

現状

2012 年 8 月に、ニューヨーク州地方裁判所は BBPLC に部分的略式判決を認め、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC は要求に異議を唱える権利を有していたと裁定したもの、BBPLC が実際にこれを行ったかどうかを判定するための審理が必要であるとした。両当事者は、ニューヨーク州地方裁判所の上訴部（以下「上訴部」という。）に交差上訴を行った。2013 年 10 月に、上訴部は、BBPLC に対してニューヨーク州地方裁判所が認めた部分的略式判決を無効とし、代わりに BDC の部分的略式判決の申立てを認め、BBPLC は本契約に違反したという判決を下した。上訴部は、BDC の損害賠償の金額については規定しておらず、この金額はニューヨーク州地方裁判所による決定もなされていない。2013 年 11 月 25 日に、BBPLC は上訴部に対し、再審請求、もしくは代替案として、ニューヨーク州控訴裁判所への控訴承認に関する申立てを行った。2014 年 1 月に、上訴部は、再審請求の申立てを棄却し、ニューヨーク州控訴裁判所への控訴承認に関する申立てを認める命令を下した。2011 年 9 月に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシー及びその親会社であるブラック・ダイアモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、BBPLC と BCI に対して、本契約に関連する BBPLC の行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こした。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反並びにビジネス及び将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張している。両当事者は、当該訴訟の延期に合意している。

手数料に関する調査

公正取引庁及びヨーロッパ各地の他の競争監督当局は、引き続きビザ及びマスターカードのクレジットカード及びデビットカードの手数料率に関する調査を行っている。BPLC は、カード発行者として、各商店へのサービスを取得したカード提供者から手数料を受け取っている。これらの調査から生じる主要なリスクは、競争監督当局により罰金が課される可能性、訴訟及び新しい法案である。BPLC は、罰金又は損害賠償の支払いを要求される可能性があり、また、手数料の規則を修正する法律の影響を受ける可能性がある。

金利ヘッジ商品

注記 13 を参照のこと。

クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）に関する反トラスト法の調査

委員会及び DOJ-AD は、CDS 市場に関する調査を（それぞれ 2011 年及び 2009 年に）開始した。2013 年 7 月に、委員会は、BBPLC 及び他の 12 の銀行、マークイット並びに ISDA に異議告知書を送付した。この案件は、一部の銀行が集団行動を取って、上場信用デリバティブ商品の参入を遅らせ、又は妨げたという懸念に関連している。委員会がこの案件について結論に至った場合、制裁を科す予定であることを示している。委員会の制裁には罰金が含まれる可能性がある。DOJ-AD の調査は民事調査であり、類似案件に関連している。類似案件を主張する集団訴訟とされる訴訟も米国で提起されている。これらの訴訟の時期は確定していない。

スイス／米国の税プログラム

2013 年 8 月に、DOJ とスイス連邦財務省は、スイスの銀行に関する非追訴協定、すなわちノンターゲット・レターに関するプログラム（以下「プログラム」という。）を公表した。この協定は、スイスの銀行で保有する米国関連の口座の納稅義務に関して米国とスイスの間で長く続いた対立の結論となるものである。

米国口座に対する組織的なレビューが要求されるこのプログラムには、バークレイズ・バンク（スイス）エスエー及びバークレイズ・バンク・ピーエルシーのジュネーブ支店が参加している。このレビューは現在進行中であり、レビューの結果によって、何らかの合意が締結されるか、あるいはバークレイズ・バンク（スイス）エスエー及びバークレイズ・バンク・ピーエルシーのジュネーブ支店に制裁が課されるかどうかが決まる。レビュー完了の期限は 2014 年 4 月 30 日である。

特定の契約に対する調査

FCA は、BBPLC とカタール・ホールディング・エルエルシー（以下「カタール・ホールディング」という。）との間で 2008 年 6 月と 10 月にそれぞれ締結された 2 件のアドバイザリー・サービス契約を含む特定の契約について、これらが 2008 年 6 月及び 11 月の BPLC の資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査している。

FCA は、2013 年 9 月に、BPLC 及び BBPLC に対して警告通知書（以下「警告通知書」という。）を発行した。2008 年 6 月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていたが、2008 年 10 月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結並びに両契約に基づき 5 年間にわたって支払われる総額 322 百万ポンドの報酬については、2008 年 6 月及び 11 月の資本調達に関するアナウンスメント又は公表書類において開示されていなかった。警告通知書は、BPLC 及び BBPLC が当時、当該契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていたことを認める一方で、当該契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであったと述べている。警告通知書は、BPLC 及び BBPLC が開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらに BPLC が上場原則 3（企業の株式の保有者及び潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項）に違反したと結論付けている。この件について、FCA は、BPLC 及び BBPLC が軽率な行動をとったとみなしている。警告通知書における当グループに対する罰金は 50 百万ポンドである。BPLC 及び BBPLC はこの認定に対し、引き続き異議を唱えている。

FCA の手続は現在、同契約に対する SFO の不正捜査局による調査の進展を待って停止している。SFO の調査は初期段階にあり、当グループは更なる情報の請求を受け、引き続きこれに対応している。

DOJ 及び SEC は、BPLC の事業の獲得又は維持を支援する第三者と当グループの関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中である。両機関は、2 件のアドバイザリー・サービス契約を含む上記の契約の調査も進めている。米国連邦準備制度は、引き続き情報提供を行うように要請している。

一般事項

この注記で開示している案件の結果を予測することは困難である。当グループは、これらの案件から生じる偶發債務が当グループに与える可能性のある財務上の影響の見積りについて、これを見積もることが実行可能でないか、あるいは実行可能であっても開示によってかかる案件の進行に不利益をもたらす可能性がある場合は、これを開示していない。これらの案件に関して当グループが信頼性をもって推定損失を見積もることができる場合は引当金が認識されている。当グループでは、最終的な結果に関わらず、これらの案件に関連する多額の費用が生じる可能性があり、また、これらの案件によって当グループは多額の金銭的損害賠償及び罰金、その他の罰則及び差し止めによる救済、別の集団訴訟又は個別訴訟の可能性、特定の状況における刑事訴追の可能性、当グループの事業に対して規制上の制限が課される可能性、及び／又は当グループの評判に対する不利な影響のいずれかにさらされる可能性がある。また、こうした調査又は訴訟によって、関連する法律制定者及び規制当局による広範な回答の一環として法律又は規制の変更が生じるリスクもある。これらのリスクのいずれかが実体化した場合、当グループの営業活動、財務成績及び財政状態並びに見通しには不利な影響が及ぶ可能性がある。

上述の通り、当グループは、LIBOR の調査に関連して DOJ と締結した NPA の影響下にある。かかる NPA に基づき、当グループは、2012 年 6 月 26 日からの 2 年間、特に、いかなる米国の犯罪行為も行わぬ、米国の政府当局に対して情報を提供し、これに協力する特定の義務を遵守することに同意している。NPA 条項に違反した場合、当グループのベンチマーク金利の提供に関する訴追が生じ、当グループの米国における現在及び将来の事業活動に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、英国と、海外の複数の管轄区域の両方において、その他の様々な法律、競争及び規制関連事項に関わっている。当グループは、通常の営業活動の一環として隨時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、雇用、環境並びにその他の制定法及びコモンロー上の問題を含む（が、これらに限定されない）当グループによる、又は当グループに対する訴訟の対象となっている。

また、当グループは、当グループが現在、又は以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動並びに銀行業及び事業活動のその他の分野（これらに限定されない）に関連する、規制当局、政府機関又は他の公共機関による聴取及び検査、情報請求、監査、調査及び訴訟及びその他の手続の対象となっている。

現時点において、当グループは、本注記中に開示されていない、当グループが当事者となっているこれらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想していない。当グループは、偶發債務が当グループに与える可能性のある財務上の影響の見積りについて、これを見積もることが実行可能でないか、あるいは実行可能であっても開示によって案件の進行に不利益をもたらす可能性がある場合は、これを開示していない。しかしながら、こうした案件に伴う不確実性の観点から、特定の 1 件又は複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績又はキャッシュ・フローにとって重要でないという保証はない。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額若しくは当該報告期間に計上される収益の金額に依拠する。

20 関連当事者取引

2013 年 12 月 31 日終了事業年度における関連当事者取引は、当グループの 2012 年度年次報告書に開示された事項と性質的に類似している。2013 年度において発生した関連当事者取引で、当期の当グループの財政状態又は経営成績に重要

な影響を与えたものではなく、2012 年度年次報告書に記載された関連当事者取引について、当事業年度における当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与える重要な変更はなかった。

ワン・アフリカ

ワン・アフリカには、バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド、バークレイズ・バンク・エジプト・エスエーイー、バークレイズ・バンク・オブ・ジンバブエ・リミテッド、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの、アフリカにおいて稼得した収益及び費用並びにアフリカに関連する経営上の再費用計上額が含まれる。

2013 年度において、アフリカ全土における 8 カ国の業務の所有権がアブサと統合され、バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドが創設された。これらの事業の統合により、同グループは、それぞれの国における現地の強力なプレゼンスとグローバル・バンкиング・グループの一員であることの利点を兼ね備えることとなる。この統合は、Transform 戦略の一環として、事業コストの削減、アフリカの顧客に対するグローバルなリレーションシップ、商品及び専門知識の提供、アフリカの顧客への全世界の金融市場へのアクセス提供を促進することになる。また、これらの変革は、全世界の顧客にとってアフリカ市場の専門知識へのアクセスを容易にすることも意図している。

下記の損益計算書情報は、アフリカ RBB セグメントに加えて、当グループのアフリカにおける営業活動の概観を示す目的で提供している。このプロフォーマ損益計算書は、当グループのアフリカにおけるリテール・アンド・ビジネス・バンкиング、カード、コーポレート及びインベストメント・バンкиング並びにウェルス・マネジメント事業の業績の要約に、当グループの連結調整を加えたものである。

この開示は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の定義に基づく事業セグメントではないことに留意されたい。

損益計算書関連の情報

	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度		2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
アフリカ RBB	2,801	3,135	(11)	3,286	3,135	5
アフリカ・カード	496	398	25	583	398	46
アフリカ・インベストメント・バンク	368	429	(14)	433	429	1
アフリカ・コーポレート・バンкиング	374	348	7	436	348	25
アフリカ・ウェルス・マネジメント	29	36	(19)	34	36	(6)
本社	(30)	—	—	(38)	—	—
収益合計	4,038	4,346	(7)	4,734	4,346	9
保険契約に基づく保険料収入純額	(185)	(209)	(11)	(216)	(209)	3
保険金控除後の収益合計	3,853	4,137	(7)	4,518	4,137	9
信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額	(478)	(695)	(31)	(554)	(695)	(20)
営業収益純額	3,375	3,442	(2)	3,964	3,442	15
営業費用（英國銀行税およびTransform達成費用を除く）	(2,519)	(2,632)	(4)	(2,932)	(2,632)	11
英國銀行税	(34)	(28)	21	(35)	(28)	25
Transform達成費用	(26)	—	—	(26)	—	—
営業費用	(2,579)	(2,660)	(3)	(2,993)	(2,660)	13
その他の利益純額	9	18	(50)	10	18	(44)
税引前利益²	805	800	1	981	800	23
株主帰属利益 ¹	143	165	(13)	201	165	22
アフリカ RBB	404	322	25	505	322	57
アフリカ・カード	183	216	(15)	216	216	—
アフリカ・インベストメント・バンク	115	158	(27)	137	158	(13)
アフリカ・コーポレート・バンкиング	107	96	11	128	96	33
アフリカ・ウェルス・マネジメント	3	7	(57)	4	7	(43)
本社	(7)	1	—	(9)	1	—
税引前利益²	805	800	1	981	800	23

貸借対照表関連の情報

リスク調整後資産－CRD III	360 億ポンド	389 億ポンド
------------------	-------------	-------------

パフォーマンス指標

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
平均有形株主資本利益率	7.5%	10.4%	7.5%	10.4%
平均株主資本利益率	4.0%	4.7%	4.0%	4.7%
平均リスク調整後資産利益率	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
収益に対する費用の比率	67%	64%	67%	64%

1 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。経営上の再費用計上額を控除後の株主帰属利益は 380 百万ポンド (2012 年 : 388 百万ポンド) である。

2 経営上の再費用計上額を控除後の税引後利益は 1,095 百万ポンド (2012 年 : 1,068 百万ポンド) である。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。なお、以下の情報は、2013年3月8日に公表されたバークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である*。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・キャッシング

UKリテール・アンド・ビジネス・キャッシング（「UKRBB」）は、当座預金、貯蓄預金及びウールウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UKRBBはまた、無担保ローン、一般保険、キャッシング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・キャッシング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・キャッシングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてクレジットカードを含むリテール・サービスを提供し、様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・キャッシング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・キャッシング（「アフリカRBB」）は、アフリカ及びインド洋の各地でリテール、コーポレート及びクレジットカードのサービスを提供している。アフリカRBBは、かつてバークレイズ・アフリカ及びアブサとして報告されていた事業を統合したものである。

バークレイカード

バークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

* 但し、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の主要な経営指標に関する情報は、2012年6月27日に提出したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書及び各年度の年次報告書（アニュアル・レポート）を出典としている。

インベストメント・バンク

バークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各國政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英國及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去 5 年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
バークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)	2009年 (百万ポンド)	2008年 (百万ポンド)
損益計算書からの 抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	24,539	32,382	31,450	29,094	23,069
税引前利益（注2）	99	5,974	6,079	4,559	6,035
税引後（損失）／利益（注2）	(384)	4,046	4,563	10,289	5,249
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	60,038	62,078	59,174	55,925	41,202
資産合計	1,490,747	1,563,402	1,490,038	1,379,148	2,053,029
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(15,014)	28,868	17,722	41,421	32,870
投資活動からの キャッシュ純額	(6,720)	(1,912)	(5,627)	12,260	(8,755)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,923)	(5,750)	1,123	(610)	13,117
現金及び現金同等物 －期末現在	121,907	149,673	131,400	114,340	64,509
その他					
当期包括利益合計	(505)	4,840	4,500	10,836	7,190
平均従業員数（注3）	143,700	149,700	151,300	153,800	151,500

(続き)

	当行				
	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)	2009年 (百万ポンド)	2008年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益（注2）					
税引後利益（注2）					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	47,705	50,759	50,045	47,831	33,879
資産合計	1,515,163	1,602,603	1,536,290	1,399,428	1,987,542
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(4,256)	26,250	13,075	26,953	41,436
投資活動からの キャッシュ純額	(9,286)	(475)	(5,422)	24,287	(20,840)
財務活動からの キャッシュ純額	(4,264)	(4,215)	1,942	(533)	9,194
現金及び現金同等物 一期末現在	107,664	128,572	109,009	96,357	48,044
その他					
平均従業員数（注3）					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2009年度に売却された事業による税引後利益（売却益を含む）は、2009年度の税引後利益に含まれている。2009年度より前の当該事業による税引前利益は、税引前利益に含まれている。

(注3) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスター・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ
(<http://www.moodys.co.jp>) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン
株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「レーティングズ・サービス」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報をを利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付ノックイン型 複数指標参照型

デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご認識いただけたリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者の経営・財務状況の悪化やそれに関する外部評価の低下等により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および2つの参考指標の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなつた場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、2つの参考指標終値が両方とも早期償還判定水準と等しいかそれを上回った場合、当該判定日の直後の早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

流動性リスク

流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪

影響を及ぼすおそれがあること。

元本リスク

本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中において、2つの参照指数終値のいずれか一方でも、所定のノックイン価格と同額かまたはそれを下回った場合には、満期償還額が2つの参照指数のうち、より値下がりの割合の高いいづれか一方の指数に連動するため、結果として投資元本を割り込み、お客様に損失(元本欠損)が生じるおそれがあること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、利率決定日における2つの参照指数の水準により適用される利率が変動すること。利率決定日における2つの参照指数終値が両方とも、利率決定価格以上であれば高いほうの利率、いづれか一方でも利率決定価格未満であれば低い方の利率が適用されます。

想定損失について

本債券は、2つの参照指数の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上